

**阪神・淡路大震災  
震災復興10年・西宮からの発信**

安全・安心の実現に向けて

# 「震災復興10年・西宮からの発信」 刊行にあたって

平成7年1月17日午前5時46分、本市を襲ったあの阪神・淡路大震災から10年がたちました。震災により、長年にわたって築き上げてきたすばらしいまち西宮は一瞬にして破壊されました。1,100人を超える尊い人命が失われ、61,000世帯以上が全・半壊するという悪夢のような大惨事の中から立ち上がり、この10年間、市民の皆様と力を合わせて復興に取り組んでまいりました。これまでの市民の皆様の懸命のご努力に深く敬意を表します。



土地区画整理事業や市街地再開発事業などの震災復興事業は完成の段階を迎えています。また、まちの復興とともに人口も順調に増加しています。震災後は一旦38万7千人と震災前の人口42万4千人を下回った人口も、子育て世代を中心に増加し、平成16年12月現在では46万人を超えています。

このように、まちには賑わいや活力が増してきましたが、長引く不況の中で被災者の抱える問題や保育所待機児童の解消などの課題も残されております。また、財政状況は一段と厳しさを増しております。

こうした中で、今後、本市が安全で安心できるまちづくりを進めていく上で、今一度あの震災を振り返り、行政の立場から10年を経た現在の課題を整理することが大切であると考えています。このため、「10年前はどうだったのか」「現在はどうなっているのか」という視点から、震災直後の災害応急対策を中心に検証し、あわせて様々な分野でこれまで本市が取り組んできた復興にかかる事業・施策の一覧を編集したのが、この「震災復興10年・西宮からの発信」です。

近年、これまでに例のない頻度と規模で、震災や水害などの自然災害が起こっています。今まさに復興に取り組まなければならない自治体も少なくありません。この記念誌が、そういった自治体をはじめとする各自治体や関係機関における今後の取り組みの参考になれば幸いです。

平成17年（2005年）2月

西宮市長 山田 知

# 目 次

## 第Ⅰ部 はじめに

1章 西宮市の概要.....	1
2章 地震の概要.....	4
3章 西宮市の被災状況.....	5
4章 人 口.....	7
5章 市議会の活動.....	12
6章 国の財政的支援.....	19
7章 義援金の受入・支給.....	24

## 第Ⅱ部 10年前と現在を比較して

1章 災害への対応状況等 ～災害応急体制～ .....	27
第1節 震災発生前後の市の組織体制...27	
第2節 消火活動.....	31
第3節 救助、救急活動.....	35
第4節 情報提供及び震災関連相談.....	39
第5節 医療に関する活動.....	44
第6節 福祉に関する活動.....	47
第7節 衛生に関する活動.....	50
第8節 災害ボランティア活動.....	52
第9節 避難所の設置・運営.....	55
第10節 救援物資の受入・配布.....	58
第11節 応急給水.....	60
第12節 住宅対策.....	62
2章 今後の検討課題.....	64

## 第Ⅲ部 復旧・復興の状況等(概要)

1章 市民生活の安定、支援.....	67
第1節 住宅の確保、再建支援.....	67
第2節 福祉・保健・医療の充実.....	69
第3節 防災の体制づくり.....	71

2章 安全で安心できるまちづくり.....	73
第1節 都市の防災機能の強化.....	73
第2節 災害に強い建築物等の整備、誘導 .....	73
3章 産業の振興.....	75
第1節 地域産業の再生・復興.....	75
第2節 新しい産業活力づくり.....	76
4章 魅力ある地域社会の創出.....	77
第1節 支え合う地域コミュニティの形成 .....	77
第2節 教育活動の充実.....	77
第3節 文化・スポーツの振興.....	78
第4節 コミュニケーション環境づくり .....	79
5章 環境と調和した、美しいまちづくり...80	
第1節 環境との共生.....	80
第2節 うるおいのある都市景観の形成 .....	80
6章 市街地の復興.....	81
第1節 市街地の面的復興整備.....	81
第2節 道路交通のネットワーク化等...86	
第3節 港湾の整備.....	88
第4節 水と緑のまちづくり.....	88
第5節 河川・下水道.....	90
第6節 水道.....	90
7章 行財政運営等.....	91
第1節 行財政改善等の取り組み.....	91
第2節 国、県への要望.....	93

## 第Ⅳ部 「平成15年度西宮市市民意識調査より」

# 第Ⅰ部

## はじめに

1章	西宮市の概要.....	1
2章	地震の概要.....	4
3章	西宮市の被災状況.....	5
4章	人 口.....	7
5章	市議会の活動.....	12
6章	国の財政的支援.....	19
7章	義援金の受入・支給.....	24

## 1. 沿革

本市は、古くは西宮神社の門前町として、さらには西国街道と中国街道が交差する宿場町として栄えた。江戸時代には「宮水」の発見により酒造業が盛んとなり、西宮・今津港という立地条件にも恵まれ、“灘の生一本”の生産地として全国に知られるようになった。明治以降、良好な自然環境に加え、国鉄・阪神・阪急などの鉄軌道の整備を契機として、住宅地として発展するとともに、良好な教育環境を求めて大学が移転してくるなど、住宅都市、文教都市としての性格を特徴づける基礎がつけられた。

一方、産業の面においては、酒造業を中心に食料品、製瓶、紡績の軽工業、さらには機械、鉄鋼、化学などの重工業も発達し、昭和30年代には阪神工業地帯の一角を担うまでの工業地帯を形成することとなった。

この間、本市の母体である西宮町は、大正14年4月に市制を施行し、以後周辺の町村との合併や、さらには昭和40年代から始まる臨海部の埋め立て等により市域を拡大し、現在の面積は100.18km<sup>2</sup>となっている。これに伴い、人口も大正14年の約3万4千人から、市域の拡大とともに順調に増加し、昭和50年（1975年）には40万人を超え、全国でも有数の規模の都市に成長した。

このような発展過程の中で、昭和38年（1963年）に、全国で最初に「文教住宅都市」宣言を行い、良好な住宅地と恵まれた教育環境を生かしたまちづくりを進めることを明らかにした。昭和46年には、「西宮市総合計画」を策定。その後、昭和61年には、“活力とうるおいのある文教住宅都市”の建設をめざす「西宮市新総合計画」を策定し、この基本目標の実現に向けて、着実に発展を続けてきた。

平成8年度からスタートする「第3次西宮市総合計画」策定中に阪神淡路大震災が発生した。市は、「西宮市新総合計画」の基本構想を3年間延長するとともに、緊急対応としてまちづくりを安全・安心面から見直し、補完する「西宮市震災復興計画」を平成7年6月に策定した。その後、平成11年度に震災復興計画をまちづくりの柱として引き継ぎ、平成20年度を目標年次とする「第3次西宮市総合計画」を策定した。

## 2. 地勢

## (1) 地形

本市は、兵庫県の南東部にあり、大阪、神戸両市の中間に位置している。市域の東は武庫川下流で尼崎市に、西は芦屋市に、北は六甲山地北部で神戸市、仁川及び武庫川中流で宝塚市にそれぞれ接し、南は大阪湾に面している。市域は、南北19.2km、東西14.2kmにわたり、ひょうたん型に展開しており、その中央部を東六甲山系に属する山地が東西に横断している。全体として、海拔0mから900mにいたる起伏と変化にとんだ地形を生み、自然の緑とあいまって美しい景観をつくり出している。

東六甲山系から市北部の北摂山系に広がる山地は、市域総面積の70%余りを占め、瀬戸内海国立公園六甲山地区の一部を含む豊かな自然に恵まれた地域である。

## (2) 地質

地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の2つに大きくわけることができる。

太多田川から北部一帯は主として石英粗面岩類からなり、山口町と塩瀬町の一部では泥岩、砂岩、れき岩からなる神戸層群で覆われており、この層群において集落の形成がみられる。

東六甲山系に属する山地においては、表層は凝固度の弱いれき、砂、粘土からなる洪積層（大阪層群、段丘れき層）に覆われており、南部の市街地は、花崗岩の風化作用と河川の侵食作用によって、六甲山地の土砂が多量に下流に運ばれ、たい積してできた沖積層のデルタの上に形成されている。

また、兵庫県南部地震発生時には、野島断層が活動したことが判明しているが、市域内には、甲陽断層や芦屋断層、六甲断層など、いくつかの活断層の存在が明らかになっている。

## 西宮市の概要（平成16年10月1日現在）

**人口** 459,448人      **世帯数** 191,756世帯  
**面積** 100.18km<sup>2</sup>      **人口密度** 4,373人/km<sup>2</sup>（平成12年国調）  
**産業別就業人口**（平成12年国調）  
     第1次産業 650人（0.3%）  
     第2次産業 47,919人（23.1%）  
     第3次産業 154,073人（74.3%）  
     **総数** 207,432人（分類不能の産業を含む）

**高齢者比率** 14.6%（平成12年国調）

**昼夜間人口比** 87.8%（平成12年国調）

**選挙人名簿登録者数** 男 169,203人 女 189,990人 計 359,193人

**市の沿革**

- T14.4.1 市制施行
- S8.4.1 合併今津町 芝村 大社村
- S16.2.11 合併甲東村
- S17.5.5 合併瓦木村
- S26.4.1 合併鳴尾村 塩瀬村 山口村

**財政**（平成15年度決算；普通会計） （単位：千円）

歳入	149,548,554	実質収支	572,157
歳出	148,971,047	地方債現在高	256,792,688
歳入歳出差引	577,507	基金現在高	12,191,648
翌年度に繰越すべき財源	172,049	（財政調整基金）	3,833,400

**職員数**（再任用短時間勤務職員） 3,785人（35人）

**公共施設等の状況**（平成16年4月1日現在） （ ）内は市立以外を含む

小学校	42校（44校）	診療所	8カ所（685カ所）
中学校	20校（28校）	上水道普及率	99.9%
高等学校	2校（17校）	下水道普及率（人口）	98.0%
養護学校他	1校（3校）	都市公園等都市計画 区域内人口1人当	382カ所 7.24m <sup>2</sup>
保育所	23カ所（45カ所）	道路改良率	79.6%
幼稚園	22園（62園）	道路舗装率	96.4%
公民館	24カ所	ごみ実施率	100.0%
体育館	7カ所（10カ所）	し尿実施率	0.3%
病院	1カ所（23カ所）		

**主な公共施設等**

アミティホール	市民体育館	総合福祉センター
フレンテホール	北山緑化植物園	総合教育センター
プレラホール	リゾ鳴尾浜	男女共同参画センター
なるお文化ホール	津門中央公園	大学交流センター
甲東ホール	震災記念碑公園	子育て総合センター
大谷記念美術館	西部総合処理センター	消費生活センター
甲山自然の家	甲子園浜自然環境センター	

**まちづくりの基本目標** “文教住宅都市を基調とする個性的な都市”

**都市宣言**

- 安全都市宣言（昭和37.1）
- 文教住宅都市宣言（昭和38.11）
- 平和非核都市宣言（昭和58.12）
- 環境学習都市宣言（平成15.12）

**市花・木** さくら（花） くすのき（木）

**祭 ・ 行 事**

西宮神社十日戎（1月）  
選抜高等学校野球大会（3月）  
さくら祭（4月）  
全国高等学校野球選手権大会（8月）  
にしのみや市民祭り（8月）  
酒蔵ルネサンス（10月）  
西宮国際ハーフマラソン（11月）

**主 な 産 業  
わがまちの顔**

清酒 ビールその他の食品関連産業  
甲山 夙川の桜 甲子園球場 酒蔵通り 西宮戎神社 武庫川河川敷  
新西宮ヨットハーバー アクタ西宮 エピスタ西宮 フレンテ西宮

平成7年1月17日未明に阪神・淡路地域を襲った「兵庫県南部地震」は、日本で初めての近代的な都市における直下型地震であり、大きな破壊力をもって、未曾有の災害をもたらした。気象庁はこの地震を「平成7年（1995年）兵庫県南部地震」と命名した。さらに政府は、今回の災害の規模の大きさに加え、今後の復旧・復興施策の推進の際に統一的な仮称が必要となることから災害名を「阪神・淡路大震災」と呼称することを平成7年2月14日に閣議口頭了解した。

- 発生日時 平成7年1月17日(火)午前5時46分
- 震源 淡路島北部（北緯34度36分 東経135度02分）
- 震源の深さ 16km
- 規模 マグニチュード7.3
- 震度 震度7（激震）
- 特徴 横揺れと縦揺れが同時に発生
- 被害状況（平成15年12月25日消防庁調べ）

死亡者	6,433人
行方不明	3人
負傷者	43,792人
全壊家屋（全焼を含む）	111,054棟
半壊家屋（半焼を含む）	144,343棟

道路、鉄道、港湾等の都市基盤施設や電気、電話、ガス、上水道等のライフライン施設や多くの商工業施設等広範囲にわたって、壊滅的な被害を受けた。この被害規模は、大正12年（1923年）の関東大震災に次ぐ地震被害となった。

## 1. 市民生活の被害

## (1) 犠牲者

- 死亡者 1,146人（震災関連死及び市外で死亡した市民12名を含む）
- 負傷者 6,386人
- 高齢者（60歳以上）が、死亡者の約54%を占める

## (2) 被災世帯

- 全壊（全焼を含む） 34,136世帯
- 半壊（半焼を含む） 27,102世帯
- 震災時、世帯数の約40%が大きな被害

## (3) 避難者等

- 避難勧告の状況

仁川百合野町	1月20日発令	50世帯100人勧告	2月16日解除
苦楽園四番町	1月21日発令	80世帯240人勧告	平成8年10月1日解除
宝生ヶ丘1・2丁目	1月21日発令	142世帯420人勧告	平成9年6月16日解除
生瀬高台	1月21日発令	35世帯100人勧告	2月16日解除

- ピーク時

避難所数	194カ所（平成7.1.20）
避難者数	44,351人（平成7.1.19）

- 平成7年9月末で避難所解消

## (4) 火災による焼損 火災件数41件（震災当日に34件発生）

- 全焼 50棟
- 半焼 6棟
- 部分焼 18棟
- ぼや 16棟
- 延べ焼損面積 7,649m<sup>2</sup>

## 2. 都市施設の被害

## (1) 公共施設の被害（主なもの）

- 市役所 6～8階損傷著しく使用不能
- 市民施設 市民会館、勤労会館、市民館などが大きな被害を受けた
- 中央病院 建物一部損壊、設備損傷
- 学校園 小42校、中19校、高3校、養護1校、幼22園が被災
- 体育館等 中央体育館、スポーツセンター、夙川公民館等の破損、損壊
- ホール アミティホール、フレンテホールが使用不能

## (2) 交通ネットワークの被害

## ① 道路

## ア. 幹線道路

- 国道171号：門戸高架橋の落橋により通行止（平成7.11.28一部開通、平成7.12.28全面開通）
- 国道2号・43号・176号、中国自動車道の一部損壊
- 名神高速道路：落橋その他橋脚部の被害により通行止（平成7.7.29全面開通）
- 阪神高速道路3号神戸線：落橋2カ所により通行止（平成8.9.30全面開通）
- 阪神高速道路5号湾岸線：落橋1カ所により通行止（平成7.4.29全面開通）

- 西宮北有料道路（盤滝トンネル）：2カ所の崩落等により通行止（平成7.3.1全面開通）
- イ．一般道路・橋梁
  - 市道：156kmで路面沈下等の被災のほか、丘陵地の地盤流動により27カ所で地滑りが発生し、道路が屈曲、沈下等の被災
  - 橋梁：車道33橋、人道10橋、計43橋で橋台、橋脚の傾斜や主桁の破損などの被災

## ②鉄道

### ア．JR

- 新幹線：高架橋延長約1.5kmの60%が損傷により不通（平成7.4.8全線開通）
- 在来線：橋梁10カ所損傷、電線・電柱多数損傷により不通（平成7.4.1全線開通）

### イ．阪急

- 神戸線：高架橋部分多数倒壊、夙川駅舎損壊等により不通（平成7.6.12全線開通）
- 今津線：高架橋部分18本損傷、軌道・電気施設多数損傷により不通（平成7.2.5全線開通）
- 甲陽線：線路陥没、法面崩壊等により不通（平成7.3.1全線開通）

### ウ．阪神

- 本線：西宮変電所全壊、鉄柱・電線等多数損傷、香櫨園駅盛土一部崩壊、津門川橋脚ひび割れ等により不通（平成7.6.26全線開通）

## (3) ライフラインの被害

- 水道：154,100世帯で断水（平成7.2.28応急復旧工事完了）  
南部の貯水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設が損傷
- 下水道：下水管渠、ポンプ場、処理場などが損傷（平成8.12.26復旧完了）
- 電気：176,000軒で停電（平成7.1.23応急送電完了）
- ガス：停止戸数は170,400戸/(172,500戸)（平成7.4.11応急復旧完了）
- 電話：故障件数は34,000回線/(198,000回線)（平成7.1.31回復完了）

## (4) 港湾施設の被害

- 西宮大橋橋脚2本損壊し全面通行止（平成8.5.22復旧完了）
- 西宮地区、甲子園地区埋立地の埠頭・護岸が損壊・沈下

## (5) 公園施設の被害

- 都市公園、地区公園、近隣公園等の大部分で舗装陥没、擁壁崩壊等

## (6) 河川の被害

- 御手洗川、中新田川、森具川等の護岸破損

## 3. 産業の被害

### (1) 酒造業

- 21社の内、生産12社、休造5社、廃業4社（平成10.10.1現在）

### (2) 小売市場・商店街

- 小売市場...32団体のうち全・半壊20団体
- 商店街...36団体のうち全・半壊22団体（平成10.1.31現在）

## 1. 総人口

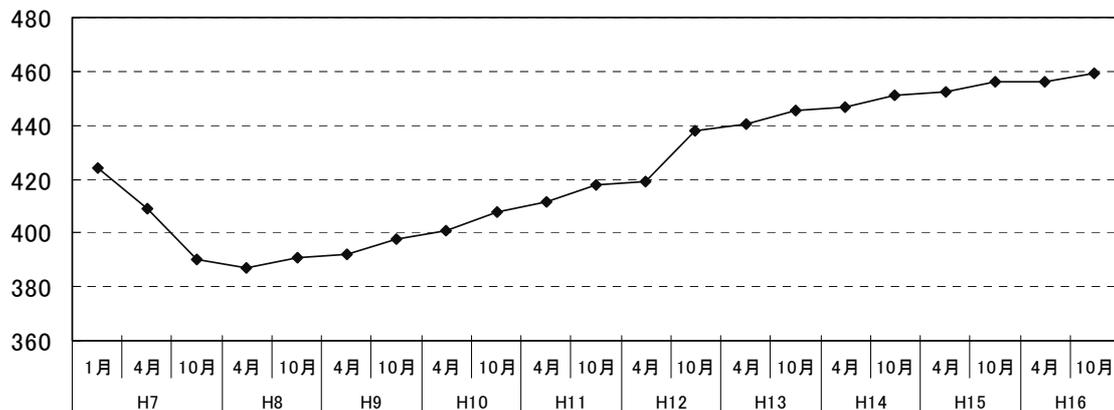
震災直前の平成7年1月1日の人口は、424,101人であったが、震災後の同年10月1日に実施した国勢調査の結果では、震災の影響により390,389人と約3万3千人の減少となった。その後も人口の減少は続き、平成8年4月には386,802人で、震災後の最少人口を記録した。しかし、その翌月からは増加に転じ、平成12年10月1日の国勢調査では、438,105人と震災後初めて震災前の人口を上回る結果となった。その後も人口の増加は続き、平成16年10月1日現在の人口は、459,448人となっている。平成7年1月1日の人口に対する人口回復率は、108.3%となっている。

一方、登録人口で見ると、平成7年1月1日の人口は420,687人であったが、平成8年5月1日の397,854人を最少に増加に転じ、推計人口同様転入超過が続き、平成16年10月1日には456,313人となっている。平成7年1月1日の登録人口に対する人口回復率は108.5%である。

本市では、学生が多いなどの都市的性格もあり、震災前まで国勢調査人口（推計人口）が登録人口を上回っていたが、震災直後の平成7年の国勢調査において、登録人口401,441人に対し、国勢調査人口390,389人と逆転した。これは、市内に住民登録等をおいたまま市外に避難した人が相当数あったためと考えられる。しかし、平成12年の国勢調査で、再び国勢調査人口が登録人口を上回っていることから、この時期までに震災による市外流出の影響はある程度収まったものと思われる。

震災復興に伴い、西宮マリナパークシティ等の大規模開発や、市域に多くのマンション等が建設されたこともあり、転入人口が転出人口を上回る状態が続いており、平成16年度に46万人に達した以後もなお、人口増が続いている。震災後の人口増の特徴として、20代後半から30代の子育て世代の転入が多いことがあげられる。

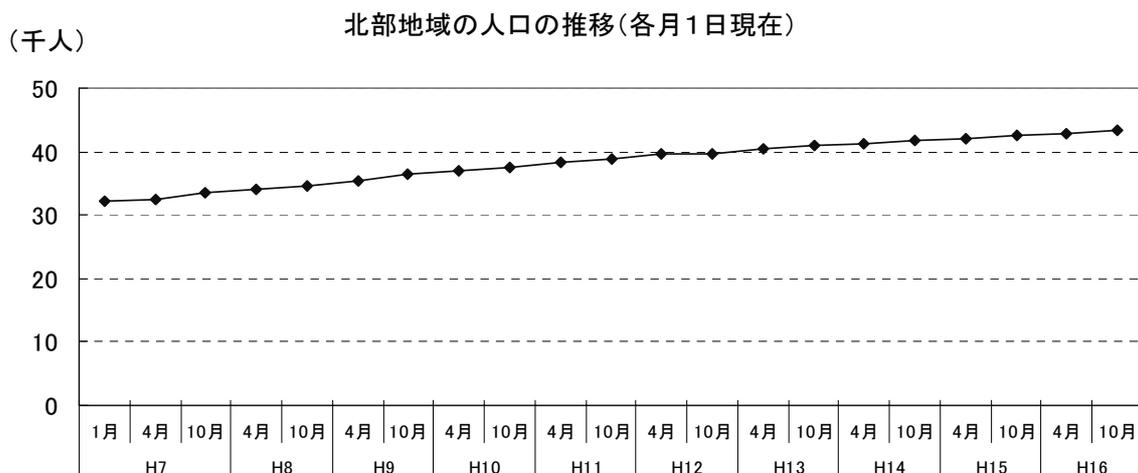
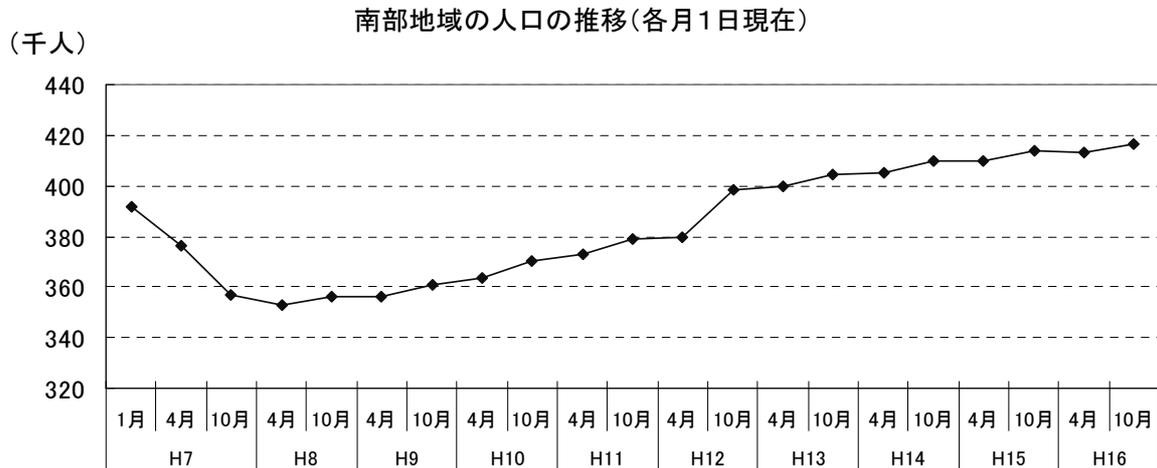
(千人) 西宮市の人口の推移(各月1日現在)



## 2. 地域別人口

市南部と北部に分けて人口の動きを見ると、南部では震災の影響により急激な人口減少が見られ、その後順調に回復し、平成12年度以降は震災前人口を超えて増加を続けている。概ねその動向は、総人口の動きと一致している。

一方、北部の塩瀬・山口両地区では、震災による被害が南部に比べ少なかったため、人口は震災前からの傾向と変わらず、微増傾向が続いている。人口統計上震災の影響は見られない。



### 人口の推移

年	月	人 口	南 部	北 部	登録人口
平成7年	1月	424,101	391,840	32,261	420,687
	4月	408,792	376,236	32,556	405,378
	10月	390,389	356,811	33,578	401,441
平成8年	4月	386,802	352,745	34,057	397,854
	10月	390,792	356,157	34,635	401,844
平成9年	4月	391,953	356,475	35,478	403,005
	10月	397,618	361,169	36,449	408,670
平成10年	4月	400,861	363,807	37,054	411,913
	10月	407,687	370,213	37,474	418,739
平成11年	4月	411,466	373,135	38,331	422,518
	10月	417,751	378,794	38,957	428,803
平成12年	4月	419,150	379,508	39,642	430,202
	10月	438,105	398,440	39,665	434,970
平成13年	1月	439,682	399,701	39,981	436,547
	4月	440,171	399,713	40,458	437,036
	7月	444,434	403,575	40,859	441,299
	10月	445,658	404,642	41,016	442,523
平成14年	1月	447,123	406,019	41,104	443,988
	4月	446,771	405,462	41,309	443,636
	7月	450,063	408,567	41,496	446,928
	10月	451,163	409,532	41,631	448,028
平成15年	1月	452,211	410,464	41,747	449,076
	4月	452,102	409,997	42,105	448,967
	7月	454,949	412,619	42,330	451,814
	10月	456,037	413,521	42,516	452,902
平成16年	1月	456,786	414,131	42,655	453,651
	4月	456,257	413,494	42,763	453,122
	7月	458,464	415,435	43,029	455,329
	10月	459,448	416,210	43,238	456,313

### 3 . 自然動態

出生と死亡の差である自然増減数の推移は、震災死の影響により、平成7年1月と2月の2ヶ月間が連続して自然減となっているが、3月以降は、平成6年と同数程度に戻っている。その後も、自然増の状態推移している。

なお、震災死亡数1,134名のうち、市内に住民票のあるものは1,063名で、これに他都市で死亡したものを12名加えた1,075名が西宮市の人口動態統計上現れてくる震災による死亡数となる。

### 4 . 社会動態

社会動態は、平成6年では市民の6.8%が転入、7.3%が転出で2,000人余りの社会減となっており一般的な傾向であった。

震災による人口の社会動態をみると、震災月の平成7年1月で早くも2,000人余りの転出超過、3月には6,000人を超える転出超過で、平成8年3月までの1年3ヶ月転出超過が継続した。

まず、転入数を見ると平成7年1月から4月までの間は平成6年と比較し、大幅に転入数が減少している。4ヶ月トータルをみると平成6年の同期間と比較し3,000人近く少なくなっている。しかし平成7年5月には、ほぼ震災前の平成6年と同様の数字に戻り、その後若干平成6年を下回った数で推移しているが、10月以降は平成6年とほぼ同数となっている。

平成8年に入ってから、転入数のピークの時期的なずれはあるが、概ね平成6年と同数となっており、平成8年7月以降は平成6年の同月に比べ転入数が上回っている。その傾向は現在まで続いている。

また、転出数を見ると平成7年は平成6年を大幅に上回っており、特に2月は平成6年同月と比較し、5千人以上増加している。この転出数の増加傾向は7月頃まで続いており8月以降は平成6年とほぼ同数に戻っている。平成8年に入ってからこの状況は続き、8月以降は平成6年を下回る状況となっている。

転入と転出の差である社会増減数をみると、表に示すとおり平成7年11月には平成6年同月とほぼ同数に戻り、平成8年6月まで平成6年の同月とほとんど同じ推移を示している。平成8年7月以降は、社会増が続いており、社会減の傾向にあった平成6年以前とは異なる動向を見せている。社会動態上人口回復基調となり、平成9年度以降は3月に微減し4月にその数倍の人口が増加するという傾向が続いている。特に平成14年度までは、毎年4月に2,000人を超える増となっている。

月別人口動態の推移

年	月	自然動態			社会動態			人口
		出生数	死亡数	増減数	転入数	転出数	増減数	増減数
平成6年	1月	330	232	98	1,635	1,814	179	81
	4月	365	235	130	4,676	2,923	1,753	1,883
	7月	360	276	84	2,040	2,477	437	353
	10月	368	222	146	1,870	2,079	209	63
平成7年	1月	312	1,219	907	1,110	3,243	2,133	3,040
	4月	292	241	51	4,050	4,639	589	538
	7月	311	235	76	1,829	2,791	962	886
	10月	254	220	34	1,873	2,379	506	472
平成8年	1月	320	253	67	1,576	1,961	385	318
	4月	268	212	56	5,333	3,384	1,949	2,005
	7月	359	173	186	2,613	2,463	150	336
	10月	324	230	94	2,316	1,945	371	465
平成9年	1月	301	312	11	2,103	1,940	163	152
	4月	337	212	125	6,025	3,073	2,952	3,077
	7月	337	206	131	2,263	2,365	102	29
	10月	371	220	151	2,433	2,021	412	563
平成10年	1月	423	260	163	1,986	1,710	276	439
	4月	317	185	132	6,022	2,810	3,212	3,344
	7月	393	198	195	2,487	2,345	142	337
	10月	390	227	163	2,451	1,795	656	819
平成11年	1月	381	324	57	2,014	1,485	529	586
	4月	386	215	171	5,459	2,662	2,797	2,968
	7月	385	233	152	2,682	2,001	681	833
	10月	360	196	164	2,170	1,769	401	565
平成12年	1月	424	277	147	1,698	1,694	4	151
	4月	374	237	137	4,646	2,534	2,112	2,249
	7月	415	233	182	2,254	2,148	106	288
	10月	404	233	171	2,215	1,872	343	514
平成13年	1月	423	297	126	2,327	2,172	155	281
	4月	339	237	102	5,762	3,224	2,538	2,640
	7月	426	234	192	2,664	2,440	224	416
	10月	435	234	201	2,868	2,518	350	551
平成14年	1月	424	274	150	1,977	2,007	30	120
	4月	430	219	211	5,572	3,495	2,077	2,288
	7月	487	230	257	2,684	2,635	49	306
	10月	459	228	231	2,526	2,364	162	393
平成15年	1月	409	357	52	2,208	2,060	148	200
	4月	379	223	156	5,151	3,397	1,754	1,910
	7月	451	222	229	2,745	2,610	135	364
	10月	399	260	139	2,729	2,517	212	351
平成16年	1月	431	302	129	2,010	1,883	127	256
	4月	442	226	216	4,645	3,349	1,296	1,512
	7月	356	238	118	2,498	2,332	166	284
	10月	374	246	128	2,565	2,244	321	449

震災後、直ちに特別委員会が設置されたのをはじめ、本会議（臨時会・定例会）を通じて、救援・復旧・復興に対する取り組みが行われてきた。さらに議会開会中・閉会中を問わず、特別委員会が開催される等、あらゆる機会を通じて議会一丸となって、種々の活動が行われてきた。その内容の主なものは次のとおりである。

### 1. 本会議（臨時会・定例会）の開催

平成 7. 2. 15	第21回臨時会	平成11. 6. 21～ 7. 8	第 1 回定例会
3. 13～ 3. 24	第22回定例会	9. 6～ 9. 22	第 2 回定例会
6. 11	市議会議員選挙*	12. 1～ 12. 20	第 3 回定例会
6. 20～ 7. 4	第 1 回定例会	平成12. 2. 28～ 3. 27	第 4 回定例会
9. 8～ 9. 26	第 2 回定例会	6. 19～ 7. 7	第 5 回定例会
11. 13	第 3 回臨時会	9. 4～ 9. 21	第 6 回定例会
12. 1～ 12. 21	第 4 回定例会	12. 4～ 12. 26	第 7 回定例会
平成 8. 1. 26	第 5 回臨時会	平成13. 2. 23～ 3. 23	第 8 回定例会
2. 23～ 3. 22	第 6 回定例会	6. 18～ 7. 5	第 9 回定例会
6. 17～ 7. 4	第 7 回定例会	9. 10～ 9. 27	第10回定例会
9. 4～ 9. 20	第 8 回定例会	12. 3～ 12. 21	第11回定例会
12. 4～ 12. 24	第 9 回定例会	平成14. 2. 27～ 3. 26	第12回定例会
平成 9. 2. 24～ 3. 24	第10回定例会	6. 19～ 7. 9	第13回定例会
6. 16～ 7. 3	第11回定例会	9. 9～ 9. 26	第14回定例会
9. 8～ 9. 26	第12回定例会	12. 2～ 12. 20	第15回定例会
12. 3～ 12. 22	第13回定例会	平成15. 2. 24～ 3. 20	第16回定例会
平成10. 2. 27～ 3. 26	第14回定例会	4. 27	市議会議員選挙
6. 8～ 6. 24	第15回定例会	6. 18～ 7. 8	第 1 回定例会
9. 7～ 9. 25	第16回定例会	9. 8～ 9. 25	第 2 回定例会
12. 3～ 12. 22	第17回定例会	12. 2～ 12. 22	第 3 回定例会
平成11. 2. 22～ 3. 18	第18回定例会	平成16. 3. 1～ 3. 25	第 4 回定例会
4. 25	市議会議員選挙		

\* 震災に伴う臨時特例により、議員任期が4月30日から6月10日に延期された。

### 2. 特別委員会の開催

平成 7. 1. 23	兵庫県南部地震対策特別委員会（任意の特別委員会）設置。委員10人。
2. 3	市当局より報告（被災状況と対策、震災復興本部の設置と組織改正、災害市街地復興基本方針）をし、質疑、要望を受けた。
2. 8	意見書案（兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する意見書案）がとりまとめられた。
2. 10	市当局より報告（被害状況、死亡者数の修正、家屋の被害状況調査、中小企業等への融資制度、災害弔慰金等の支給及び援護資金等の貸付、被災者証明書、倒壊家屋申込及び処理状況、応急仮設住宅第一次抽選、都市ガスの復旧状況、水道応急復旧状況、平成6年度2月補正予算概要）をし、質疑、要望を受けた。
2. 15	兵庫県南部地震災害対策特別委員会と改称され、地方自治法上の特別委員会として設置。委員10人。

- 正副委員長の互選が行われた。
- 2.17 市当局より報告（被害状況、森具震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東地区第二種市街地再開発事業概要、住宅等の危険度判定調査結果、貸し付け・給付等の状況、消防局の活動状況、仮設庁舎等）をし、質疑、要望を受けた。
- 2.28 市当局より報告（被害状況、二次避難所の開設要領、被災者証明書発行・給付等の状況、仮設住宅等入居割当の状況、倒壊家屋申込及び処理状況、被災市街地復興推進地域、西宮浜埋立地仮設道路、学校の被害状況等）をし、質疑、要望を受けた。
- 3.7 市当局より報告（被害状況、西宮市震災復興計画の策定、総合住環境整備事業、災害援護資金の貸付等の状況、住宅の応急修理、学校における仮設住宅建設、西宮・甲子園競輪の再開、森具震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業概要、西宮北口駅北東地区第二種市街地再開発事業概要、火災状況、各自治体からの職員派遣状況等）をし、質疑、要望を受けた。
- 3.13 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 3.28 市当局より報告（被害状況、地震災害特別緊急融資概要、災害援護関係給付・貸付等の状況、震災復興事業、住宅応急修理の状況、市職員の被災状況、個人による家屋解体搬送費用の公費支払い手続き等）をし、質疑、要望を受けた。
- 4.4 本市における兵庫県南部地震災害の実態調査並びに復興対策（県知事への要望）。
- 4.21 市当局より報告（震災対策等の概要、避難者実態調査の結果、第3次応急仮設住宅、総合設計制度、復興市街地整備事業、改良住宅の空家入居者募集、西宮市水道復興計画検討委員会の設置、避難所外給食、仮設庁舎等）をし、質疑、要望を受けた。
- 5.10 市当局より報告（市民の生活環境を守る条例等の改正、鳴尾地区船溜り埋立計画の概要、復興市街地整備事業、市庁舎等の被災調査所見の速報等）をし、質疑、要望を受けた。
- 特別委員会で市への災害復興に向けた提言がとりまとめられ、市長に提出。
- 5.16 市当局より西宮市震災復興計画案について説明をし、質疑、要望を受けた。
- 7.4 議員の改選に伴い、新たに震災復興対策特別委員会として設置。委員10人。正副委員長の互選が行われた。
- 7.20 市当局より報告（震災対策等の概要、西宮市住宅復興3カ年計画案、西宮市水道耐震化指針）をし、質疑、要望を受けた。
- 8.25 市当局より報告（西宮市住宅復興3カ年計画に係る実施要綱等、住宅助成義援金の受付状況、避難所の状況）をし、質疑、要望を受けた。
- 10.31 市当局より報告（震災に係る各種施策と事業の進捗状況、災害援護資金貸付金の再受付の状況、震災復興に係る面的整備事業）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成 8.2.1 市当局より報告（西宮市地域防災計画震災対策編の中間報告、義援金等の状況、震災復興事業の経過）をし、質疑、要望を受けた。
- 2.8 立川市（防災対策、国立病院東京災害医療センター）、神奈川県（総合防災センター）視察。
- ~2.9
- 2.14 市当局より報告（西宮市地域防災計画）をし、質疑、要望を受けた。
- 3.5 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6.5 市当局より報告（義援金等の状況、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の入居状況、西宮市地域防災計画地震災害対策編の案）をし、質疑、要望を受けた。
- 8.1 市内の復旧・復興状況現地調査（森具地区、西宮浜マリナパークシティ、甲子園浜埋立地の瓦礫、津門中央公園、JR西ノ宮駅北地区、阪急西宮北口駅北東地区、西宮市立西宮高校、満池谷墓地）。
- 10.18 市当局より報告（JR西ノ宮駅北地区住環境整備事業の計画変更、義援金の状況、復興基金の住宅対策事業の拡充と追加、被災宅地二次災害防止対策事業補助の改正、

- 阪神西宮駅南地区復興街づくり)をし、質疑、要望を受けた。
- 11 .19 兵庫県(県災害対応総合情報ネットワークシステム)視察。
- 平成 9 . 1 .30 東京都(地震災害対策、防災センター)、静岡市(地震災害対策、コミュニティ防  
 ~ 1 .31 災センター)視察。
- 2 .19 市当局より報告(JR西ノ宮駅北地区住環境整備事業の進捗状況、義援金等の交付  
 状況、震災復興関連事業の進捗状況、震災復旧事業の進捗状況)をし、質疑、要望  
 を受けた。
- 3 . 5 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6 .18 委員改選。委員9人。  
 正副委員長の互選が行われた。
- 7 .30 市当局より報告(義援金等の交付状況、震災復興関連事業の進捗状況、仮設住宅の  
 現況及び災害公営住宅等の進捗状況)をし、質疑、要望を受けた。
- 11 .27 市内の復興状況現地調査(兵庫県地すべり資料館、阪急西宮北口駅北東再開発事業、  
 仮設店舗ポンテリカ)
- 平成10 . 2 .12 新潟県(地すべり資料館)、糸魚川市(地域防災計画、フォッサマグナミュージア  
 ~ 2 .13 ム)視察。
- 3 .10 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 6 . 4 市当局より報告(震災被災者への生活再建支援措置の拡充、震災復興関連事業の進  
 捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況)をし、質疑、要望を受け  
 た。
- 6 .23 市当局より報告(震災被災者への生活再建支援措置の拡充、震災復興関連事業の進  
 捗状況、仮設住宅の現況及び災害公営住宅等の進捗状況、西宮市地域防災計画職員  
 行動マニュアル)をし、質疑、要望を受けた。  
 意見書案(被災者への公的支援拡充に関する意見書案)について意見交換が行われ  
 た。
- 6 .24 意見書案(被災者への公的支援拡充に関する意見書案)について意見交換が行われ  
 た。
- 8 .18 つくば市[通産省地質調査所(地質標本館、地震地質・活断層の研究)、科技厅防  
 ~ 8 .19 災科学技術研究所(防災科学研究所、自然災害と防災の研究)]視察。
- 11 .20 市当局より報告(被災者自立支援金の状況、仮設住宅の解消計画)をし、質疑、要  
 望を受けた。災害時における議会対応について意見交換が行われた。
- 平成11 . 3 . 3 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 9 .22 議員の改選に伴い、新たに震災復興・防災対策特別委員会として設置。委員12人。  
 正副委員長の互選が行われた。
- 11 .19 市当局より報告(6月及び9月の豪雨災害、応急仮設住宅の解体撤去及び原状復旧  
 状況)をし、質疑、要望を受けた。特別委員会の今後の取り組みについて協議が行  
 われた。
- 11 .24 市当局より報告(応急仮設住宅の解体撤去及び原状復旧状況)をし、質疑、要望を  
 受けた。特別委員会の今後の取り組みについて協議が行われた。
- 平成12 . 1 .27 国分寺市(市民防災まちづくり学校)、東京都(東京消防庁向島消防署の発災対応  
 ~ 1 .28 型防災訓練)、東京都練馬区(学校防災緑化整備事業)視察。
- 3 . 7 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 12 . 1 市当局より報告(地質・活断層図)をし、質疑、要望を受けた。
- 平成13 . 2 . 1 東京都杉並区(震災サバイバルキャンブイン'99 1,000人の仮設市街地づくり)、  
 ~ 2 . 2 焼津市(市内全自主防災組織に救助隊を結成)視察。
- 3 . 6 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 4 .13 市当局より報告(阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括(案))をし、質疑、要

- 望を受けた。
- 6 . 20 委員改選。委員12人。  
正副委員長の互選が行われた。
- 11 . 9 市当局より報告（南海トラフの地震の長期評価、兵庫県津波災害研究会の調査報告、雨量情報システム整備）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成14 . 1 . 31 名古屋市（雨に強いまちづくり）、厚木市（ぼうさいの丘公園）視察。  
~ 2 . 1
- 3 . 8 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 8 . 27 松戸市（インターネットを活用した避難誘導案内板）、大田区（長期計画「おおたプラン2015」における地震対策）視察。
- ~ 8 . 28
- 11 . 12 市当局より報告（夙川の水難事故に関する今後の対策等、阪神・淡路大震災被災者支援策の現状）をし、質疑、要望を受けた。
- 平成15 . 3 . 5 委員長の互選と特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。
- 9 . 25 議員の改選に伴い、新たに震災復興・防災対策調査特別委員会として設置。  
委員11人。  
正副委員長の互選が行われた。
- 平成16 . 1 . 26 市当局より報告（阪神・淡路大震災被災者支援施策の現状）をし、質疑、要望を受けた。
- 2 . 12 熊本市（防災情報システム、防災連絡体制）、久留米市（筒川雨水幹線水環境創造事業、久留米市西部河川防災ステーション）視察。
- ~ 2 . 13
- 3 . 10 特別委員会活動の中間報告のとりまとめが行われた。

### 3. 国・県への要望等

震災関連で国、県へ要望活動等が行われた。

要 望 内 容	要望年月日	要 望 先
兵庫県南部地震の災害復旧復興事業に関する要望	H 7.4.4 県へ赴く	兵庫県知事
兵庫県南部地震の災害復旧復興事業対策に関する要望	4.7 国へ赴く	衆議院議長 地震対策担当大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災復興推進大会（被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画）への参加	7.27 東京	関係機関に要望書送付
阪神・淡路大震災の復興に関する要望	9.13 来西	国土庁長官
阪神・淡路大震災に伴う復旧復興対策にかかる要望	H 8.2.18 来西	内閣総理大臣
阪神・淡路大震災に伴う復旧復興対策にかかる要望	2.20 国へ赴く	内閣総理大臣 衆議院議長 大蔵大臣外関係大臣
阪神市議会議長会による国への陳情	3.18 国へ赴く	衆議院議長 大蔵大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災復興推進大会（被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画）への参加	7.31 東京	関係機関に要望書送付
関係機関に要望書送付  阪神淡路大震災復興推進大会（被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画）への参加	12.5 東京	関係機関に要望
阪神・淡路大震災復興推進大会（被災10市10町の経済団体等で構成、市長・議長は顧問として参画）への参加	H 9.7.24 東京	関係機関に要望
阪神・淡路大震災復旧復興事業の推進にかかる財政支援等についての要望	11.28 国へ赴く	建設大臣外関係省庁

#### 4. 意見書・決議の提出

震災関連で内閣総理大臣などに提出された意見書及び決議は次のとおりである。

意見書	議決年月日	提出先
兵庫県南部地震の災害復旧対策に関する意見書	H 7 2 .15	内閣総理大臣外関係大臣
兵庫県南部地震の被災者対策を求める意見書	3 24	内閣総理大臣外関係大臣
マンション等被災住宅の再建促進をはかるための意見書	3 24	内閣総理大臣外関係大臣
港湾・海岸整備に対する意見書	9 26	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備に関する意見書	12 21	内閣総理大臣外関係大臣
地震災害に対する保険・共済制度の創設を求める意見書	H 8 . 3 22	内閣総理大臣外関係大臣
阪神・淡路大震災の被災者への個人補償と震災復興財源の確保を求める意見書	3 22	内閣総理大臣外関係大臣
第9次治水事業5箇年計画の投資規模の拡大と治水事業の強力な推進に関する意見書	7 . 4	内閣総理大臣外関係大臣
第11次道路整備5箇年計画の完全達成に関する意見書	9 20	内閣総理大臣外関係大臣
被災地における教員定数・学級定員の特例措置を求める意見書	9 20	内閣総理大臣 文部大臣
阪神・淡路大震災の被災者に個人補償を求める意見書	12 24	内閣総理大臣外関係大臣
激甚災害における被災者への公的助成の実現を求める意見書	H 9 . 3 24	内閣総理大臣外関係大臣
「災害被災者等支援法案」の早期審議と成立を求める決議	6 .16	
第4次急傾斜地崩壊対策事業5箇年計画の投資規模の拡大と急傾斜地崩壊対策事業の強力な推進に関する意見書	9 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害救助法の抜本的改正を求める意見書	9 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害援護資金貸付けの利率を軽減するよう求める意見書	9 26	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件の改善を求める意見書	9 26	内閣総理大臣外関係大臣
教員定数・学級定員にかかわる意見書	9 26	内閣総理大臣外関係大臣
災害被災者等支援法案の早期成立を求める決議	9 26	
教育条件の改善を求める意見書	H10 . 9 25	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件の整備を求める意見書	9 25	内閣総理大臣外関係大臣
失業・雇用について緊急な対応を求める意見書	9 25	内閣総理大臣外関係大臣
道路整備の促進と事業費の確保に関する意見書	12 22	内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備にかかわる意見書	H11 . 9 22	内閣総理大臣外関係大臣
「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書	H12 . 9 21	衆参両院議長、 内閣総理大臣外関係大臣
教育条件整備を求める意見書	9 21	内閣総理大臣外関係大臣
住宅再建支援制度の創設を求める意見書	H15 . 3 20	衆参両院議長、 内閣総理大臣外関係大臣
被災者生活再建支援法の見直しを求める意見書	3 20	衆参両院議長、 内閣総理大臣外関係大臣

## 5 . 講演会の開催

平成10 .10 27 . 議会防災講演会（西宮市役所東館 8 階大ホール）

テーマ 六甲山地とその周辺の活断層 大地震との関連

講師 岡田篤正（京都大学大学院理学研究科教授、理学博士）

受講者 市議会議員39人、市職員88人

講演記録誌が作成され、関係者に配付された。

## 1. はじめに

阪神・淡路大震災が被災地に残した爪痕は大きく、関連死も含めると死者6千人を超え、被害額は10兆円にもものぼり、復興への道は困難を極めた。

本市においては、住宅を中心とした市民の生活再建支援、公共施設の災害復旧、市街地再開発や土地区画整理等の復興事業などにより、「街の復興」を進めたが、このことは、同時に本市に巨額の財政負担をもたらした。平成6年度から15年度までの震災関連事業の執行額の合計は、約4,301億円にのぼり、その内訳は、災害救助費で320億円、災害復旧で1,142億円、震災復興費で2,839億円となっており、この財源は、国庫支出金が1,717億円、県支出金が94億円の合計1,811億円で、42.1%を占め、その次に借入金である市債が1,668億円、38.8%にもものぼっている。(表1、図1参照)

一方、これらの事業は、本市の震災復興計画に基づくものであり、国も阪神・淡路復興委員会を通じてこれを支援してきており、多くの特例措置が講じられ、これらは、財政支援という意味で、決して少なくはない。

しかし、震災後10年を経過する平成16年度時点で、本市の財政状況をみると、長びく景気低迷に加え、震災復興事業による公債費負担が財政悪化に拍車をかけているも事実である。(図2参照)

ここでは、これまでの財政支援の内容と経過、今後の課題について述べる。(表2参照)

## 2. 地方交付税による支援

## (1) 普通交付税

道路や下水道等の公共施設の災害復旧事業には、国庫負担金のほか地方債の発行で財源を賄い、その元利償還金の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置を受けており、災害復旧費の交付税算入額の平成8年度から15年度までの累計額は、約55億円にのぼり、この大半が震災によるものである。

震災復興事業のうち、街路事業、区画整理事業、再開発事業等は、国庫補助金のほか地方債の発行で財源を賄い、その元利償還金の一部が普通交付税の基準財政需要額に算入され、交付税措置を受けている。

## (2) 特別交付税

ア 災害救助として倒壊家屋の解体撤去、ガレキ処理を市町で実施したが、財源の2分の1ずつを、国庫補助金と地方債で賄い、地方債の元利償還金の95%（従来は57%）を特別交付税で措置された。

また、震災の被災者に対する市税、使用料、手数料、負担金及び分担金の減免による減収を補填するために発行した歳入欠かん債の元利償還金の75%（従来は57%）を特別交付税（ただし、平成15年度より普通交付税に振り替え）で措置された。これらの交付税措置分は、平成8年度から平成15年度までの合計で約228億円にのぼる。

イ 震災関連事業で発行した市債の償還が本格化する中で、公債費負担の平準化、緩和を図るため、兵庫県及び被災3市で国へ度重なる財政支援の要望を行い、高金利の市債の借換えや繰上償還、償還期間の延長等を求めてきた。しかし、高金利の市債の借換えや繰上償還は、法律改正が伴い、認められず、その代替策として、平成12年度から、7%以上の高金利の地方債（政府資金によるものに限る。）に対する特別交付税での5%を超える利子補給制度が拡充され、本市も同年度から適用を受けている。

また、国の「公債費負担適正化計画」、すなわち起債制限比率（市税などの一般財源に占める公債費の割合を示す指標）の3ヵ年平均が原則として14%以上の団体を対象に、当該団体が計画を策定し、自主的かつ計画的に公債費負担の適正化を推進する場合、国が特別交付税等により財

政支援を行う制度に基づき、平成10年度の阪神・淡路大震災の被災市町に対する要件緩和措置が採られ、本市は同年度から特別交付税による財政支援を受けている。

### 3. 国庫補助負担金による財政支援

災害救助や道路、河川、下水道等の公共施設を現状に復す災害復旧事業と阪急西宮北口駅周辺の土地区画整理事業や再開発事業、森具地区の土地区画整理事業等の「街の復興」を目指す震災復興事業には多くの国庫補助負担金が投入され、総額では、1,717億円にのぼる。

震災復興事業は、壊れたものを元に戻す災害復旧事業が財政の悪化を招かないよう財政措置されているのと異なり、国庫補助率等、通常の財政措置となっている。このため、震災による税収の大幅な減収など、脆弱化した財政状況の下で、短期的・集中的に復興事業を実施することとなると財政の悪化をもたらしかねず、そのために事業が遅れかねないとの懸念から被災団体は国に対し復興事業に係る財源措置拡充の要望を行い、ある程度実現をみた。

震災復興事業のうち、被災市街地復興推進地域の指定を受けて行った西宮北口駅北東市街地再開発事業及び西宮北口駅北東、森具震災復興土地区画整理事業は、事業自体が特別に認められたものであり、また前者の西宮北口駅北東市街地再開発事業については、共同施設整備費に係る補助率は、特例で3分の2から5分の4に引き上げられた。

更に、同市街地再開発事業は、災害復興市街地再開発事業として共同施設整備費のうち災害時に活用可能な集会所等も特例として補助対象とされた。

また、公営住宅の建設に係る工事費については、通常は2分の1の国庫補助率であり、一般の災害公営住宅は、これを3分の2に嵩上げされるが、阪神・淡路大震災が激甚災害に指定されたことで4分の3に引き上げられた。

### 4. 地方債の特例等による財政支援

特別交付税の項で述べたように、増嵩する公債費負担の平準化を図るため、政府等に償還期間の延長を求めた結果、震災関連事業に伴う政府資金による市債について平成12年度以降の新規発行分の償還期間を、現行の概ね20年から政府資金として最長の30年に延長された。また、既発行の市債の償還期間の延長については、法律改正が必要で、実現が困難なことから、代替措置として、新たに発行する市債について、平成13年度から阪神・淡路大震災の特定被災市町村が実施する事業について、該当する事業債等の充当率を100%に引き上げる措置が採られ、本市は平成14年度から引き上げ分の起債、すなわち資金手当債を発行している。

### 5. まとめ

阪神・淡路大震災は、大都市直下型地震であったため、被災地に残した爪痕は大きく、被災者の生活再建、地域経済の再建、都市基盤の再建等に必要な投資を、短期間に、かつ巨額の資金を集中的に投下して行い、街の再建・復興を図る必要があった。これに対して、既に述べたように、国・県からは様々な財政支援を受け、「街の復興」が大きく進んだことは事実である。

しかし、一方で、震災復興事業のため発行した市債の償還金である公債費の負担は重く、普通会計の一般財源ベースで見ると震災前の平成5年度が79億円であったのに対し、平成14年度が252億円、15年度が259億円、更に償還のピークの16年度が265億円と、震災前の3倍を超える額が当面続き、本市の財政状況を悪化させる一因となっている。(図2参照)これに対し、既に述べたように、起債制度の運用や地方交付税などによる国の支援は受けているが、今後、特別交付税による特段の措置等、更なる財政支援が求められており、引き続き国等に要望を行っているところである。

表1 H6～H15 震災関連経費の状況

(単位：百万円)

区 分	年 度										合計	構成比(%)	
	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15			
災害救助費	9,703	18,283	458	475	815	1,626	462	68	77	82	32,049	7.4	
災害復旧費	6,387	64,348	34,224	9,113	53	30	16	16	15	15	114,217	26.6	
震災復興費	2,232	65,662	64,040	51,320	33,115	24,388	21,953	8,876	6,888	5,390	283,864	66.0	
内 訳	消費的経費	0	9,066	6,510	5,506	5,351	4,920	3,402	3,007	2,526	1,870	42,158	9.8
	投資的経費	2,232	56,596	57,530	45,814	27,764	19,468	18,551	5,869	4,362	3,520	241,706	56.2
合 計	18,322	148,293	98,722	60,908	33,983	26,044	22,431	8,960	6,980	5,487	430,130	100.0	
財源内訳	国庫支出金	3,018	59,729	46,960	25,357	13,728	9,105	7,395	2,767	1,936	1,669	171,664	39.9
	県支出金	3,502	2,362	181	287	880	1,581	461	70	74	31	9,429	2.2
	市 債	8,628	71,699	40,241	19,720	9,835	7,019	5,436	1,922	1,365	921	166,786	38.8
	そ の 他	81	9,579	6,477	9,428	5,434	4,419	3,015	2,975	2,441	1,686	45,535	10.6
	一般財源	3,093	4,924	4,863	6,116	4,106	3,920	6,124	1,226	1,164	1,180	36,716	8.5

図1 震災復興関連経費と財源

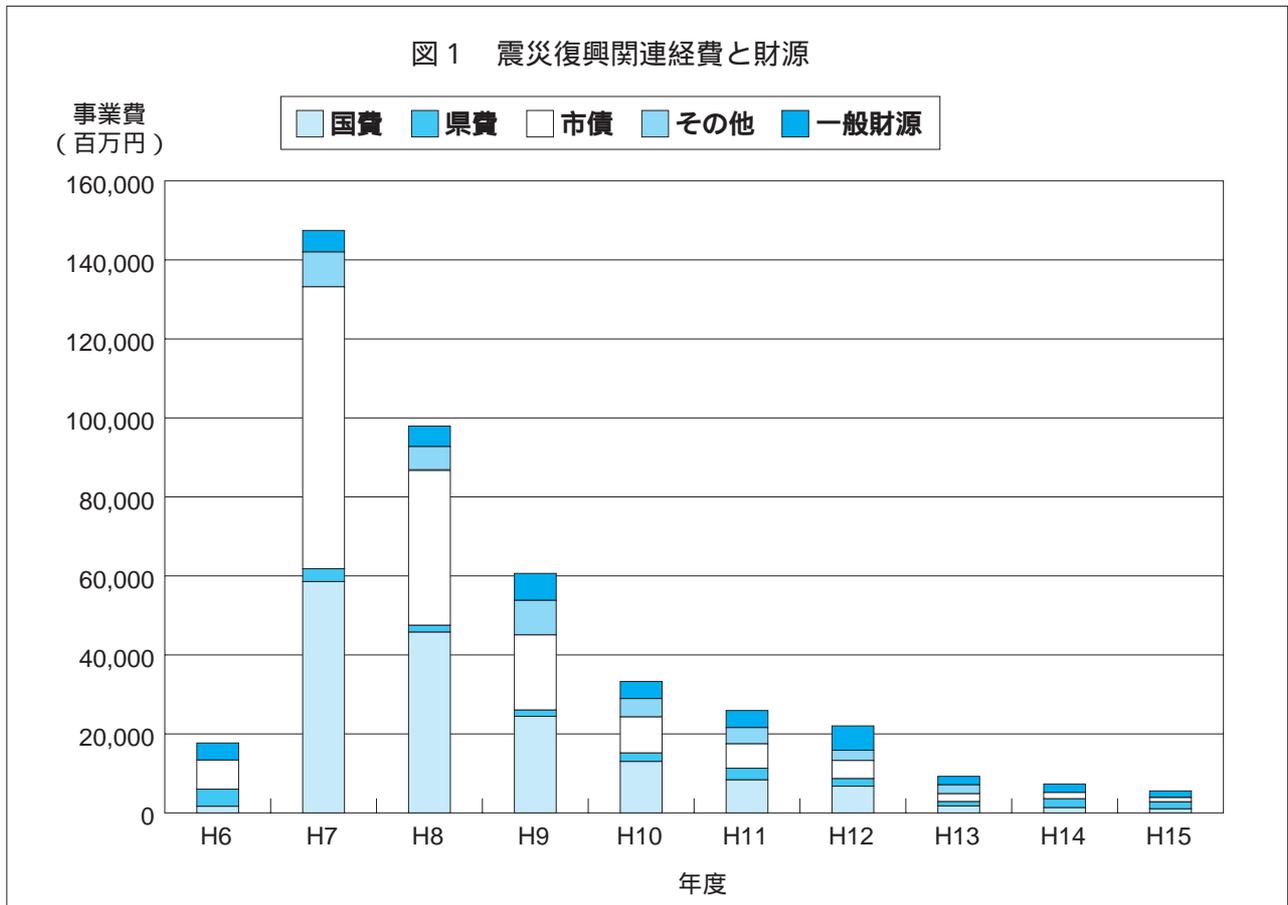
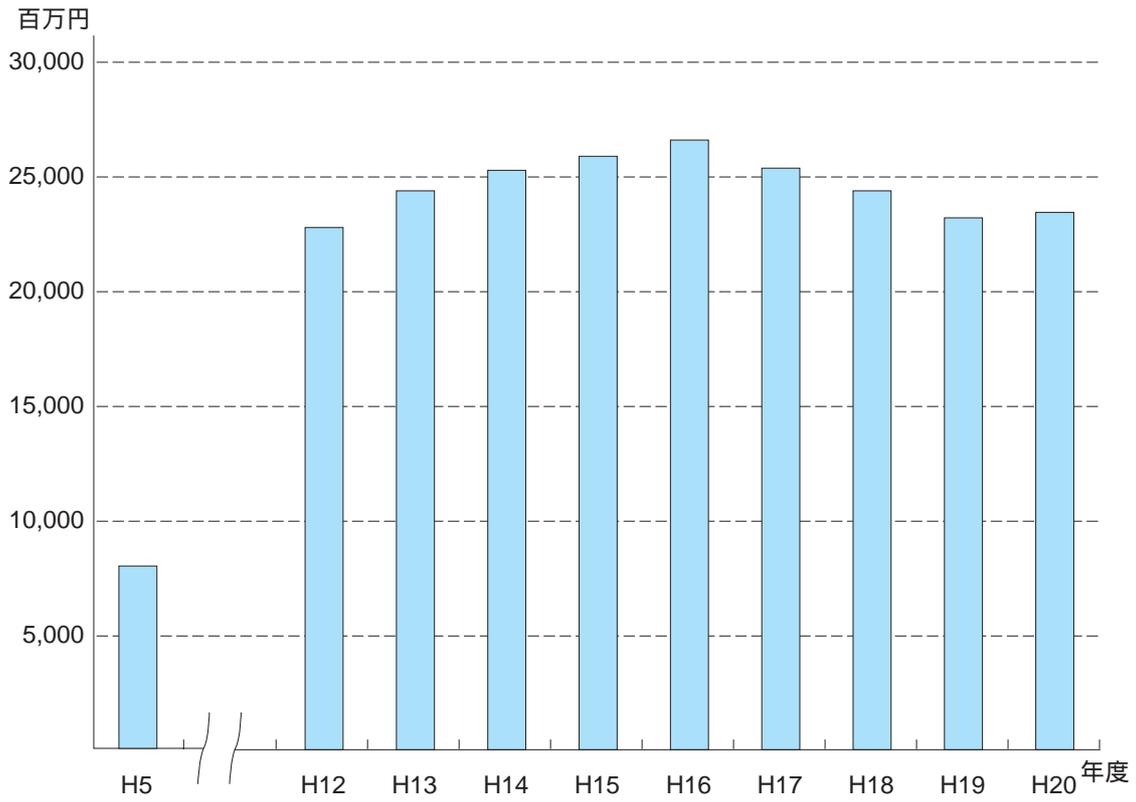


図2 公債費の状況



(注：普通会計、一般財源ベース)

表2 震災復興等に対する国の財政的支援一覧

救 助 費 (ガレキ 処理等)	補助率	1/2	
	地方債 充当率	100% (従来どおり) 償還期間 10年 (従来は4年)	
	交付税	元利償還金の95%を特別交付税措置 (従来は57%)	
歳 入 欠かん債	(震災による減免措置に対する財源補填)		
	地方債 充当率	100% (従来どおり) 償還期間 10年 (従来は4年)	
	交付税	元利償還金の75%を特別交付税措置 (従来は57%)	
復 旧 費	補助率	基本 2/3 7~9割 年度で変動	
	地方債 充当率	100% (従来どおり) 償還期間 15年 (従来は10年)	
	交付税	元利償還金の一部を普通交付税の基準財政需要額に算入 (従来どおり)	
復 興 費	街路事業	補助率	1/2 特例なし
		地方債 充当率	50%~90% (従来どおり)
		交付税	元利償還金の一部を普通交付税の基準財政需要額に算入(従来どおり)
	区 画 整理事業	補助率	1/2 特例なし ただし、復興推進事業(森具、西宮北口駅北東)は幅員6m街路 まで補助対象
		地方債 充当率	50%~90% (従来どおり) ただし、復興推進事業(森具、西宮北口駅北東)はすべて90%
		交付税	元利償還金の一部を普通交付税の基準財政需要額に算入(従来どおり) ただし、復興推進事業(森具、西宮北口駅北東)は80%に算入率 を嵩上げ
	再 開 発 事 業	補助率	共用施設整備費 2/3 4/5 震災特例 災害時に避難所となる集会所も補助対象 公共施設整備費 1/2 特例なし
		地方債 充当率	90% (復興推進事業(西宮北口駅北東))
		交付税	元利償還金の80%を普通交付税の基準財政需要額に算入 (復興推進事業(西宮北口駅北東))
	災害公営 住 宅	補助率	基本 1/2 震災 2/3 激震 3/4
		地方債 充当率	100% (従来85%のうち100%) 償還期間 30年 (従来は25年)
		交付税	算入なし
	公園事業	補助率	用地 1/3 施設 1/2 (従来どおり)
		地方債 充当率	75% (従来どおり)
		交付税	元利償還金の一部を普通交付税の基準財政需要額に算入(従来どおり)
そ の 他	政府資金による高金利地方債の 借換・繰上償還	認められず ただし、高金利対策として、H12より7%以上の地 方債利子のうち5%を超える部分の一部について、 特別交付税措置 (一定の要件を満たせば、被災市以外の団体も対象)	
	公債費負担適正化計画による 財政支援(既存の制度)	2.5%を超える地方債利子相当額の一部と、特定の 事業に係る地方債発行額の一定割合を特別交付税措 置(一定の要件を満たせば、被災市以外の団体も対象)	
	地方債の償還期間の延長	H12から震災関連事業にかかる新規発行分について 政府資金として最長30年に延長(既発債については 延長認められず)	
	地方債充当率の引き上げ	H13より全ての適債事業について、充当率を100% に引き上げ(本市ではH14より活用)	

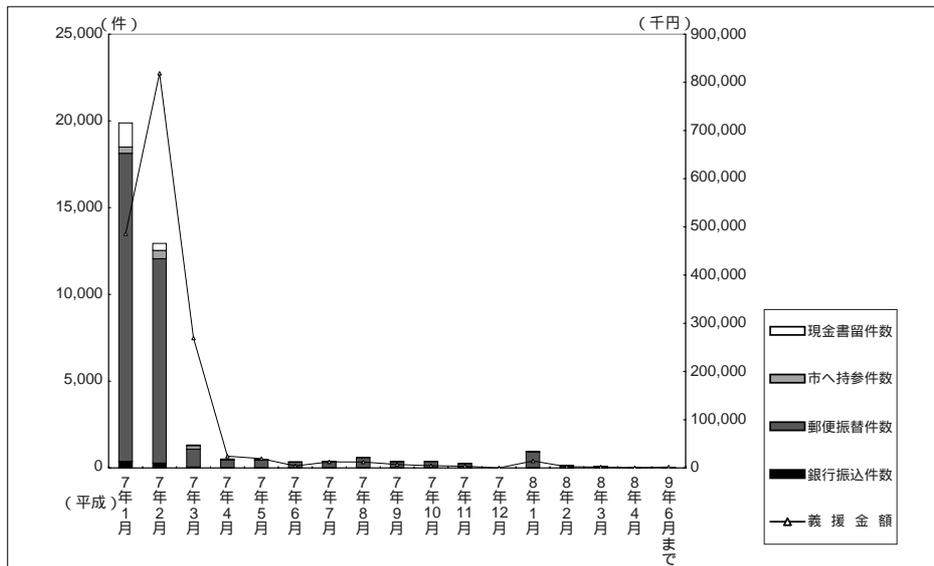
## 1. 義援金の受入

阪神・淡路大震災で西宮市に寄せられた義援金は、38,668件、1,682,439,088円に及んだ。義援金は、1月25日に発足した県の募集委員会に順次納付した。

時期的には、大半が1月から2月にかけて寄せられた（件数の84.9%、金額の77.5%）。また、件数では郵便振替が全体の90.0%を占めていたことも特徴的であった。

年 月 日	件 数 ( 件 )				金 額 ( 千 円 )
	銀行振込件数	郵便振替件数	市へ持参件数	現金書留件数	義 援 金 額
7年1月	376	17,752	363	1,392	485,543
7年2月	278	11,775	480	405	818,800
7年3月	55	1,023	207	36	269,331
7年4月	12	433	57	8	24,375
7年5月	8	448	26	6	19,273
7年6月	5	326	11	3	4,149
7年7月	3	354	16	2	12,443
7年8月	5	585	9	0	12,267
7年9月	4	352	10	0	7,066
7年10月	1	365	3	0	4,513
7年11月	3	244	9	0	3,636
7年12月	0	0	0	0	0
8年1月	5	919	17	2	14,441
8年2月	2	121	7	0	2,514
8年3月	0	89	7	0	1,803
8年4月	0	17	2	0	384
9年6月まで	16	2	12	0	1,901
合 計	773	34,805	1,236	1,854	1,682,439

西宮市での義援金受入の推移



## 2. 義援金の支給

震災直後より国内外から寄せられた多額の義援金は、「兵庫県南部地震災害義援金募集委員会」で統一的な基準を設けて3次に分けて配分された。

本市では交付時期に従い、平成7年2月12日から第1次義援金の支給を行い、以後、平成11年度末まで5次にわたって実施した。

(単位：件、千円)

義援金の名称・金額		件数	支給金額
第1次	死亡者・行方不明者見舞金 10万円	1,021	102,050
	住家損壊見舞金 10万円	60,224	6,022,387
第2次	重傷者見舞金 5万円	1,643	82,150
	要援護家庭激励金 30万円	5,521	1,656,300
	被災児童・生徒教育助成金 1～5万円	6,349	180,070
第3次	住宅助成金 30万円	27,662	8,294,820
	被災児童(遺児・孤児)特別教育資金 100万円	106	106,000
第4・5次	生活支給金 10万円	48,797	4,879,700
	生活支給金(追加支給分) 5万円	48,597	2,429,850
合計		199,920	23,753,327

「震災復興6年の総括」より

- [平成7年1月17日 阪神・淡路大震災発生]
- [平成7年1月19日 西宮市での義援金受入れ開始]
- [平成7年1月25日 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会発足]
- [平成7年2月12日 県募集委員会からの配分に基づき義援金の支給を開始]
- [平成9年6月11日 西宮市での義援金受入れ終了。以後、県募集委員会で継続]
- [平成11年3月31日 県募集委員会での対応分も含め義援金支給完了]

# 第Ⅱ部

## 10年前と現在を比較して

1章 災害への対応状況等 ～災害応急体制～ .....	27
第1節 震災発生前後の市の組織体制.....	27
第2節 消火活動.....	31
第3節 救助、救急活動.....	35
第4節 情報提供及び震災関連相談.....	39
第5節 医療に関する活動.....	44
第6節 福祉に関する活動.....	47
第7節 衛生に関する活動.....	50
第8節 災害ボランティア活動.....	52
第9節 避難所の設置・運営.....	55
第10節 救援物資の受入・配布.....	58
第11節 応急給水.....	60
第12節 住宅対策.....	62
2章 今後の検討課題.....	64

## 第1節 震災発生前後の市の組織体制

## 1. 震災当時の状況

当時の地域防災計画では、災害対策本部は、本部員会議と動員部など16の部からなる対策本部で組織されていた。震災直後の対応としては、午前6時30分に教育長が登庁し、職員約30名で252会議室において災害対策本部の設置準備を開始した。7時に教育長から市長に状況報告を行い、市長の指示により7時5分に災害対策本部が設置された。同時に、防災指令3号（全員動員）が発令となった。本部員会議は442会議室で行い、対策本部は252会議室に設置し逐次登庁してきた職員によって体制を整えていった。

## 職員の出勤状況

1月17日	1月18日	1月19日	1月20日
51%	66%	69%	78%

今回の地震被害では、対策本部のある252会議室に市民からの問い合わせや救助を求める電話が殺到し、対策本部が混乱したこと、災害初期に組織的な人命救助活動を行なう必要があったこと、家屋の倒壊に伴うがれきの処理や仮設住宅の建設などの業務が新たに生じたことなど、地域防災計画で想定していた内容をはるかに超えるものであった。このため、災害応急活動は地域防災計画を基本にしながらも、あらゆる面で臨機の対応を余儀なくされ、混乱した。

## 2. 現在の状況

現在の地域防災計画では、災害対策本部は、本部員会議、現地対策本部（各支所）、本部対策室、人名救助隊（7隊）及び18の部で組織される

本部対策室は、対策本部の指揮命令機能が十分発揮できるよう、市民からの問い合わせ等に対応する市民窓口部とは別の場所に設置することとしている。

\* 本部対策室：662会議室

市民窓口部：681会議室（電話対応）、252会議室（窓口対応）

また、人命救助隊は、発災後概ね24時間、本来の部の業務を離れて、人命の救出・救助活動に携わる組織で、土木局長を総指揮隊長として7隊組織化されるものである。

さらに、18の部の中には、倒壊家屋の処理を行う倒壊家屋対策部や仮設住宅の建設にあたる仮設住宅部を発災後3日以内に立ち上げる部として位置づけている。

このほか、地域防災計画については、地震等による防災指令の発令基準を明確にするほか、従来計画の対象とされていない災害にも対処するため、平成13年度に海上災害対策編を、平成15年度に原子力災害対策編を追加し、平成16年度には地震災害対策編の中に津波災害対策計画を追加している。

[ 防災指令の発令基準 (地震災害・風水害等) ]

指令区分	発令基準	配備体制	主な活動内容
防災指令第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内で震度4を観測したとき。</li> <li>●津波警報が発令されたとき。</li> <li>●災害が発生するおそれがあるが発生の時期、災害の規模等の予測が困難なとき、又は小規模な災害が発生したとき。</li> <li>●東海地震予知情報の発表により大規模地震対策特別措置法第9条に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたとき。</li> </ul>	本部事務局部及び各部長、一部職員(若干名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害状況と情報等の収集、伝達</li> <li>●災害に対するための準備処置および応急措置</li> <li>●東海地震と連動発生の可能性が否定できない南海地震等に対する災害応急対策に備える。</li> </ul>
防災指令第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内で震度5(震度5弱・強)を観測したとき。</li> <li>●大津波警報が発令され、中規模な災害が予想されるとき。</li> <li>●中規模な災害が予想されるとき、又は中規模な災害が発生したとき。</li> </ul>	本部事務局部及び各部長、一部職員(概ね半数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被害状況と情報等の収集、伝達</li> <li>●災害に対するための準備処置および応急措置</li> </ul>
防災指令第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内で震度6(震度6弱・強)を観測したとき。</li> <li>●大津波警報が発令され、大規模な災害が予想されるとき。</li> <li>●大規模な災害が予想されるとき、又は大規模な災害が発生したとき。</li> </ul>	全職員(緊急配備体制)	●事務分掌における災害緊急対策
		全職員(応急配備体制)	●事務分掌における災害応急対策
		全職員(復旧配備体制)	●事務分掌における災害復旧対策

- (注) 1. 防災指令が発令されたときは、災害対策本部を設置する。  
 2. 震度3以下でも状況を判断の上、関係機関と調整し、初動体制をとる。  
 3. 防災指令の各号に定める震度の地震を確認した時は、該当する配備要員は動員命令がなくとも直ちに参集(登庁)する。ただし、消防職員にあつては別途定める非常招集基準による。  
 4. 本部長の指示によって、災害の規模や応急復旧の対応状況に応じ「緊急配備体制」、「応急配備体制」、「復旧配備体制」の体制をとる。



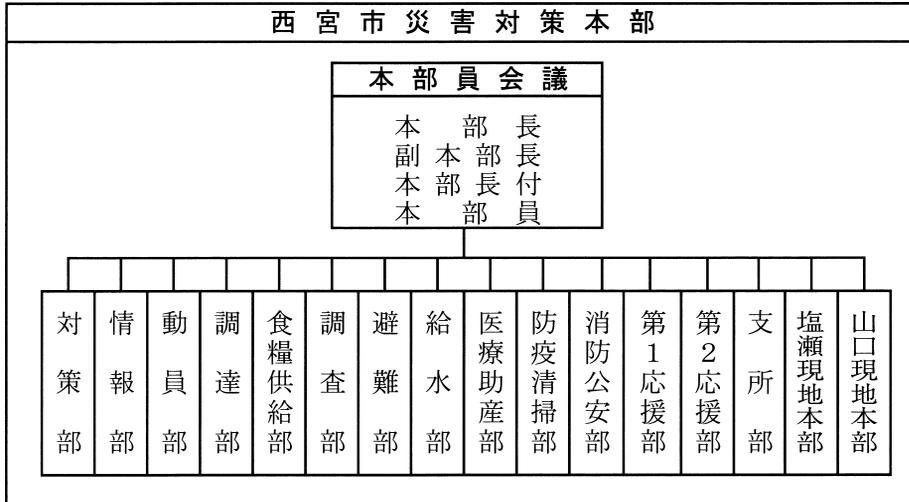
[ 防災指令の発令基準 (原子力災害) ]

指令区分	発令基準	配備体制	主な活動内容
防災指令第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定事象発生 of 通報を受領したとき</li> <li>● 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき</li> </ul>	本部事務局部及び各部長、一部職員(若干名)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害状況と情報等の収集、伝達</li> <li>● 災害に対するための準備処置および応急措置</li> </ul>
防災指令第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原子力緊急事態宣言があり、市域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき(原災法第22条)</li> <li>● 対象原子力災害等が発生し、小規模な災害が発生したとき、またはそのおそれがある時</li> </ul>	本部事務局部及び各部長、一部職員(概ね半数)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 被害状況と情報等の収集、伝達</li> <li>● 災害に対するための準備処置および応急措置</li> </ul>
防災指令第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 緊急事態応急対策実施区域において、相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき</li> <li>● 対象原子力災害等が発生し、大規模な災害が発生したとき、またはそのおそれがある時</li> </ul>	全職員(緊急配備体制)	● 事務分掌における災害緊急対策
		全職員(応急配備体制)	● 事務分掌における災害応急対策
		全職員(復旧配備体制)	● 事務分掌における災害復旧対策

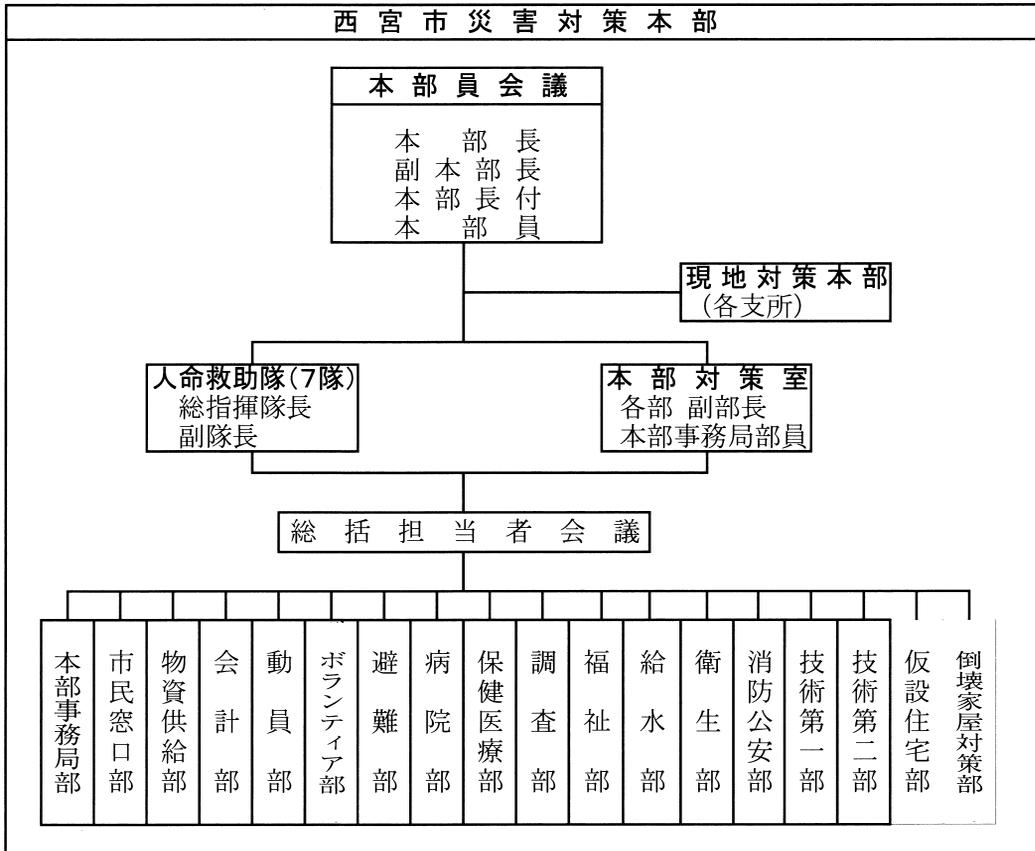
- (注) 1. 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする。( \* 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害の場合 )
2. 本部長の指示によって、災害の規模や応急復旧の対応状況に応じ「緊急配備体制」「応急配備体制」「復旧配備体制」の体制をとる。



震災当時の災害対策本部組織（平成7年1月1日現在）



震災後の災害対策本部組織（平成17年1月1日現在）



	震 災 前	震 災 後
本 部 長	市 長	市 長
副 本 部 長	両助役、収入役、教育長、 水道事業管理者、中央病院長	両助役、収入役、教育長、 水道事業管理者、中央病院長
本 部 長 付	土木局長、消防局長、消防団長	総合企画局長、土木局長、 消防局長、消防団長
本 部 員	企画局長、総務局長、財政局長、 同和对策局長、市民局長、 生活経済局長、福祉局長、 環境衛生局長、都市開発局長、 建設局長、中央病院事務局長、 教育次長、水道局次長、 議会事務局長	総務局長、市民局長、 健康福祉局長、環境局長、 都市局長、中央病院事務局長、 教育次長、水道局次長、 議会事務局長

## 第2節 消火活動

### 1. 震災当時の状況

5時46分地震発生、119番を受信する消防局3階の管制室（現在の指令課）は激震とともに通信機器の一部が転倒し、暫くの間停電状態となった。幸いにも119番受信と消防無線は正常に機能した。直後から119番通報が殺到し、指令台と非常用補助盤で受信したが、その殆どは家屋倒壊による人命救助要請とガス洩れであった。

管制室は通報内容から市内全域に大地震による災害が同時多発していると判断し、全消防署に対し人命救助を最優先し最善の行動をとるよう指示。殺到する119番通報に対して「現在、消防車・救助工作車は全て出動しています。消防隊が到着するまで近所の方々と協力して救助作業をしてください。火気の扱いに注意してください。」と指導し、刻々と変わる状況を消防無線等により把握し、出動中の消防隊に随時転戦を指示した。

6時20分、いち早く駆け付けた消防局長を中心に指揮本部を設置した。救助を求めて殺到する通報と市内各所の出火情報から被害が甚大であると判断、各署の活動を本部の直轄指揮下に置き、管轄を外した部隊編成を実施し、現場活動の空白地域を無くすよう可能な限り効率的に運用した。



市内の各所で火災が多発した



消火作業は深夜まで続いた

指揮本部では救出要請と同時多発火災の双方に対応するため消火隊と救助隊の部隊統制を実施した。火災の発生した地域は、商店街等の老朽木造家屋が密集しており延焼拡大が危惧されたため「すべての火災現場に消火隊を投入する～1火災現場1ポンプ」を基本戦術として、被害の少ない北消防署のポンプ車2台を南部に出動させた。

地震発生時に勤務していた消防職員は90人であったが、3時間後には160人が自発的に参集し78%の職員が確保できた。非常招集者が1分隊に達するごとに広報車、軽自動車などの車両に可搬式ポンプ、水管などを積載させて現場に投入した。

消防団は地域での消火活動後に消防局の指揮下に入った。同時多発火災のため応援部隊はなく1車両で消火に当たった。断水により消火栓は使えず防火水槽もすぐに底をついたが、前年（平成6年9月）の「異常湧水に伴う特別消防体制」の経験が功を奏し、河川や農業用水を土のうや倒壊家屋の瓦礫等でせき止めるなどして長時間に及ぶ消火活動を行い、大規模な延焼拡大を回避することができた。

19日までの3日間で他都市消防機関から延べ37台147人の献身的な応援を得た。また、市民自らもマンションや家庭の消火器を持ち寄り、あるいは付近の河川、井戸、溝水、学校のプール等からバケツリレーを行い初期消火に成功した例が多くあった。

## 火災による被害

	17日	18日	19日	合 計
発生件数	34件 (再燃火災 4 件) (車両火災 3 件)	4 件 (再燃火災 2 件)	3 件	41件 (再燃火災 6 件) (車両火災 3 件)
焼損棟数	83棟	4 棟	3 棟	90棟
焼損面積	6,851㎡		798㎡	7,649㎡
被災世帯	124世帯	2 世帯	28世帯	154世帯
被災人員	274人	2 人	45人	321人
死者	13人			13人
負傷者	2 人			2 人

地震の発生直後から市内の各所で火災が多発、午前 7 時までに 22 件の火災が発生した。

## 2. 現在の状況

常に災害に向き合ってきた消防局に対して震災は多くの課題を与えた。その後において消防局・消防団の機動力と資機材等の整備拡充を図り、市民レベルの地域防災力を高めるために自主防災組織等の結成と育成指導を促進している。

### (1) 消防水利の状況

震災で破損した消防水利の復旧を平成 8 年度に完了し、消火栓以外の水利整備を図るため、100 立方メートル級耐震性防火水槽を平成 11 年度末までに 8 基新設するとともに、河川水路課により河川取水口の整備が進められている。また、私設防火水槽の復旧と良好な維持管理を目的として指定消防水利制度を発足させた。

### (2) 消防車両・施設等の状況

震災時において非常招集職員の機動力と資機材が不足したことから、震災対応車両として小型動力ポンプ付積載車 10 台、救援車 4 台を導入し、携帯無線機 33 台を増強配備するなどして災害対応力を強化した。また、通信施設においては広域応援体制を確立するため全国共通波を整備し、市内の 17 医療機関をホットラインで結び通信網を強化した。



各署に配置された小型動力ポンプ付積載車

### (3) 消防団の状況

地域防災を担う消防団には 7 年度から 4 年計画で救出救助用資器材を配置し、全ての団車両 39 台に車載型無線機を装備して部隊統制と情報連絡体制を整えた。

### (4) 消防緊急情報システムの導入

出動時間の短縮と効率的な部隊運用を目的とした消防緊急情報システムを平成 9 年 4 月に運用開始した。また、消防団の迅速な出動を図るため消防団緊急伝達システムを同時に運用開始した。

### (5) 西宮浜消防出張所の開庁

平成 11 年 12 月、復興住宅建設等により消防需要の高まった西宮浜地区に消防出張所を新築開庁し、消防車両 3 台（タンク車、高規格救急車、査察広報車）を配置した。

### (6) 自主防災組織緊急消防救助隊の発足

災害時の被害軽減と情報収集には地域住民の自主的な防災活動が重要な役割を果たすため、市内全域での自主防災組織の結成を促進している。また、自衛消防隊を有する事業所付近での被害の軽減を図るため西宮市消防協力隊制度を発足し、平成 16 年 4 月現在、15 事業所と協定している。

### 自主防災組織の結成状況

	防 災 会	自 治 会	世 帯 数	結成世帯率
震 災 前	31	110	36,941	22.8%
H 8 4.1	42	120	46,958	31.1%
H11 4.1	100	245	119,874	70.8%
H14 4.1	136	283	145,609	80.1%
H16 9.1	148	297	155,677	82.9%

#### (7) 緊急消防援助隊の発足

国内で発生した大規模災害に対して全国の消防機関が相互に迅速な援助体制を確立するため平成7年6月に緊急消防援助隊が発足した。当局も平成16年4月現在6隊を登録している。



自主防災組織の消火訓練

#### 《担当者の手記》

#### 震災と記録写真

瓦木消防署 畑田 満

市北部の自宅からミニバイクで出勤した。甲東園駅周辺の家屋倒壊と新幹線の落橋に目を疑った。西国街道の陸橋落下で現実感を持ち、広田町から昇る猛煙を見て、やっと夢でないことを理解し消火活動を手伝った。

未曾有の現実は何をすべきかを自問した。持ち合わせた全自動カメラでスナップ写真を撮りながら消防局へ急いだ。庁舎の中は人も物も混乱していた。

午前9時、岸本局長から写真記録の指示を受けミニバイクで冷たい街へ飛び出した。卸売市場から中央商店街へ、西宮神社から夙川方面へ、香炉園から浜脇方面へ、建物も道路も街全体がいたるところで座屈しゆがんでいた。倒れた電柱をまたぎ陥没した道路の端を歩いた。毛布をまとい立ちすくむ女性、公衆電話に並ぶ人の列、しかし誰一人として大声を出したり泣き叫んだりする人を見なかった。発生から3時間以上経過した街は不思議なくらい冷静に見えた。

見たままを管制室に伝えたいが無線機が無い。様々な現場で救助隊も消防団も坦々と作業をしていた。この状況を連絡しようにも手段が無く溜息をついた。出会った救急車の無線も混乱して使えなかった。

私服でカメラを構えたが公務員に見えたらしく、おばさんに助けを求められたり息絶え絶えの娘さんを運んでくれと引っ張られた...。「ここに長居はできない、次の現場へ走らなくては...。」と気持ちが焦る。その場をしのいで甲子園から鳴尾市場へ向かった。鳴尾方面は別世界に思えた。ガソリンスタンドは普段どおりに給油できたし、店員は笑顔で対応してくれた。そして甲子園口から樋ノ口を経て甲東園へ、仁川百合野から満池谷、芦原から北口へと走ったが、室川町の病院は野戦病院のようで胸が詰まり結局シャッターを一度も押せなかった。

午後4時前に一旦消防局へ帰った。119通報が鳴り止まず、管制室だけでなく消防団や他市応援隊の部隊運用、食料調達や避難市民の対応など全てが騒然としていた。管制室の情報模造紙に書き込まれた炎上火災の現場へ向けて再びバイクを走らせ、午後9時まで撮影を続けた。震災当日に120kmを走り540枚を撮影した。

当時、私は消防局の広報を担当していたが、災害記録を消防職務として行うことの難しさを体感した。あえて私服でごく普通のミニバイクで走ったものの、数々の現場で引き止められた。ある救出現場で被災者の奥さんに「なぜ写すんよ、主人が埋もれてんのに...。」と泣きつかれもした。横たわる少女や病院のロビーにどうしてもカメラを向けることができなかった。

災害初期の客観的な現場情報は部隊運用に欠かせない。また、状況把握と事後検証に記録写真も重要である。震災を契機に様々な情報収集隊や先遣隊が編成されているが実際の運用には難しい面がある。救助を求める被災者は火災現場へ急行する消防車さえ止めてしまうほど殺気立っているが、この状況下で情報収集と記録を行うには強い使命感と被災市民への感情的な配慮が必要であることを実感した。



### 第3節 救助、救急活動

#### 1. 震災当時の状況

〔救助活動〕

消防局は、119番通報や駆け付け要請の内容から優先度を判断し、救助工作車、ポンプ車、救急車、広報車を中心に1現場1台を基本として救助活動に当たった。発災から72時間（3日間）が生存救出のタイムリミットであるとの危機感から、消防団員、警察官、自衛隊、市職員や付近住民の支援を得ながら不眠不休の活動を展開した。大規模な崖崩れ現場やビル倒壊現場には、警察・自衛隊による人海戦術を要請し、クレーン等の重機を投入して対応した。

また、1月21日に来日したフランス災害救助特別隊（隊長以下61人救助犬4頭）は甲子園口のビル倒壊現場で警察・消防局とともに救助活動を実施した。

発災から3日間で653人（うち生存救出348人）を救出し、大規模現場2カ所を残し、ほぼ全市内での救出活動を終えた。

1月22日から9日間、消防局は活動の主眼を行方不明者の捜索を重点においた活動（ローラー作戦）に切替え、市南部の全住居を対象に警察・自衛隊合同で徒歩による確認調査を実施した。



瓦礫の中 懸命な救出活動が続けられた

救出活動状況

	出動件数	救出人員	生存救出	死亡収容	出動台数	出動人員
1月17日	404件	518人	330人	188人	414台	3,243人
18日	120件	97人	16人	81人	166台	1,299人
19日	57件	38人	2人	36人	135台	1,082人
20日～ 2月27日	29件	5人		5人	41台	390人
合計	610件	658人	348人	310人	756台	6,014人



消防団員による倒壊家屋からの救出

消防団は、瓦礫の山と化した災害現場でチェーンソーやバールを用いて市民の救出に当り、負傷者の病院等への搬送を懸命に行った。また、市の技術部は災害対策本部に集結し、初日は2人1組で出動したが救出資機材が無く市民と一緒に素手で瓦礫を掘った。2日目以降は重機を手配し警察・自衛隊等と連携して救出作業を進めた。

〔救急活動〕

震災直後は各消防署に救出依頼、応急処置依頼が殺到し、救急搬送に対応できない状況であった。救出活動を最優先としつつ救急搬送については重症者を優先し、軽症者は近くの医療機関等での受診を勧めるなどの自力対応を求めた。

医療機関との電話が不通となり搬送病院の手配ができず、救急隊が病院到着後に収容の可否を直接交渉した。この状況の中で県立西宮病院救急医療センターとのホットラインがつながっており医療情報収集に大きな効果があった。

交通渋滞は救急活動の大きな障害となり、市外搬送だけでなく市内搬送においても長時間を要したが、前述のホットラインを使った要請により、ヘリコプターによる重症者の搬送が震災初日に実現した。これは今回の震災におけるヘリコプター搬送の県内第1号となり、以後1月31日までの間に17件・17人の患者をヘリコプターで搬送した。

救急活動状況

	1月17日	18日	19日	20日	21日	22日	合計
出動件数	70	130	92	76	79	60	507件
搬送人員	90	117	91	76	75	57	506人
転院搬送	16	15	21	21	15	11	99人



7階建てビルの倒壊  
19日まで救出活動が続いた



ヘリコプターによる  
重症患者の搬送



警察・自衛隊による  
崖崩れ現場での救出活動



重機による技術職員の救出活動



行方不明者の捜索（ローラー作戦）

## 2.現在の状況

### 〔救助活動〕

大震災以後において非常招集職員に対する車両や資機材を増強し支援体制を強化した。消防団については人命救助のための資機材を配備し、全団車両に車載型無線機を装備して地域の被災状況をより早く把握できるようになった。

### 〔救急活動〕

救急活動については市内の医療機関との間に災害に強いホットラインを整備して情報連絡体制を強化した。

また、平成15年4月には西宮市救急医療情報システム（NEMISネット）をウェブ化するなどして医療機関等との相互連携を深めている。



フランス災害救助特別隊の救助犬による捜索

### 《担当者の手記》

### 救出活動

安心安全対策グループ 松尾 進

技術職員は日頃より、台風や大雨等で警報が発令されれば、何をにおいても出勤しなければならないと訓練されていた。このため、車や自転車等で出勤したら、職場は机やロッカーが動き回り混乱を極めていた。ドアに張り出された「252会議室に集まれ」のピラを見て作業服に着替えヘルメットを被り、とにかく災害対策本部に出頭した。

救援を要請する市民からの連絡を受け、指令書と住宅地図を受け取り2人1組で出勤した。市内は壊滅的な被害を受けており、今まで想像もしたことがない光景が延々と続いていた。あちこちからこの家の下に人が埋まっていると、救援要請を受けるが、乗ってきた軽四には道具が全くない。素手で市民と一緒に瓦礫を掘るが、遅々として捗らない、生きて救出できた幸運なケースもあったが、大多数は死亡していた。

市役所に入って、まさかこんな仕事をするとは思わなかった。一日があっという間に過ぎ、ほこりだらけのまま食べ物もなく市役所で防寒服にくるまって寝る。翌日は前日の反省から水防時の業者との契約を準用して重機を手配し、重機をつれて出勤、でも人手も必要なため、自衛隊や機動隊と連携して、作業を進めた。これも本部からの指示ではなく、現場で話をつけてやってきた、臨機応変が要求された。

日とともに生きて救えるケースが少なくなり、1日目から重機があれば、少なくともバールやツルハシでもあれば、もしかしたら、生きて救助できたケースもあったかも知れない。一体掘りあげれば、我々はすぐ次の掘り方に掛かる、畳の上に毛布でくるんだ遺体のそばにうずくまり、搬送を待つ家族には胸が塞がれる思いがしたが、一つ終われば近所の人が次の救助で待っている、暗くなるまで懸命に働いた、このような救助が3日間続いた。

## 《担当者の手記》

## 震災から10年が経過して

消防局救急課 中倉 清

震災当日、大きな揺れで目が覚めた。家族の無事を確認した後、外へ飛び出したが誰一人外へ出ていない。ガスの臭いだけが何処からともなくしてくる。その時は正直、あれほど大きな被害が出ているとは思っていなかった。しばらくして呼び出しがかかった。勤務先に向かう道中の状況から、これはただ事でないと思信した。あとは救出救助の任務にあたった。

人生50数年生きてきて、大きな災害と言えば台風で床下浸水を経験した位である。震災の経験をするまでは、私も阪神間に大きな災害はないと思っていた。

震災直後、国を挙げての災害時における緊急消防援助隊も発足し、体制も整えられた。訓練も毎年行われ、実践としては今年8月の福井県豪雨に兵庫県隊として西宮市も救援に駆けつけた。全国的に救助救援体制はほぼ整った。しかし、災害は直後が重要である。一人でも多くの方を救命しようと思えば地域住民の結束が大切である。

もし、災害が発生したら何をするのか、何をしなければいけないのか。住民ひとり一人が認識していただき、その要望に我々が応えていかなければならない。

現在の立場から1人でも多くの方が心肺蘇生法などの応急手当を習得しておく必要がある。以前と比べ住民の方たちも応急手当の必要性は浸透してきておりますが、さらに普及していくのが私たちの任務と思っております。今後、発生するであろうと言われている南海・東南海地震に備え、万全には万全を期したいものです。

「備えあれば憂いなし」である。



## 第4節 情報提供及び震災関連相談

### 1. 震災当時の状況

〔情報提供〕

震災直後から、被災市民や報道関係者からの様々な問い合わせなどが終日殺到した。災害対策本部が設置された252会議室に広報課職員が待機し、情報収集にあたるが、未曾有（みぞう）の大地震の発生に各部局においても状況把握に苦慮しており、正確な情報収集は困難な状況であった。情報の錯綜が続くなか「被災者に正確な情報を速やかに伝える」ため、従来の印刷・配布ルートが壊滅している状況のもとで、震災から6日目の1月23日に被災地の中では最も早く、避難場所の紹介、被災証明の発行や仮設住宅の建設などを中心に、「地震災害広報1号」を発行した。各避難所、給水所、支所サービスセンター等に配布し、以降2ヶ月間にわたり「地震災害広報9号」まで発行部数は延べ180万部に達した。また、通常であればプレス提供サービスを西宮市政記者クラブ加盟の8社（朝日、読賣、毎日、産経、神戸、NHK、共同通信、時事通信）を中心に行っているが、テレビ、ラジオ局はもとより東北・九州地方の地方新聞社など数え切れないほど多くの報道機関（約30社）の記者が本市に取材に訪れ、プレス担当職員を中心に対応した。震災直後の情報提供は、被害状況、避難場所、避難者数、救援物資の配布場所、給水車の経路などが中心となった。



CATVでは、震災当日は、機器破損のため放送できず、18日から手動操作で災害対策本部が発表する最新災害情報を文字画面で24時間随時表示。23日からは、広報課映像担当職員が「地震災害広報」を中心に生放送で放映を開始した。

また、外国人市民への情報提供として、市政ニュースの抜粋版を英語・中国語・ハングルの3カ国語で発行した。発行は、平成7年8月から平成12年3月までの20号に及んでいる。



〔震災関連相談〕

震災当時は、企画局長を部長とした情報部が、①企画調整部が担当し、関係機関との連絡、応援要請等を行なう広域連絡班②広報課が担当し、災害の記録や報道機関との連絡・報告を行なう広報班③市民相談課と各支所が担当し、被災者の生活相談、要望、苦情等の聴取を行なう広聴班の3班で構成されていた。

このうち③の広聴班では、本庁舎の総合案内に震災後1日3,000人～5,000人の市民が訪れ、震災に関するあらゆる情報や手続きなどの問い合わせが殺到し、パニック状態となった。震災の混乱の中、庁内各部局に情報の問い合わせを行ったが、市民への対応は困難の極みであった。

また震災後、いち早く行なった各種相談業務は、震災特別法律相談であった。

平成7年1月25日から3月31日までの間、市民相談課1階カウンターと西宮自家用自動車協会会議室で実施した。(2月6日からは毎日)

この間の相談件数2,417件、1日平均にして約50件の相談が持ち込まれた。

相談員として、大阪、京都、神戸の各弁護士会からボランティアとして多数の弁護士が、また不動産に関する相談員として宅地建物取引業協会西宮支部からも相談員がそれぞれ派遣され、市民の相談に対応した。

相談の内容としては、借家(家賃・敷地や立ち退き等)、借地、建物による損害賠償などについての問題が多く見受けられた。

当初市民相談課で行われた相談には希望する市民が殺到したため、相談内容別に時間を設定し、集団で相談してもらう方法をとった。その後、個別での相談を熱望する市民の声が激増したため、相談場所の検討を迫られたが、当時庁舎内の会議室は使用できず、やむなく西宮自家用自動車協会会議室(中前田町)の会議室を借りて個別相談を実施した。

(1) 震災復興特別相談(住宅融資、借地・借家問題など総合的な相談)

実施状況

年 度	開催回数	相談件数
平成6年度	1	920
7年度	4	605
8年度	4	457
9年度	2	131
10年度	2	147

(2) 主な震災関連相談

実施状況

内 容	日 時	件 数
震災に伴う特別法律相談	H7.1.25～3.31	2,417
市民生活相談のうち法律相談	H7.4.1～H8.9.30	3,015
震災土曜一斉法律相談	H7.5.20・9.30	137
『地震災害に伴う法律相談のQ & A』	H7.3発行(計1万8千部)	
震災に係る労働相談	H7.4.27～H10.3.31	756
震災に係る外国人からの相談	H7.1.25～H10.3.31	91

## 2. 現在の状況

### 〔情報提供〕

震災時に災害対策本部から広報課への速やかな情報伝達が困難であった。このことから、西宮市地域防災計画の中で、1. 災害情報の広報 2. 支援情報の広報 3. ライフライン復旧情報の広報 4. 広報の手段（広報車の利用、CATVなどの自主放送やコミュニティFMなどの緊急放送要請にかかるマスメディアの利用等） 5. 災害弱者への広報 6. 職員への情報伝達方法 7. 災害記録の資料収集の7項目について明記した。また、テレビ、ラジオ等については、県を通じて「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK神戸放送局、サンテレビ、AM神戸等に対し放送要請を行うこととしている。

現在は、台風や大雨などにより水防指令第1号配備体制が発令される、または発令される恐れがある場合に広報グループ職員が待機し、防災対策課と協議のうえ西宮市政記者クラブ加盟各社へプレス提供、CATV自主放送システムでの放送、ホームページでの広報やコミュニティFMへの緊急放送の要請などを行っている。

また、外国人市民への情報提供については、日常行っている相談業務の中で、市政ニュース抜粋版の発行をはじめ、臨機に対応することとしている。

### 〔震災関連相談〕

災害時、市民からの相談・問い合わせ等に対応する業務を担当するのが、土木局長を部長とする「市民窓口部」である。

阪神・淡路大震災では、対策本部に市民からの問い合わせや救助を求める電話が殺到し、対策本部が混乱したため、現在の地域防災計画では、市民窓口部は、本部対策室とは別に、252会議室と681会議室に設置することとなっている。

252会議室は窓口対応を、681会議室では電話対応を中心に業務を行う。

また、災害時の予測できない事態に対応するため、関係機関と連携し、必要に応じて特別相談窓口を開設することになっている。

#### 各種相談窓口の設置

- (1) 巡回相談（各避難所等）
- (2) 電話相談
- (3) 専門相談（法律、医療等）
- (4) 他機関（国、県、その他関係機関）
- (5) 災害弱者（障害のある人、外国人等）

## 《担当者の手記》

## 震災当時の広報業務を振り返って

広報グループ 田中 厚弘

多くの教訓を残した阪神・淡路大震災から10年目を迎えようとしている。震災当時の手帳を9年ぶりにあけてみる。当時の生々しい状況が手帳のあちこちに記載されている。平成7年1月17日5時46分。すべてはここから始まった。平成6年4月に広報課に配属されて、1年も経たずにこんなことを体験するとは夢にも思っていなかった。マニュアルはまったくない。震災発生当初の災害対策本部は、市民からの連絡や消防、自衛隊など被災現場の対応で手一杯で、「情報は広報課」へという機能を望めるような状況ではなかった。広報課職員が252会議室に開設された災害対策本部に待機し、入ってくる情報を収集し、広報課に連絡していた。また、災害対策本部にかかってくる電話の内容をその都度災害対策本部の担当者に聞きメモをとっていた。記者クラブの部屋は、報道関係者であふれ、隣の広報課まで入ってくる状態であった。1社で何人もの記者が取材に来ている状況で、九州や四国などから来ている記者に、それまでの経過説明、西宮市の地域特性、避難所の開設場所等を一日に何回も説明する。震災直後は、毛布やふとん、衣類など不足している救援物資について報道機関にプレス提供を行い、寄贈を呼びかけた。

新聞社・テレビ・ラジオの報道機関への対応だけでなく、電話での取材、救援物資がどこで配布されているか等の市民からの問い合わせ、安否確認や苦情などの電話がひっきりなしにかかってくる。安否情報は、市ではまったく把握できないので、各新聞社紙面の震災掲示板安否情報欄に掲載してもらうよう、各新聞社の電話番号をお知らせすることにした。今から思うとその時その時で、課内で相談しながら可能な限りの最善の方法で対処していたような気がする。また、市政記者クラブ加盟各社の記者と、お互いに西宮・尼崎市のお風呂の開設情報などを調査したり、市民にとって今一番必要な情報は何かと議論するなど、同じ被災者であり、情報を伝達するものとして強い連帯感が生まれたことは、自分にとって震災当時の一つの救いであり、大きな財産となっていると思う。

## 《担当者の手記》

## 災害時の情報伝達について

市民総務課 部谷 昭治

震災当時、私は管財課で庁舎管理の仕事をしていました。管財課は調達部に属していて、管財課所管の市有財産の被害調査と災害用電話の確保に関することが主な事務分掌でした。

本庁舎は高層棟部分で特に被害が顕著で6階以上を立ち入り禁止にし、5階以下も損傷の度合いは小さかったものの、耐震壁や柱に被害が生じました。6階以上にあった課は、本庁舎付近の施設に引越し、後で仮設の庁舎が建設されてからはそこにまた引越しする。また本庁舎内でも会議室に災害対策本部を設置したりして電話の移設・新設に追われる日々でした。

しかし電話に関しては支障なく通じていました。当時私の上司であった庁舎管理の係長が漏らした言葉を今でもよく覚えています。「震災直後役所に来るときに電話が通じているか一番心配だったが、通じていてホッとした。」もし電話が不通であったら、もし復旧に手間取っていたらと考えるとぞっとします。電話があっても、なかなか情報が各職員に伝わらず総合案内や各職員も市民からの問い合わせに対応できないことも多かったのに。情報伝達の重要性についてよく考えられました。

現在では、パソコンでの情報伝達の方法があり、以前より即座に各職員が情報を共有することができます。ただし、それを活用するのは人であり、常日頃、情報伝達の方法を確認することが必要であろうし、仮にパソコンが使えない場合も想定しておかなければならないであろうと思います。



全国から寄せられた救援物資

震災当時市役所周辺には様々な救援物資が届いた。また市庁舎は大きな被害を受け、6階以上は立入不能となった。



西宮市震災復興本部会議



自衛隊ヘリコプターで運ばれた救援物資



平成8年8月市役所本庁舎前



平成8年7月市役所本庁舎改修工事

## 第5節 医療に関する活動

### 1. 震災当時の状況

#### (1) 市立中央病院

震災直後に電気、ガス、水道等のライフラインが途絶し、入院患者と次々と運び込まれる多くの救急患者の対応で大混乱を呈した。しかし、被災当日に入院していた患者204人は当直の医師3人、看護師15人など、22人の当直職員と、急ぎ駆け付けた医師らによる適切な処置により、死者・負傷者等の人的被害はなかった。

建物は、各階の壁すべてにクラックが走り、随所で壁の崩落や床の亀裂、窓ガラスの破損を生じた。院内の棚、保管庫はほとんど倒れ、手術室、外来診察室でも診療器具が破損散乱した。また、中央処置室、MRI棟では一部地盤が陥没したため配管類も損傷した。

設備面では、エレベーター3基が使用不能になり、カルテ等保管用スタックランナー等が倒壊により損傷したが、MRI、CT等医療機器に被害はなかった。

震災で被災したライフラインのうち、電気は1月17日の午前9時30分に復旧、ガスも1月中に回復した。高架水槽、給排水管等の応急復旧工事により、水道も2月3日に回復し、ライフラインは完全復旧した。それに伴い、院内の各配管類等の点検を行い、同日から給水、給湯も再開した。また、2月9日から手術室も使用可能となり、病院機能が回復、平常どおりの診療態勢が整った。

建物、設備面の修理・復旧は、平成6年度にエレベーター3基の復旧及びカルテ保管用スタックランナー等の修理、中央処置室及びMRI棟の地盤陥没箇所の補修、高架水槽の取替工事を、平成7年度に建物損傷部分の壁、床等の補修及び塗装替え等の復旧工事を完了した。

なお、高架水槽取替え工事、一般空調系統他冷温水管更生工事、建物損傷部分の壁や床の亀裂補修は、「阪神淡路大震災に対処するための特別財政援助及び助成に関する法律」の対象事業として、国の災害復旧事業の採択を受け実施した。

震災時における救急患者数の受け入れ (単位：人)

年 月 日	救急患者数	うち入院患者数
H7.1.17~1.31	2,422	178
2.1~2.28	955	148
3.1~3.31	1,171	104
計	4,588	430

復旧事業費

(単位：千円)

内 容	事業費	企業債	国庫補助金	一般財源
平成6年度 高架水槽取替、エレベーター復旧工事等	33,315	4,600	17,281	16,434
平成7年度 建物内部壁、床等復旧工事費等	168,251	35,200	102,584	30,467
	206,566	39,800	119,865	46,901

## (2) 保健医療

防災組織計画「医療助産部」を担当する中央病院が、被災により病院機能の復旧及び被災患者の対応を優先せざるを得なかったため、「防疫清掃部」所属の健康管理課が、災害対策本部の依頼を受けて、急遽、保健医療救護活動を、医師会等関係医療機関、県保健所と共に行った。

職員の多くが被災したことで、初動体制に最低限必要な要員確保も出来ず、「医療助産部」の作業対応手順も不明確であったため、初動活動は困難を極め、医療機関等の被災及び稼働状況は、独自で把握出来ず、医師会・歯科医師会等に依頼して集約した。

避難所に開設した救護所の救護班についても、兵庫県・日本赤十字社・自衛隊等からなる救護医療チームに委ねて編成し、17,939人の被災者を救援した。

また、民間の医療ボランティアは、個人毎の申し出が多くあったが、医師や看護師等とのチームを編成する調整が必要であったため、その受入れ窓口を「関西NGOネットワーク医療部会」に依頼し、円滑な編成及び派遣を可能にした。

西宮市医師会とは、同会が設置した「西宮市医師会災害対策本部」と連携して、市内医療機関の被災状況の把握及び機能回復状況の広報、医薬品等の供給ライン回復支援等の対策を講じた。

医療用・一般用医薬品と衛生材料等については、医薬品の供給システムがなかったことや救援物資の医薬品が日常生活物資と混在していたため、避難所等への円滑な供給が出来ない状況にあった。また、避難所での薬剤・投薬管理のため、西宮市薬剤師会より会員によるボランティアの多大な支援を得た。

## 2. 現在の状況

### (1) 市立中央病院

災害時における広的な救急医療体制の強化を図るため、県内の自治体病院相互の応援協力体制として、平成8年1月に「兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定」を締結し、市消防局との専用電話回線の設置など情報通信体制の整備を行うとともに、市立中央病院では、災害時のバックアップ機能の整備として、平成8年度事業で復旧の早い中圧ガスを低圧ガスに変換するガス圧変換装置を設置し、救急医療機能の充実を図った。

### (2) 保健医療

平成12年4月保健所設置市に移行し、市保健所を開設したことに伴い、現在は、「保健医療部」として保健所4課1所（保健総務課・保健サービス課・生活衛生課・健康増進課・食肉衛生検査所）が、中央病院とともに災害時における被災者の保健医療救護活動に従事する組織体制となっている。兵庫県策定の「災害時地域医療マニュアル」「兵庫県地域防災計画」や旧医療助産部の事務分掌を基に、組織と担当業務について防災計画を見直したものである。

発災当日に対応すべきこととして、医療機関等の被災・稼働状況の情報収集及び医療救護活動本部の設置、医療ボランティアの受入れ窓口の開設及び派遣先等の調整、救護所の設置並びに病院部との協働による救護班の編成、救急医薬品の調達・配送等を、阪神淡路大震災を教訓にして、各業務の詳細な初動活動内容及び組織体制を定めている。

次に、避難所・仮設住宅等の巡回保健活動として心のケア及び健康相談、衛生部と連携した検病調査及び健康診断等を発災後3日以内に対応することとしている。

平成7年1月は流行性感冒が蔓延しており、1月15日成人の日から16日振替休日にかけての連休期間中、戸崎町にあった「西宮市休日応急診療所」はインフルエンザ様疾患の患者であふれていた。当時、健康管理課課長補佐として市直営の休日応急診療所を担当していたので、急遽、医師、看護婦、薬剤師等を増員して対応しても診療が終了したのは23時を過ぎており、自宅へ帰って就寝したのは日付が変わって1月17日となっていた。就寝後4時間ほど経過した早朝5時46分、地響きと建物の軋むなかで目覚めたが、地殻変動の異変は、悪夢を見ているような体験であった。

1月17日は職場のある西宮健康開発センターへ出勤後、市役所252会議室の対策本部へ駆けつけ、当時健康管理課の防災計画上の位置付けは防疫清掃部死亡者収容防疫班であったので、震災初日は環境衛生部と共に死亡者の収容及び棺桶、ろうそく、線香、ドライアイスの確保等を行った。

夕方に市対策本部からの指示に従い、自転車で瓦林小学校へ駆けつけたところ避難者の中に、クラッシュシンドローム（Crush Syndrome = 挫滅症候群）らしき患者がいた。近くの透析医療機関の医師に応援を求め輸液投与を行ったが、皮膚が土色に変色し全身に震え症状があり入院治療が必要なため救急車で病院に転送することとしたが、救急車の中は、まるで乗り合いバスのような混雑状態であった。17日の夜は校長室で2～3時間程度仮眠をとったが、とても熟睡できるような状態ではなかった。

翌朝、災害対策本部からの連絡を受けて、本来、市立中央病院が対応すべき医療助産部の役割である救急医療、医薬品の調達、救護所の設置などの保健医療救護活動を医師会や県保健所等と共に市保健環境部健康管理課が対応せざるをえなかった。医療機関の被災状況、診療可能医療機関の情報、救護医療チームの受入れ、救護所の設置、医薬品の確保配送、PTSD（Post Traumatic Stress Disorder = 外傷後ストレス障害）対策などの精神保健活動等々、現行の「西宮市地域防災計画 地震災害対策編」第4章2節「救急医療」等の保健医療部行動計画は阪神淡路大震災時の実活動を踏まえて策定したものである。

以上は大震災の内、ごくわずかな断片手記であり、当時の詳しい保健医療活動については「阪神・淡路大震災 西宮の記録」、「復興3カ年・西宮の記録」、「震災復興6年の総括」等の西宮市の公式記録のほか、「阪神・淡路大震災における西宮保健所の活動（兵庫県西宮保健所）」、「大震災下における公衆衛生活動（平成7年6月大阪大学医学部公衆衛生学教室）」、「阪神大震災における死亡者に対する疫学的研究報告書（1997年9月 国立公衆衛生院疫学部 尾崎米厚主任研究者）」、「阪神大震災における生死を分けた要因（1998年9月号公衆衛生情報）」等に記録として残っているので参照願います。

阪神淡路大震災後、全国レベルで災害拠点病院の指定、災害医療コーディネーターの設置、医療機関での自家発電装置の整備、複数の情報伝達手段の整備、災害救急医療情報システムの整備、トリアージタックの共通化等が行われることとなった。

また、阪神淡路大震災後、地下鉄サリン事件、毒物混入カレー事件、東海村臨界事故、堺市の腸管出血性大腸菌O157の集団発生、ニューヨーク世界貿易センタービル同時多発テロや炭疽菌テロ、東アジアでのSARS（Severe Acute Respiratory Syndrome = 重症急性呼吸器症候群）集団感染事件などを受けて、保健所は平時においても健康危機管理の拠点として位置付けられ、NBCテロ（核・生物・化学テロ）対策までも警察・消防・医療機関などの関係機関と連携して対応すべきとされるようになってきている。

東海・東南海・南海地震はいつ起きてもおかしくはない状況とされており、常日頃から各自の地震災害対応への備えが必要とされている。職員手帳レベルの職員行動マニュアル抜粋や、地震発生時から24時間の行動揭示物程度は、書いたものを見なくても行動できるように熟知しておく必要があると思われる。

## 第6節 福祉に関する活動

### 1. 震災当時の状況

震災発生直後から、民生委員・児童委員、西宮市社会福祉協議会などの協力を得ながら、ホームヘルパー派遣世帯や訪問指導対象者など在宅福祉サービスを受けている高齢者、障害のある人などの安否確認や被災状況把握に努めた。福祉施設に対しては入・通所者の安否確認を行うとともに、建物・設備の被災状況の確認を実施した。また、車いすの緊急貸出、入浴サービスなどの日常生活への援助、ホームヘルパーの派遣、ポータブルトイレや紙おしめ、杖、食糧、水など生活物資の支給など支援活動を実施した。

各種の相談の中には、避難所での介護が困難な方や環境の変化により認知症が進行するなど同居が困難となった方に対する処遇に関するものが多くあり、特別養護老人ホームなどの福祉施設や総合福祉センターに開設した福祉避難所、医療機関への入所・入院の措置や紹介を行った。その後、重度障害者・高齢者9,020人に対し生活状況調査を実施し、それぞれの状況に応じた対応を行った。なお、1月31日には、生活福祉資金貸付（小口貸付）の受付を開始し、2月12日には第1次義援金の交付を開始した。

#### 重度障害者・高齢者の生活状況調査（平成7年3月3日～20日 / 社会福祉協議会調査）

##### 居住状況

単位：人・%

分類	調査人数	自宅	避難所	施設	知人親戚	病院	仮設	その他	未回答
高齢者	5,076	2,769	113	43	854	205	23	199	870
	(構成比)	54.6	2.2	0.8	16.8	4.0	0.5	3.9	17.1
重度障害者	3,944	2,412	65	53	316	343	26	156	573
	(構成比)	61.2	1.6	1.3	8.0	8.7	0.7	4.0	14.5

##### 困っていること（回答のあったもの）

単位：人・%

分類	調査人数	住宅	経済	ライフライン	ケガ病気	マンパワー	その他
高齢者	5,076	207	64	147	264	163	164
	(比率)	4.1	1.3	2.9	5.2	3.2	3.2
重度障害者	3,944	143	67	141	126	180	249
	(比率)	3.6	1.7	3.6	3.2	4.6	6.3

##### 健康状態

単位：人・%

分類	調査人数	変わらない	やや悪くなった	悪くなった	未回答
高齢者	5,076	2,314	555	199	2,008
	(構成比)	45.6	10.9	3.9	39.6
重度障害者	3,944	1,858	499	200	1,387
	(構成比)	47.1	12.7	5.1	35.2

## 2. 現在の状況

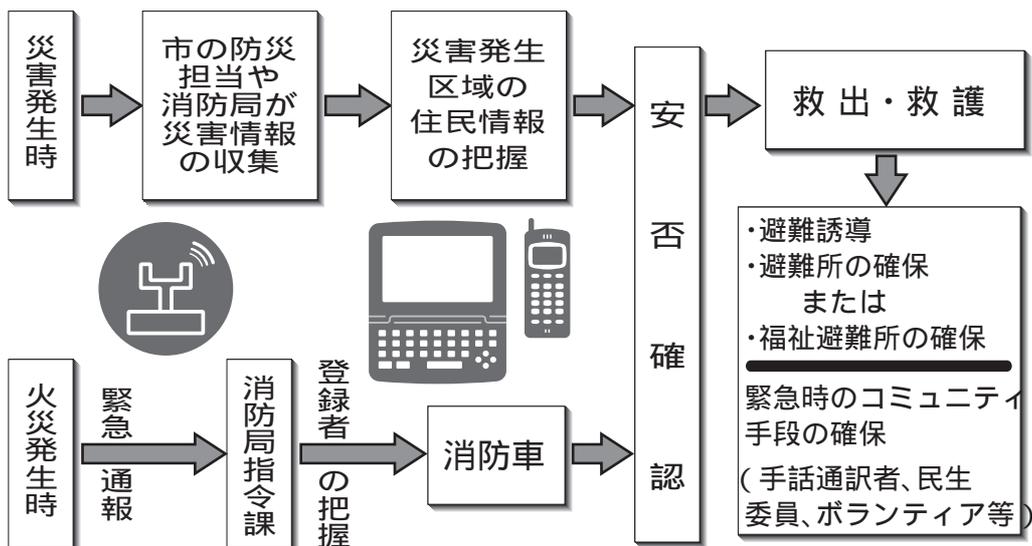
現在の防災計画上の福祉部は、西宮市健康福祉局のうち福祉を所管する11課からなっており、災害発生直後の担当は「災害時要援護者対策に関すること」と「福祉避難所の開設及び管理に関すること」である。阪神・淡路大震災直後に福祉担当の職員が家屋の被害調査や避難所の開設などに従事したため、災害時要援護者に対する対応に遅れが生じたことを考慮し、担当が福祉関係に特化されることとなった。このことにより、災害発生直後にも平常時の業務から切り離されることなく、要援護者の方々に対する安否確認や支援がスムーズに行えることとなった。

担当内容は、具体的には要援護者の被災状況の把握、高齢者や障害のある人の緊急一時保護、福祉施設等への緊急入所措置、要援護者に対する生活必需品の支給、施設や福祉サービスに関する情報提供などである。

また、ある程度の時間が経過した後は、義援金の配分、災害援護資金の貸付、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給、被災者生活再権支援法等により助成金支給、福祉施設等の早期復旧・平常業務の早期再開などの業務が加わることになる。

なお、市では高齢者から障害のある人等要援護者の災害時の安否確認のため、地域安心ネットワークを運用している。

### 地域安心ネットワーク図



地震そのものは誰もが何度か経験しているが、あの大地震発生当時の揺れは、かつて経験がなく悪夢でも見ているのかと思うほど信じがたいものであった。家中は足の踏み場もないほど家財が散乱し、家族に指摘されるまで、顔から血がしたたり落ちていることさえ気づかなかった。自宅窓からは隣家の屋根瓦がズリ落ちた様子が見え、すぐさま国道171号周辺の被災状況を見て回ると、多数の家や電柱が倒壊しており、初めて大きな地震であることに気づいた。

家族には近くの小学校（避難所）に行くことを告げ、私は、すぐさま市役所に出勤。当時の所属は会計課であったが、交通途絶で出勤した職員は少なく、とりあえず割れた窓ガラスや散乱している書類を整理していると、本部より被災の現地調査を応援せよとの指示があり、部下と一緒に指定された現地に出勤することとなった。その時の指示の一つに、「家の中に閉じ込められている被災者がおれば助けるように」との内容もあったが、実際、助けようにも何らの救出機材もなく、正直なところ、不安な被災調査への出勤であったことを今も覚えている。

私達が指定された現地に到着すると、ある2階建ての家は、無残にも2階の一部が私の身長以下までに倒壊しており、私と部下ではどうすることもできない悔しさがこみ上げてきた。その家の近隣の方に、「このお家の方々は閉じ込められているのですか」と尋ねると、「さっき、救出されて病院へ運びこまれました」との返答があった。

指定された現地の状況調査を全て終え、その結果報告を済ませて職場に戻ると、次は、避難所でない所にいる被災者を避難所に誘導せよとの応援要請があった。避難所でない所で一時避難している20人位の方を避難所に誘導したが、一部の被災者は気が動転しており、全ての方を避難所へ誘導することの説得に至らなかったことを覚えている。そして、誘導した避難所ではスタッフが足りなく急遽、自身の判断でスタッフの一員となり、避難者名簿の作成にとりかかった。名簿作成も一段落して職場に戻ると、上司が義援金の受付対応に追われている地震当日でした。

未曾有の地震災害に対処する相応のマニュアルが整備されているものの、先のような大地震が発生すれば、交通途絶が余儀なくされることと市職員の市外居住者が多い中、いったい何人の職員がすぐさま登庁でき、本当にマニュアルに沿った行動ができるのだろうかといった懸念がある。

防災訓練は、毎年実施されているものの、内容そのものに大きな変化がみられないように感じられる今日、訓練内容そのもの見直しが必要ではないだろうか。かつて、抜き打ち的に管理職の非常時動員訓練も試みられたが、その後は一度も実施されていない。現在は福祉部に所属しているが、災害時要援護者に対する迅速な対処について、職員一人ひとりが、どう対処するのか具体的訓練等も必要ではないだろうか。

### 1. 震災当時の状況

#### [ 葬祭、火葬場 ]

震災が発生した直後から、環境局では、被災者の遺体収容業務に従事した。遺体の収容については、軽四3台とトラック1台をフル稼働するとともに、環境事業部の車両の応援、葬祭業者の協力も得て、比較的短時間で行うことができた。棺箱の調達については、大手の葬祭業者の協力が得られた。調達された棺箱は組み立て式であったため、かさばらずスムーズに搬送することができた。ドライアイスについては、委託業者の全面的な協力により、又骨壺については、葬祭業者に依頼して、それぞれ必要量の供給を受けた。

当時、遺体の仮安置所として5か所の体育館を指定していたが、避難者が多く、仮安置室が取れず、やむをえず避難所と遺体仮安置所が同一場所となることになった。遺体は警察官が検視した後に納棺するため、遺体が腐敗しないように毛布とドライアイスで包むという作業を何度も繰り返した。

満池谷火葬場は、都市ガスの供給が止まったため、緊急復旧を大阪ガスに要請した。又その間に火葬炉の応急復旧を行うとともに、復旧するまでの間、他都市にも火葬を依頼した。

#### [ し尿、ごみ収集 ]

震災発生当日の17日と翌18日は、し尿、ごみの収集業務を中断し、遺体の収容作業に従事した。19日から、し尿については、順次避難所等へ仮設トイレを運搬設置していった。

ごみについては、同じく19日から収集を再開したが、衛生上の観点から、当面生ごみを含む可燃ごみの収集を行い、その後23日から不燃ごみの収集も再開した。又24日以降は他都市からの応援も得た。ごみの処分については、施設の損傷にもかかわらず、早期に運転を再開することができたが、発生量が焼却能力を超えたため、他市に焼却処理の応援を求めた。また、2月中旬まで、甲子園浜をごみの仮置き場として利用した。

### 2. 現在の状況

#### [ 葬祭、火葬場 ]

斎園サービス公社が保有する車両等により遺体を収容し、仮安置所（体育館等）へ搬送、安置し、警察官の検視等の終了後、火葬する。

葬祭事務所では、常時、棺箱(30個)ドライアイス(15kg入、8個)を備蓄しているが、これだけではもちろん不足であり、兵庫葬祭事業協同組合連合会(兵庫葬連)に協力を要請し、必要量の棺箱を早急に手配してもらうとともに、ドライアイスについても同様に委託業者に必要量の供給を依頼する。

遺体の収容については、葬具運搬車(軽四3台、ワゴン車1台)バス型霊柩車等をフル稼働させるとともに、環境局内各課が保有する車両等の応援を確保し、速やかに対応できる体制としている。

火葬場は、阪神・淡路大震災後、非常用ポータブルバーナー(灯油式)を設置したことから、大阪ガスと連携し、ガスボンベによる火葬ができるよう改修したことから、都市ガスの供給が停止しても、炉の損壊が無ければ、非常用ポータブルバーナー、又はガスボンベで火葬し、都市ガスの供給が再開され次第、切り替えて火葬できることとなっている。

#### [ し尿、ごみ収集 ]

災害発生時の日常生活で最も困るのがトイレであるが、避難所等の要請に応じて、市及び委託業者により市所有及び協定締結業者からの借り上げ仮設トイレを運搬設置し、し尿の収集処理を行う。仮設トイレは、市に常時140台を備蓄している他、最大300台の提供を受けられる協定を民間企業と結んでおり、市、委託業者等により、要請に応じて運搬設置及びその後の終末処理が可能となっている。

ごみの収集処理については、腐敗性の高い可燃物を優先に、災害発生からなるべく早く開始することとしており、処理施設についても処理能力を超える場合には、周辺の環境を配慮した上で公有地の臨時集積や他都市への協力要請を行う。



### 1. 震災当時の状況

震災当時の動員部の組織は、動員班、印刷統計班、計算班となっており、動員班は人事部、職員研修所が職員の動員・配置に携わった。

今回の震災の被害は広域的で、職員及びその家族の多くもまた被災者であった。公共交通機関の途絶や道路・橋梁の破損、そしてそれがもたらす通行可能道路での渋滞が全職員の42%にあたる市外居住職員の出勤をより困難なものにした。

また、当時の西宮市地域防災計画では、災害規模に応じて民間団体等に協力を要請し、避難所での奉仕、炊出しの奉仕、救援物資の整理や配分などの応急対策に当たることにしていた。しかし、今回の震災では多くの市民が被災したため、市内の民間団体等に救援活動を要請することは困難となり、「隣保互助、民間団体活用」という計画は全く機能することができなかった。このような状況の中で、多くのボランティアが震災直後から市役所に集まり始めたが、市としても初めての経験であり、当初はどの組織が受け入れを担うのかも明らかでなかった。そこで震災翌日の災害対策本部会議で市職員とボランティアの動員の一元化を図るため、ボランティアの窓口を人事部とし、ようやく組織的な対応体制が整えられた。日々殺到するボランティアへの対応に追われる中、人手を必要とする各部門に対して円滑かつ効率的にボランティアを派遣する組織的な体制を整備することが緊急の課題となった。このため本庁や避難所で活動していたボーイスカウトなどのボランティアグループを中心に、ボランティアのネットワーク作りを目指して市とボランティア代表者との話し合いが進められた。結果、市内で活動していた社会福祉協議会、YMCA、応援する市民の会、関西NGO、関西学院、ガールスカウト等のボランティア団体の賛同を得て、ボランティア団体や個人ボランティアの災害救援活動が効率的かつ円滑に進められ、情報の収集・提供を行い市と協力してボランティア活動を支援するとして、2月1日に「西宮ボランティアネットワーク(NVN)」が結成された。

震災直後から市が受け付けたボランティアの人数は平成7年3月末日現在、電話による申し出を含め13,000人を超えた。1月21日は、最も受付が多く1,414人であった。

ボランティアの活動は、救援物資の仕分け配布、給水の補助、避難所での世話、避難所における老人の介護、被災証明受付会場での整理など多岐にわたった。

医師、看護師、建築士等の専門ボランティアについては、保健環境部、建築部等関係部局において対応し、特に医療ボランティアについては、民間の団体「関西NGO」が受付及び派遣の手配を行った。



## 2 . 現在の状況

動員部は震災以降、動員部と、ボランティア部の二つの組織に分かれた。

動員部は、人事課、職員厚生課、総務課、情報公開室で組織され、他団体への応援要請や連絡調整、職員の安否確認や職員の出勤状況の把握を初動体制とし迅速な職員の動員や配置に重点を置いている。

また、ボランティア部は職員課、人材育成課、文化・大学交流課、男女共同参画推進課、文化振興財団、国体総務グループ、国体運営グループで組織され、ボランティア関係団体及びボランティア等との連絡調整並びに受け入れ及び配置に関する業務を担っている。

阪神・淡路大震災が発生した当時、全国から駆けつけた多数のボランティアの支援と協力が、その後の復旧・復興活動において、行政をサポートする大変大きな力となった。この時の経験をもとに、現在の本市地域防災計画上では、災害対策本部の中に、ボランティア部を設置し、災害発生時に集まってくるボランティアの人たちを、行政とともに復旧・復興活動をすすめていく重要なパートナーと位置づけ、その迅速な受け入れ、あるいは必要な部署、必要な業務への的確な配置を行い、その後のボランティア活動を円滑に行えるよう、平常時である現在においても、関係ボランティア団体との連携を行っている。具体的には、年1回行われる総合防災訓練におけるボランティア受け入れ訓練への共同参加や、災害発生時に集まってくるボランティアを、迅速かつ的確に必要な部署へ配置していくボランティアコーディネーターを養成する講座の開催などにより、「いつ起こるかわからない」災害に対する備えを、関係団体と連携しながらすすめている。



震災当時私は土木局土木総務課に所属していたため、災害対策本部の業務に従事しましたが、当時の災害対策は主に水防を想定したもので、大地震による災害に対して本部が十分に機能しているような状況ではなく、大混乱の中引切り無しにかかってくる電話の対応に追われることとなりました。本部には多くの情報が集まってきましたが、その情報を整理して共有することが難しく、マスコミや市民からの問い合わせで市内の状況や被災住宅の公費解体について知るようなこともありました。

震災から10年が経ち、現在私は総務局職員課に所属しており、災害が発生した場合にはボランティア部の職員としてボランティアと行政をつなぐ役割を担うこととなりますが、西宮市は日本災害救援ボランティアネットワークなどと平常時から連絡を取り合い、西宮市総合防災訓練にも参加してもらうなど、迅速で効果的な活動ができるように災害に備えております。しかし、再び兵庫県南部地震レベルの地震が発生すれば、震災後に様々な地震対策がとられていたとしても、市内のかなりの箇所で相当な被害が出て、いたる所で多様な救援が必要になることが考えられます。現在は震災当時と異なり前述のようなボランティアとの連携がとれる体制になっており、兵庫県に災害救助専門ボランティアの派遣を要請し、日本災害救援ボランティアネットワークや西宮市社会福祉協議会に情報提供とボランティアの派遣要請をすることとなりますが、効率的な派遣要請を行うためには、被災状況や要請されている救援を的確に分析する必要があります。阪神淡路大震災時に大活躍し復旧・復興の大きな支えとなったボランティアの力が救援に再び役立つように、震災により学んだ様々な体験を常に念頭に置き、迅速で効果的な対応ができるよう最大限の努力をしなければならないと考えております。



## 第9節 避難所の設置・運営

### 1. 震災当時の状況

多くの市民が、地震直後から、学校園、公民館、体育館、市民館、共同利用施設等の公共施設や民間施設に避難したが、これらの施設の中には、指定避難所以外の施設も多く含まれていた。避難所の開設は、駆けつけた職員や警備員、民間施設関係者などにより行われたが、震災直後から午前7時台に開設し避難者を受け入れた施設の状況は次表のとおりである。

震災直後の避難所の開設状況

施設名	施設数	施設開設者
市立学校園	41校	校長・教頭、警備員、近隣在住の教員・市職員・地元関係者等（小学校30校、中学校10校、養護学校1校）
公民館	6館	宿直管理人、嘱託職員
体育館	3館	警備員
市民館・共同利用施設等	22館	地区市民館運営委員、職員、管理人
民間施設	65カ所	施設関係者等

直ちに、教育委員会事務局に24時間体制の避難所本部を設置し、教育施設は教育委員会が、それ以外の施設は、市民局等が所管した。避難所本部では、避難所への職員配置に最優先で取り組んだが、当初、要員の確保に困難を極めた。しかし、事務局職員による巡回・常駐・宿直、警備会社による夜間の管理、炊き出しの炊事場の設置など、管理体制の整備を早急に進め、2月にはおおむねの体制が整った。

避難所となった各施設では、避難所としての設備や機能も整備されておらず、運営マニュアルもない状況であったが、当該施設の職員、地域住民・団体、ボランティア、他の自治体職員等様々な人々の献身的な協力を得て運営された。具体的な業務内容は、避難所本部との連絡調整、避難者名簿の管理、遺体の一時収容、生活用水確保、炊き出し、食料・毛布・救援物資等の搬入配布、清掃・衛生管理、病人等避難所生活が困難な人への対応、避難者の要望・相談等の対応、自主運営組織化の援助、ボランティアの組織化など多岐に渡った。

避難所に対する生活環境整備として、次のような対応を行った。

- 情報通信手段の確保として、臨時特設公衆電話、テレビ、ラジオ等の設置。
- 保健・衛生対策として、救護所の開設、仮設トイレ設置、冬季対策として断熱材、石油ストーブ等の設置。（後には夏季対策として扇風機、網戸等の設置）
- プライバシー保護として、更衣室の確保、間仕切り設置。
- その他に洗濯機、冷蔵庫、仮設風呂、シャワー等を設置した。

また、民間避難所（ピーク時78カ所）については、震災直後から、様々な民間施設から「避難者がいるので物資・食料等の供給をたのむ」旨の電話通報があった。当初これらの所管は決まっておらず、協議の結果、地域振興課が対応することとなった。避難所連絡責任者も定まらない中で、人数、場所の把握を始めとした取り組みを行った。

避難者数は、震災2日後の1月19日に最大の44,351人に、また、避難所数は1月20日に最大の194カ所に達した。避難者はその後、応急仮設住宅への入居（1月下旬、2月中旬、4月中旬、7月中旬に募集）民間住宅や親類・知人宅への転居、修理の済んだ自宅への帰宅などで、少しずつ減少し、9月30日にすべての避難所が閉鎖された。この間に、民間施設への依存解消と学校教育施設の確保などを目指し、避難所の集約化にも取り組んだ。

## 避難所・避難者数推移

月 日	1/18	1/20 1/19	2/1	3/1	4/1	5/1	6/1	7/1	8/1	9/1	9/30
避難所数	172	194	167	141	122	103	85	52	47	6	0
避難者数	39,888	44,351	20,877	9,798	5,827	3,882	2,149	961	661	22	0

## 2. 現在の状況

避難部は、災害発生時における避難所の開設及び管理、幼児児童生徒の安全対策の役割を担っている。

教育委員会の教育次長、総務部長を部長とする教育委員会、市民局（一部）、監査事務局、選挙管理委員会、公平委員会の職員で構成されており、組織体制は、避難所本部、施設対策班、学校教育対策班、避難所配備班（13班）で構成されている。

避難所の設置については、震災を教訓として見直し、概ね中学校区を単位とする各地区防災ブロック単位に指定避難所を設けている。震災時、地区市民館など緊急一時避難所としていたものを含めて指定避難所とし、現在、全市で131箇所（小学校42校、中学校20校、高等学校3校、養護学校1校、公民館24館、体育館等10館、共同利用施設10館、地区市民館等21館）収容予定人員は75,560人となっている。これは、震災時の最大避難者数44,351人と比較しても、1.7倍の収容能力となっている。

避難所の運営については、震災当時、主に風水害が対象であったため、震災被害は想定されていなかった。震災を教訓として「地域防災計画」を修正する過程で、関係部局との調整、学校現場の意見を聞きながら平成9年4月に避難所運営マニュアル（地震災害対策編）を作成した。

避難部の役割は避難者の生活全般に渡り、物資供給部、ボランティア部、保健医療部、福祉部、給水部、衛生部などとの連携が不可欠となるため、連携を含めてマニュアル化している。また、避難所の多くが学校のため、学校教職員の避難所運営業務、業務期間を含めた避難所運営マニュアル改訂版（携行型）を平成12年3月に作成し、避難部職員全員、学校園、指定避難所、関連各部に配付している。

幼児児童生徒の安全確保に万全を期するため、学校園で防災教育が行われている。また、学校園の状況に応じた独自の防災マニュアル作成に供するため、平成9年1月、教育委員会が「学校園防災マニュアル」を各学校園に配付した。



## 《担当者の手記》

## あの日の想い

教育委員会事業課 内山 俊朗

かって体験した事のない激震。ただならぬ事態に飛び起き、慌ててテレビにかじりつく。西宮、神戸は震度の表示なし。ホッとしたのもつかの間、刻々と被害の甚大さがテレビに映り出される。どえらい事になった。通勤手段のJRは不通。とにかく車で西宮に入ろう。篠山から職員3人で、寸断された道路に行く手を阻まれながらも、昼頃やっとの思いで仁川を越えて西宮に入るや否や、目を疑った。ほとんどの家屋が大きく傾き、ガス臭が漂う。悪夢であって欲しい。西宮はこれからどうなる。この事態に何から手をつければ……。

これが忘れもしないあの日の、長く辛い震災との私の闘いの始まりである。福祉事務所に籍を置きながら、後は怒涛のごとき調査部の激務に身を委ねることとなった。震災犠牲者の多さからして、あの日、持ち分を離れてでも家屋倒壊現場に向かうべきだったのではとの想いがよぎってならない。



### 1. 震災当時の状況

震災以前、税務部が担当する緊急救援物資（主に毛布）は、「愛宕山寿園（老人ホーム）」の空き部屋を借りて保管していた。火災や水害等による被災者や台風時などの避難者に、応急的に配付することを常態としており、保管物資の数量は僅かであったが、これまでに不足を生じること無く、円滑に物資の供給作業が進められていた。

しかし、ひとたび阪神・淡路大震災のような大規模災害が発生すると、状況は一変し、保管物資だけではたちまち底をつき、外部からの支援物資に頼らざるを得ない状況が発生した。未曾有の被害を前に、緊急救援物資の保管状況に至っては、前年踏襲主義の弊害が露呈した形となった。

実際に震災直後は、緊急救援物資の保管（備蓄）数量が極度に不足し、全国から届けられる救援物資の到着を待って、被災者及び避難者に配付する形態にならざるを得なかったが、あれほどの大災害になると、主要道路を始めほとんどの交通網が遮断され、救援物資が届くのにかなりの時間を要した。

震災当日の夕刻、ようやく到着した毛布100枚を公用車に積んで避難所となっている体育館に向かった。主要幹線はもちろん、生活道路も至る所が通行不可となっている中、ようやく到着すると、灯りの無い体育館に地域の被災住民約600人が避難しており、100枚の毛布では到底足りなかった。当てのない次回の配送を約束し、その避難所を後にするという状況が相次いだ。

その後次々に、救援物資を満載した大型トラックが到着し、ボランティアとともに、市内200ヶ所以上の避難所への物資配送作業が、文字通り一睡もせず延々と続けられた。当初は本庁玄関前、市民会館、同西側駐車場に搬入したが、収めきれず、市内の計16箇所の体育館などに分けて保管、最終的には海清寺公園に設置したテント、JR西ノ宮駅前テントなどに搬入した。また、避難所ばかりでなく、街頭で市民に対する直接配布も行った。



## 2. 現在の状況

震災前は、緊急救援物資を大量に必要とする事例が発生していなかったこともあり、備蓄倉庫は僅かに1ヶ所だけであり、また保管数量も限られていた。しかし、震災の教訓を経て、大災害時には最低必要な救援物資を確保しておかなければならないとする考え方にたち、計画を変更した。

(計画の主な改正点)

- 食糧供給班とそれ以外の物資供給班を統合し、物資供給部として一本化を図った。
- 該当する担当課が10課から16課に増加した。

平成10年度に防災対策本部(防災対策課)は、津門中央公園内に中央備蓄倉庫を設けた。また市内拠点20ヶ所(小学校19、旧消防署1)にも地区備蓄倉庫を設置し、物資供給部の乾パン、白飯(アルファ米)、白粥、粉ミルク、毛布、タオル、石鹸、ポリタンク、飲料水袋、ゴミ袋、紙製食器のほか、保健医療部の救急医薬品、給水部の可搬式浄水機、衛生部の組立式トイレを保管している。中央備蓄倉庫には、それ以外の救援物資(暖房具、ビニールシート、炊事道具、消火器、カセットガスコンロ、ボンベなど)が保管されている。

食糧は、それぞれの製品に品質保持期限(賞味期限)が設定されていることから、定期的に購入(補充)する作業が必要である。救援物資として保管する食糧、物資の調達先は入札により決定しており、毎年予算の範囲内で、必要分を購入(補充)し、大規模災害時においても万全を期することができるよう心掛けている。

### 《担当者の手記》 教訓を活かして備蓄倉庫20カ所を常設

会計室 高田 義一

「点から面が変わった」と先ず実感し、被災の大きさが直撃しました。

税務部で長い間、被災者への物資供給に従事していましたが、従前は風水害や火災などによる被災者支援が中心でした。しかし、阪神・淡路大震災ではすべての市民が被災者となったため、量的にも早急な対応が求められました。

全国からの支援物資受け入れと整理、配付などの作業が震災復旧から復興へ移行する5月ごろまで続きました。その間、西宮ボランティアネットワーク、西宮青年会議所などボランティアの皆さんのご協力をいただき、救援物資の集積、配付などの作業から人海戦術による配送など、避難所への被災者支援活動を行うことができ、支援者からの温かい気持ちを被災者に伝えることができました。

大阪方面からの支援車両が武庫川を過ぎたあたりから動けずに、「本庁舎までの物資運搬に3時間以上を要した」などの交通情報を運送会社から聴きながらも、昼夜を問わず物資を満載した支援の大型トラックが次々と到着し、受け入れの搬入作業が続きました。当時は1日24時間を非常に短く、時間が足りないと感じていたのが正直なところです。

また、支援団体から陸路による運送が困難との連絡を受け、支援活動の早期実施のための物資受け入れ作戦、即ち海上輸送による受け入れ作戦を行ったことなど、今となっては大変懐かしく感じられます。

この震災でライフラインの断絶や交通路の遮断などが露見し、物資の配送に時間を要し、結果として被災者への支援活動が遅れたことを教訓にして、その後物資貯蔵所(備蓄倉庫)を市内地域別に20ヶ所常設され、緊急時の早期対応の実現が図られるようになりました。

### 1. 震災当時の状況

阪神・淡路大震災では、水道施設も壊滅的な被害を受け、154,100世帯（全戸数163,800世帯）で断水するといった前例のない事態に陥った。

大規模災害で水道局が緊急に取り組みねばならないことは、応急給水であり、避難所や病院に対して24時間体制で取り組んだ。また、各自治体・団体・陸上自衛隊から多数の給水車の応援を受け、海上保安庁、大阪市、海上自衛隊からは数百トンの飲料水を満載した大型給水船も応援給水に参加した。

応援給水に来ていただいた人は、延べ3,300団体、10,344人で、給水車両は、延べ5,736台、給水総量は、50,183 $\text{m}^3$ に達した。

応急給水活動に並行して、応急復旧工事を行なった。少なくとも4ヶ月かかる見込みであったが、市外から132団体、延べ11,824人の応援を受け、被災から42日目ではほぼ完了させることができた。

### 2. 現在の状況

阪神・淡路大震災から10年が経過する中、水道局としては様々な災害対策事業を進めている。応急復旧・給水の作業で痛感したことは、広域的な取り組みが必要であること。このため、震災後日本水道協会関西地方支部や兵庫県内の各自治体で相互応援協定を締結した。また、緊急時の水運用として、近隣他都市との連結管の布設工事にも取り組んでいる。災害発生初期の対策として、水を確保するための緊急貯水槽や緊急遮断弁の整備を行い、応急復旧期間の短縮のために、浄水場などの拠点施設や水道管路の耐震化を進めている。

緊急貯水槽は13基：約1,000 $\text{m}^3$ 、緊急遮断弁は12地点：約3,800 $\text{m}^3$ に整備する計画であり、平成15年度には、緊急貯水槽13基、緊急遮断弁9地点：2,800 $\text{m}^3$ が完了し、平成16年度には緊急遮断弁を2地点設置し、被災初期の水が確保された。

人体の生命維持に最低でも2ℓ/人・日、炊事用を加えて災害発生直後から、3ℓ/人・日の水が必要と判断しており、緊急貯水槽と緊急遮断弁を合わせて、4,800 $\text{m}^3$ の水が確保され、延べ約160万人分の被災初期の水が確保されている。

管路の耐震化では、配水管の更新事業の全てに、耐震型継ぎ手管を採用し、給水管も割れにくいポリエチレン管を採用している。

平成15年度末では耐震型継ぎ手管の布設延長は、約92,000mとなっており、配水管の総延長は、約1,119,000m、長期間に及ぶ計画となるが、費用対効果を十分に検討し管路耐震化を推進する。

水道施設耐震化指針、水道施設整備計画を精査した「西宮ウォーターリニューアル21」の基本理念である「災害に強く早期復旧が可能な水道システムを構築する」事業を今後も進めてゆく。



午前5時46分。あの地震を経験した者は忘れられない時刻。

西宮市民1,146人が犠牲になった時刻。

観葉植物が好きで、ベンジャミンゴム、ホンコンカポック、ポトスライム等々、家中にあれこれと置いていました。もちろんハンギングバスケットも。それらがすべて倒れ、落ちてしまい、リビングは泥だらけ。食器棚のガラス戸が割れ、中の食器が殆ど飛び出し、割れて足の置き場が無い(あとになって思いましたが、真っ暗の中ようけガせんと呼けたなあ)。6階建1棟27戸に住む集合住宅の殆どの住人が1階の道路に飛び出し、いつの間にか肩寄せ合ってお互いの無事を確認し、暗く寒い中でラジオに耳を傾けていました。みんなまさに着の身着のままの言葉がぴったり。ニュースでは神戸方面で地震が起こった模様、被害の状況はわからないとのこと。恐らく電話回線が通じなかったから詳しい状況がすぐに伝わらなかったのでしょうか。

明るくなるにつれみんなの興奮は徐々に落ち着きを取り戻したように見受けられました。5階の自室に戻るため階段をあがり、廊下からあたりを見回すと3カ所ほど火災らしき煙が上がっているのが確認された。

当時、私は管財係で庁舎管理等を担当していましたので、とりあえず自宅の泥やガラス片をかたづけて「出勤してきます。恐らく今日は帰れないと思います。」と、自転車でお出発。

私の住まいは松山町で、一見したところでは出勤途中家屋倒壊はあまり無かったと記憶しています。ただ山手幹線で名神の上り線が落ちて道を塞いでいるのを見たときに「嘘！」と思わず声が出ました。

津門大塚町のメガロコープ前に来たとき、この地震が尋常でないことを知らされました。

今、もしこのような大地震がおきたら。

前回の地震でいろいろ学びましたが、果たして同じように、またそれ以上に出来るでしょうか。給水拠点を決め、いち早く出勤したにも関わらず見る見るうちに渋滞、車の山、山。緊急車両以外は通行規制がかかっているにもかかわらず、お構いなしに割り込む車。

阪神高速が倒壊し、JR及び各私鉄も不通、車が重要なのはわかっているのですが、改めて車社会の秩序の大切さがわかりました。

災害時に、いち早く市民の皆様にお水を供給できるよう、緊急時専用道路交通網(警察、消防、電気、ガス、水道等々)など必要なのではと感じました。

### 1. 震災当時の状況

#### (1) 家屋被害調査と証明書の発行

家屋の被害調査については、調査がようやく可能となった1月23日から2月6日まで初期調査を行った。当時、調査部は福祉局が担当しており、道路や橋梁の損壊、交通事情の混乱など調査が困難を極める中で、全市一斉の個別調査を行い、被害認定を行った。

しかし、判定の内容が被災者の思いと食い違うなどのため、不満が噴出し再調査の申し出が殺到した。このため、2月18日及び19日に管理職を中心として再調査を実施したが、それ以降も調査の申し出が相次いだため、3月3日から全庁的に再調査を行った。

一方、マンションなどの共同住宅については、各住戸の調査結果が建物全体の判定に及んでいないなど認定に不統一、混乱が生じたものがあったので、一般戸建住宅の再調査の申し出とは別に、2月下旬から京都支援センターの協力により、ボランティアの一級建築士の応援を得て、別途調査を行った。

また、証明書については、個人を対象として被災世帯ごとに住宅の被災状況を示す被災者証明書と融資を受けるための「り災証明書」ともなる店舗、事務所等の建物の被災状況を示す被災証明書とがあるが、両方の証明書とも2月13日から発行を行った。被災者証明書は、当初2ヶ月間は1日平均3200件を超える証明書申請があり、平成7年度末で約17万件、28万枚を発行した。また、被災証明書については、平成7年度末まで約2万6千件について発行した。

#### (2) 倒壊家屋対策

震災発生直後より、倒壊した家屋の処理について要請が災害対策本部に多数寄せられたが、当初は特別な制度がなかった。しかし、今回の震災の広域性、被害の甚大性から被災地の早期復興のため、倒壊家屋の解体処理を市が事業主体の国庫補助事業とする政府方針が1月28日発表された。本市では、この政府方針を受け、1月30日より市民からの解体申し込みの受付を開始するとともに、膨大な業務量に対応するため、2月6日に土木局に「倒壊家屋対策室」を設置し、約20名の応援職員を得て、7月末まで受付を行った。解体事業は、市が業者に委託し、解体させるもの（市解体）と、所有者が業者を選定して解体施行し、市がその費用を支払うもの（個人解体）の方式により実施した。倒壊家屋は約1万7千余棟。廃棄物総量は209万トンとなった。

これら膨大な量の廃棄物の集積地として広大な甲子園浜の下水処理施設拡張予定地13ha（4月から埠頭用地9haを県から借り受け、計22ha）を仮置き場として開設し、焼却処分、埋立処分、良質木材等は一リサイクルにより2年間で処理し終えた。

#### (3) 応急仮設住宅の建設と入居募集

住宅の被害は、全壊全焼34,136世帯にのぼり、これら被災者に対して災害救助法に基づく一時的な住居を供給し、建設等の立案及び管理を行うため、住宅部内で仮設住宅班が組織され平成7年1月19日から応急仮設住宅の建設に着手した。

応急仮設住宅は、市内の公園、学校教育施設、社会教育施設、公有地、民有地など105箇所にて4,901戸、大阪市や川西市など市外5市に623戸を建設した。

なお、この応急仮設住宅の中には、身体的、精神的に援助が必要な高齢者や障害のある人など向けに適切な福祉サービスを提供する地域応急仮設住宅194戸も含まれる。

また、入居募集については、県下で真っ先に1月23日～1月28日の間、県と調整しながら全被災者を対象に第1次募集を行ったほか、2月19、20日の二日間高齢者や障害のある人などで第1次募集に応募しなかった方を対象に第2次募集を行った。なお、第2次の抽選は第1次の抽選で落選した高齢者や障害のある人などを含めて実施した。

## 2. 現在の状況

### (1) 家屋被害調査と証明書の発行

当時の地域防災計画では、被害の調査と災害にかかる援護金の支給等及び証明書の発行はそれぞれ事務が連動するとの考えから、同じ調査部の担当としていたが、現在では被害の調査は多大の労力を要し、またその事務に専念する必要があることから、調査は調査部で、援護金の支給等及び証明書の発行は福祉部で行うこととしている。

また、被害の判定についても、国の災害統一基準に基づき実施したが、当時は外観目視によらざるを得ないことからあいまいな点も多かったことは否定できない。

このような反省も踏まえ、現在では次のとおり、消防庁が平成13年6月に示した、人が住める状態かどうかを重視した被害の分類認定基準により判定することとなっている。

#### 被害の分類認定基準

住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全 壊	住家はその住居のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家はその住居のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の床面積がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床よりう上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することが出来ないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

\*被災者支援システム（震災業務支援システム）

被災者にかかる情報を一元化するため、震災後に、この家屋調査の結果や被災世帯の構成状況を始め、義援金の支給、被災者証明書の発行などをデータベース化した被災者支援システムを構築した。このシステムは他市にない画期的なもので、現在は震災業務支援システムとして、避難所関連、倒壊家屋関連、復旧・復興計画関連等の業務にも対応できるよう拡充、整備されている。

### (2) 倒壊家屋対策及び応急仮設住宅

現在の地域防災計画では、災害対策本部18部の中に、新たに倒壊家屋対策部と仮設住宅部の2部を設け、発災後3日以内に、それぞれ倒壊家屋対策と瓦礫処理等にかかる業務、応急仮設住宅の設置及び入居者の決定にかかる業務に対応することとなっている。

**役割分担やマニュアルの熟知、**

各部において役割分担やマニュアルが整備され、訓練・研修も毎年行なわれているものの、職員全員が参加しているわけでもなく、人事異動などもあり個々の職員が自分の役割などを十分理解しているとは言い難い、意識啓発の方法について更に検討する必要がある。

**体制整備やマニュアルの見直し、**

体制やマニュアルが整備されていても、他で発生した災害などを参考にして常に見直しを行う必要がある。また、想定している災害でも発生時間や季節が変わった場合の対応についても、検討して行く必要がある。

**防災意識の啓発**

震災を契機に高まった職員、市民の防災意識あるいは災害ボランティアへの関心は、時間の経過とともに、徐々に希薄になってきている。そういう状況の中、日常生活における防災意識を如何に啓発し、必要性を喚起していくか、その方策を検討していく必要がある。

**職員の参集**

勤務時間外に発生した地震等の場合は、職員自身も被災しており、また、通常交通手段も途絶しているため、即時参集可能な人員は限られる。必要な人員の早期確保や災害担当者等の24時間体制も検討して行く必要がある。

**被災判定**

全半壊等の被災判定は、その後の支援に大きな差があるため、被災者から常に多くの不満がある。基準の統一化は図られているものの、大規模災害においては、公平、迅速に決定できる簡易な方法も検討する必要がある。

**情報伝達手段の多様化**

津波情報のように緊急・広域的に情報伝達するには、既存の手段では困難なため、新たな伝達手段も検討する必要がある。

**災害時要援護者等の安否確認**

市では現在、「地域あんしんネットワーク」の登録対象者をこれまでの高齢者から障害者にも広げて運用しているが、登録者数の拡大や震災時のより効果的なネットワークの活用方法などをプライバシーに十分に考慮しながら研究していく必要がある。

**廃材処理場等の確保**

災害により多量の廃材等が発生した場合は、市街地から離れた場所で、一定の規模の用地が必要となる。また、大量の援助物資の仕分けとか支援要請により出動した自衛隊等の基地としても一定の規模の用地が必要となるため、緊急時に転用できる用地確保を検討しておく必要がある。



## 交通渋滞

災害による救助・救援に対して道路交通渋滞が大きな問題となり、緊急車両の通行確保が最優先されるよう、具体的な対策について関係機関と協議調整が必要である。



交通渋滞は救急活動の大きな障害となった

《災害応急対策に直接的に関係するものではないが、今後検討が必要な課題》

- 国等による財政支援拡充の要望
- 被災者の生活再建のための支援策の要望
- 震災後の人口急増による新たな行政需要への対応
- 公共施設・民間住宅の耐震化促進
- 少子・高齢化社会におけるコミュニティづくり
- N B C（生物・核・化学）災害やテロなどの新たな災害対策
- 産業振興等による「まちのにぎわい」の創出

# 第Ⅲ部

## 復旧・復興の状況等(概要)

1章	市民生活の安定、支援	67
第1節	住宅の確保、再建支援	67
第2節	福祉・保健・医療の充実	69
第3節	防災の体制づくり	71
2章	安全で安心できるまちづくり	73
第1節	都市の防災機能の強化	73
第2節	災害に強い建築物等の整備、誘導	73
3章	産業の振興	75
第1節	地域産業の再生・復興	75
第2節	新しい産業活力づくり	76
4章	魅力ある地域社会の創出	77
第1節	支え合う地域コミュニティの形成	77
第2節	教育活動の充実	77
第3節	文化・スポーツの振興	78
第4節	コミュニケーション環境づくり	79
5章	環境と調和した、美しいまちづくり	80
第1節	環境との共生	80
第2節	うるおいのある都市景観の形成	80
6章	市街地の復興	81
第1節	市街地の面的復興整備	81
第2節	道路交通のネットワーク化等	86
第3節	港湾の整備	88
第4節	水と緑のまちづくり	88
第5節	河川・下水道	90
第6節	水道	90
7章	行財政運営等	91
第1節	行財政改善等の取り組み	91
第2節	国、県への要望	93

詳細については資料集をご参照下さい。

# 1章

# 市民生活の安定、支援

## 第1節 住宅の確保、再建支援

### 1. 災害公営住宅等の確保

住宅種別	供給戸数	計画戸数
災害公営住宅 市 県	1,873 714	2,500
再開発系住宅	779	600
災害準公営住宅 (特定優良賃貸住宅) 市 県	484 1,391	1,300 2,000
公団・公社住宅	2,281	4,400
公的住宅 合計	7,522	10,800



西宮浜復興住宅

### 2. 個人住宅の再建支援

#### (1) 融資・貸付関係

住宅金融公庫災害復興住宅融資及びひょうご県民住宅復興ローンのほか、西宮市の独自の支援策として次のようなものを行った。

- a. 西宮市個人住宅資金融資あっせん特例制度  
申込期間 平成7年3月15日～平成14年3月31日  
実行件数 4,123件
- b. 西宮市住宅整備資金融資あっせん特例制度  
申込期間 平成7年3月15日～平成14年3月31日  
実行件数 798件
- c. 住宅資金等貸付  
申込期間 平成7年10月1日～平成10年3月31日  
実行件数 54件
- d. 西宮市高齢者住宅再建支援制度  
申込期間 平成9年5月12日～平成14年3月31日  
実行件数 1,765件

(2) 利子補給関係

住宅の再建・修理を行った被災者に対し、阪神・淡路大震災復興基金による借入れ金の利子補給を行った。

a. 被災者住宅再建購入支援事業補助（県市単独住宅融資利子補給）

申込期間 平成7年7月1日～平成14年3月31日

b. 大規模住宅修理利子補給

申込期間 平成8年10月1日～平成12年3月31日

c. 住宅債務償還特別対策助成事業（二重ローン対策事業）

申込期間 平成7年12月1日～平成14年3月31日

d. 高齢者特別融資利子補給

申込期間 平成9年2月1日～平成14年3月31日

e. 高齢者住宅再建支援事業

申込期間 平成10年2月1日～平成14年3月31日

### 3. マンションの建替支援（複数権利者による協調・共同建替の推進）

(1) 合意形成・設計関係

阪神・淡路大震災復興基金によるアドバイザーやコンサルタントの派遣 30団体  
震災復興型総合設計制度適用 12件

(2) 事業補助関係

優良建築物等整備事業等により設計費や共同施設整備費等に要する費用の一部 27団体に補助

(3) 利子補給関係

a. 被災マンション建替支援利子補給制度

申込期間 平成7年7月1日～平成14年3月31日

b. 被災マンション共用部分補修支援利子補給制度

申込期間 平成7年12月1日～平成12年3月31日

### 4. 賃貸住宅の建設促進と入居支援

(1) 融資関係

a. 住宅金融公庫災害復興住宅融資

申込期間 平成7年5月1日～平成14年3月31日

(2) 利子補給関係

a. 被災者向けファミリー賃貸住宅建設促進利子補給制度

申込期間 平成7年11月1日～平成12年3月31日

b. 民間賃貸住宅資金融資利子補給及び家賃助成制度（西宮市）

申込期間 平成7年10月1日～平成10年3月31日

(3) 家賃軽減関係

a. 民間賃貸住宅家賃負担軽減事業（H11まで月額3万円、H12は2万円、H13から1万円）

申込期間 平成8年10月1日～平成12年3月31日

b. 民間賃貸住宅資金融資利子補給及び家賃助成制度（西宮市）

申込期間 平成7年10月1日～平成10年3月31日

### 5. 学生用居住施設の復旧支援

(1) 融資・貸付関係

a. 住宅金融公庫災害復興住宅融資

申込期間 平成7年7月1日～平成14年3月31日

b. 西宮市被災学生用住宅再建支援融資斡旋制度

申込期間 平成7年7月1日～平成14年3月31日

## 6. 開発指導要綱等の緩和

### (1) 開発指導要綱の緩和

- a. 公営住宅並びに住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）が行う住宅建築及び兵庫県住宅供給公社が行う住宅の建築については適用除外。
- b. 開発整備協力金及び集合住宅の建築戸数規制を廃止。
- c. 公園・緑地の整備基準についても公園提供を必要とする面積基準を引き上げ。

など見直しを行った。

### (2) 小規模住宅等指導要綱の緩和

- a. 集合住宅及び長屋住宅に係る建築戸数制限を廃止。  
現在は、新たに「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」（平成12年4月1日施行）を制定し、これらの要綱は一本化されている。

## 7. 文教住宅都市復興住宅メッセの開催

兵庫県西宮総合住宅相談所と協力し、住まいづくりからまちづくりまでの総合的な住宅情報拠点として、西宮北口駅近傍に西宮・復興住宅メッセを開催  
来場者...2,928組（月平均104組）

## 8. 住民参加の住まいづくり・まちづくりの推進

まちづくり支援による震災後の地区計画の策定	18地区
西宮市「まちづくり助成要綱」によるコンサル派遣	9団体
復興基金「復興まちづくり支援事業」によるアドバイザー派遣	26団体
復興基金「復興まちづくり支援事業」によるコンサルタント派遣	37団体

## 9. 新市街地における住宅供給の促進

西宮浜地区 平成7年～18年

住宅（公的住宅 1,804戸、民間住宅 1,258戸）

入居開始平成10年3月

## 10. 高齢化に対応した住宅の整備

災害公営住宅等は、市営・県営などあわせて3,366戸すべてを、バリアフリー化。

市営住宅168戸、県営住宅128戸については、福祉部門と連携したシルバーハウジングとして、安否確認システム、ライフサポートアドバイザーを配置。

## 第2節 福祉・保健・医療の充実

### 1. 地域福祉活動の推進

- (1) 震災後の重度障害者・高齢者の生活状況調査（実施期間 平成7年3月1日～15日）
- (2) 地域型応急仮設住宅への介護員等の派遣事業（平成10年7月10日事業終了）
- (3) ふれあいセンターの設置（12ヶ所、平成11年3月15日閉所）
- (4) 民生委員・児童委員の増員と活動促進
- (5) 生活復興相談員事業（平成9年11月訪問活動開始）
- (6) 高齢者世話付き住宅における生活援助員派遣事業
- (7) 高齢者等配食サービス事業の実施（4地区をモデル地区として実施）

## 2．在宅福祉サービスの充実

- (1) ホームヘルプサービスやショートステイ、デイサービスの3本柱を中心とした在宅福祉サービスの拡充・強化
- (2) デイサービスセンター等の整備（高須・今津南・芦原）

## 3．特別養護老人ホーム等の整備

- (1) 老人保健施設整備事業（平成6年～8年）
- (2) 特別養護老人ホームにしのみや聖徳園等建設補助事業（平成8年10月開所）
- (3) 特別養護老人ホーム西宮恵泉等建設補助事業（平成10年4月開所）
- (4) 特別養護老人ホームにしのみや苑等建設補助事業（平成11年3月開所）
- (5) 特別養護老人ホーム名塩さくら苑等建設補助事業（平成12年3月開所）
- (6) 特別養護老人ホームシルバーコースト甲子園等建設補助（平成13年4月開所）

## 4．メンタルケアの実施

- (1) 平成7年6月 こころのケアセンターを西宮保健所に仮開設
- (2) 平成7年9月 戸崎町に移転開設
- (3) 県事業「西宮こころのケアセンター」は平成12年3月31日をもって終結
- (4) 本市が西宮こころのケアセンターを継承し、こころのケア相談を実施している。
- (5) 平成7年度から平成15年度の相談件数 1,537件

## 5．健康の保持・増進

- (1) 救護所（104ヶ所）及び仮設診療所の設置
- (2) 西宮市応急診療所の移転拡充（平成8年10月診療開始）
- (3) 応急仮設住宅入居者等の健康・生活支援
  - a．西宮ふれあいネットワーク会議の設置
  - b．被災にかかると家庭訪問・健康相談・健康教育活動
    - ① ふれあいセンター健康相談（2010件）
    - ② 公営住宅等への医療相談・健康相談（1154件）
    - ③ 健康アドバイザーの訪問活動（13,946件）
  - c．被災者のための健診事業等
    - ① 応急仮設住宅及び避難所への巡回訪問（36,486件）

## 6．災害時の救急医療体制の強化

- (1) 平成8年1月 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定の締結
- (2) 市消防局との専用電話回線の設置
- (3) 市立中央病院において中圧ガスを低圧ガスに変換するガス圧変換装置を設置

## 7．保健センターの整備

- (1) 平成12年4月1日 西宮市保健所の開設
- (2) 平成13年度 北口保健福祉センターの開設（「ACTA西宮」内）

## 第3節 防災の体制づくり

### 1．地域防災計画を見直し、地域防災体制の確立

- (1) 地域防災計画（地震災害対策編、風水害等対策編）（以上、平成7年度）
- (2) 地域防災計画（海上災害対策編）（平成11年度）
- (3) 地域防災計画（原子力災害対策編）（平成15年度）
- (4) 職員行動マニュアルの作成

### 2．他市等と連携した広域的な防災体制の確立

- (1) 災害応急対策活動の相互応援に関する協定（阪神7市1町）
- (2) 災害時における相互応援協定（阪神7市1町）
- (3) 緊急時における生活物資の確保に関する協定
- (4) 消防協力隊の災害応急活動に関する協定
- (5) 災害時における放送要請に関する協定
- (6) 災害情報等に関する放送の実施に関する協定書
- (7) 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定
- (8) 緊急時における仮設トイレの確保に関する協定

### 3．衛星通信システムの充実

- (1) 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）

### 4．防災通信の整備

- (1) 気象情報システム（MICOS）
- (2) 新河川流域総合情報システム（FRICS）
- (3) 自衛隊や救急医療病院などとの間に専用電話回線（防災ホットライン）の設置

### 5．観測体制の強化

気象庁の計測震度計（宮前町＝浜脇中学校に設置）に加え、北部地域の震度を計測するため、平成8年度に北消防署（名塩新町）に計測震度計を設置し、観測体制を強化した。

### 6．震災記録の作成

- (1) 1995.1.17阪神・淡路大震災 西宮の記録（平成8年11月刊行）
- (2) 復興3ヵ年西宮の記録 ここまで来た復興（平成10年12月刊行）
- (3) 阪神・淡路大震災 震災復興6年の総括（平成13年4月刊行）
- (4) グラフ誌・ビデオ作成

### 7．防災訓練の実施

- (1) 総合防災訓練（毎年）
- (2) 防災講演会（毎年）
- (3) 「わがまちわが家の防災マニュアル」の全戸配布
- (4) 土砂災害危険予想箇所図の配布

### 8．自主防災組織の育成

結成状況 148団体、155,677世帯、結成率83%（H16.9現在）

## 9. 防災教育の推進

- (1) 市民防災意識啓発と災害ボランティア活動の普及事業
- (2) 防災教育副読本「明日に生きる」を活用して、小・中学校では防災教育
- (3) 文部科学省指定健康教育総合推進モデル事業

## 10. 消防力の充実・強化

- (1) 震災対応車両の整備（平成7年度）
- (2) 高度救助用資機材の整備（平成8年度）
- (3) 消防団防災資器材の整備（平成7年度～10年度）
- (4) 消防緊急情報システムの導入（平成9年4月1日運用開始）
- (5) 通信施設の整備（全国共通波）（平成8年度）
- (6) 医療機関との通信体制の整備（専用回線）（平成8年度）
- (7) 耐震性防火水槽の整備（平成15年度末現在、公設458基、私設912基、計1,370基）
- (8) 平成11年12月 西宮浜消防出張所の開庁

## 第1節 都市の防災機能の強化

## 1. 地域防災拠点の整備

- (1) 地域防災拠点（南部） 津門中央公園、西宮中央運動公園
- (2) 地域防災拠点（北部） 塩瀬中央公園、山口中央公園、流通東公園
- (3) 地区防災ブロック 中学校区（20）を単位として食糧・物資や水を確保

## 2. 活断層、液状化等の地盤調査の実施

- (1) 西宮市版の活断層図、液状化評価図、表層地盤図としてまとめ公表済み

## 3. 井戸分布調査

- (1) 井戸水の活用を図るため、所有者の協力を得て市内の約300カ所の井戸の水質を調査し「震災時協力井戸」として位置付けしている。

## 第2節 災害に強い建築物等の整備、誘導

## 1. 公共施設の耐震性の強化

- (1) 新たに建設する公共建築物の耐震性能の確保
- (2) 既存公共建築物の耐震性能の確保  
一般庁舎及び教育施設74施設のうち、50施設の耐震診断を行い、そのうち11施設の耐震改修を実施した。

## 2. 建築物の耐震性向上の誘導

- (1) 震災に強いまちづくり条例等により、建築物等の耐震化・不燃化に努めるよう指導。

## 3. 道路・鉄道の高架構造物の耐震性の点検、強化

- (1) 市が管理している道路高架構造物は、中津浜線のJR跨線橋と小曾根線の小曾根跨橋であり、それぞれ補修工事や耐震補強を実施した。（平成7年度施工）
- (2) 鉄道の既設構造物の耐震対策については、震災後に発令された耐震省令により、5年以内に耐震性能の向上対策及び橋梁の落橋防止対策を実施することが義務づけられ、実施計画に基づきほぼ対策を完了している。

## 4. 雨水・太陽熱等の利用促進

- (1) 湯水時や非常災害時における水資源（散水・生活用水）確保のため、市営住宅や学校園の基礎部分等に雨水貯留槽を設置し、雨水利用設備として活用できるように整備した。
- (2) 津門中央公園の整備においてソーラー発電設備（太陽光発電設備）を設置し、便所棟の照明・ポンプ設備の動力に活用するなど自然エネルギーの利用促進を行なった。

## 5. 防火・準防火地域の見直し

- (1) 平成8年12月 防火地域・準防火地域の見直し  
国道2号沿道について、防火地域の指定とともに建物の最低高さを定める高度地区を指定し、延焼遮断帯の形成を図るため、平成9年1月から建物の不燃化を促進するための助成制度（不燃化促進事業）をスタート。

## 6 . 危険宅地防災事業・急傾斜地崩壊等対策事業の支援

- (1) 被災宅地二次災害防止対策工事助成金交付制度 5 件
- (2) 既成宅地等防災工事資金融資斡旋制度 7 件
- (3) 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 21箇所

## 7 . 砂防、地すべり対策の促進

宝生ヶ丘、高座町で地すべり対策が、観音谷川をはじめ 4 ヲ所で砂防対策を行った。

## 第1節 地域産業の再生・復興

## 1. 仮設共同店舗設置に対する補助

- (1) 仮設共同店舗設置補助事業 8団体

## 2. 共同施設等の復旧補助

- (1) 仮設共同施設設置補助事業 5団体  
(2) 共同施設復旧補助事業 18団体

## 3. 卸売市場の整備

被災した卸売市場の再建のため、鳴尾浜埋立地における3市場統合整備に向けて調整を進めたが、業界内部での合意形成が得られず、平成9年7月、移転統合整備案は白紙に戻った。このことから西宮地方卸売市場では、開設者である西宮市場株式会社と市場内業者で構成する西宮西卸売商業協同組合が現地単独再建に向けて協議を進め、新たな流通形態の変化にも対応できる市場とするための整備案をまとめたが、実施までには至らず平成13年12月31日をもって西宮地方卸売市場は廃止となった。

## 4. 協業化、共同化、業種転換への支援

- (1) 「小売商業店舗等共同化事業補助制度」を平成6年度に発足。  
a. 本補助制度の適用第1号は、「ビバ甲子園」(平成7年12月6日オープン)、県下の全壊小売市場本格復興第1号。  
b. 本補助制度の適用第2号は、「川東ショッピングセンター」(平成8年6月28日オープン)。

## 5. 中小企業融資制度の特例措置

- (1) 震災により甚大な被害を受けた中小企業者に対し、早期復旧・復興を図るため、国・県・市で地震災害特別融資を実施した。  
a. 国民金融公庫 災害復旧貸付  
b. 商工組合中央公庫 災害復旧貸付  
c. 中小企業金融公庫 災害復旧貸付  
d. 兵庫県 緊急災害復旧資金  
e. 西宮市 災害復興資金 融資件数 3,042件

## 6. 産業復興支援・診断相談事業

- (1) 産業の復興に向けて関係団体等と連携して総合相談窓口を設置  
(2) 市に融資アドバイザーを配置(被災した中小企業からの資金面の相談等)  
(3) 被災した団体に専門家を派遣 28団体に延べ133回派遣

## 7. 国、県、関係機関と連携した情報の収集と提供

国、県等の各種施策、労働・雇用関係情報を関係機関等へ迅速かつ広範に提供。

## 8. 震災に係る各種労働相談の実施

- (1) 労働相談を充実。(引き続き実施中)  
平成15年度までの相談件数 3,164件

## 第2節 新しい産業活力づくり

### 1. 地域の特性を生かした新たな産業の振興

- (1) 西宮北口地区  
平成13年春 再開発ビル「ACTA西宮」が開館  
南地区に芸術文化センターを建設中
- (2) 阪神西宮駅南地区  
駅舎のエピスタ西宮、再開発ビルのエイヴィスプラザ、西宮中央商店街などがそれぞれに特色を出すことによりこの地区全体の商業の活性化が期待される。
- (3) 酒蔵地帯  
平成9年9月20日 「第1回 西宮酒ぐらルネサンス」開催  
テーマは、本市の持つ資源「宮水」「酒」「人形芝居」。  
第2回からは、阪神西宮駅南の商店街のイベント「フェスタえびす」と一体となって開催され、年毎に多くの人々が参加するイベントとして定着しつつある。

### 2. マルチメディアを活用した商工業の振興

- (1) 西宮浜産業交流会館においてOA研修や情報セミナーなどを実施。
- (2) インターネット等により様々な情報を提供。
- (3) 平成12年度より市内企業の基礎情報を把握し、データベースとして整備
- (4) 希望する企業等については、商品・サービス等を紹介するホームページを作成し、一般市民や企業に広く情報発信。

## 第1節 支え合う地域コミュニティの形成

## 1. コミュニティ協会事業の再構築

- (1) 地域情報誌「宮っ子」の発行  
平成7年3月～5月号は休刊  
平成7年6月号から復刊し、市民が求めている震災関連情報の発信に努めた。  
平成8年度から、発行回数は年10回。

## 2. 地域集会施設の復旧

- (1) 地域の自治組織が設置するコミュニティ施設の建設  
阪神・淡路大震災復興基金が一定の額を助成するもの。  
事業期間は、平成12年度までで、完成施設は16カ所である。
- (2) 自治会・町内会等が、自ら集会施設を新築・改築もしくは改修又は購入しようとする場合に、その費用を補助する制度。  
昭和62年より施行。震災後、16団体に対し補助を行った。  
当該施設が市民の葬儀にも利用されることが助成の条件。

## 3. ボランティア活動の促進

- (1) ボランティア制度の整備
  - a. 地区ボランティアセンターを設立。
    - ① 社会福祉協議会支部、分区が主体
    - ② 平成16年3月末現在、地区ボランティアセンター数は32カ所、登録されているボランティアは2,440名にのぼり、要援護高齢者への直接支援活動（見守り、家事援助、外出介助等）のほか、福祉に関する相談、ボランティアコーディネート、ボランティアの発掘、養成、福祉活動の啓発等を行っている。
- (2) ボランティア活動の支援
  - a. 平成9年4月、「西宮学生ボランティア交流センター」を設立。インターネットを活用したボランティア情報を収集提供し、効果的なコーディネイトとネットワークの推進を図っている。

## 第2節 教育活動の充実

## 1. 学校園の復旧

- (1) 平成6年度  
改築、補強を要する校舎について計画案を立案。  
損傷を受けた学校園については、応急工事の実施。
- (2) 平成7年度  
香櫨園小・苦楽園小・広田小の校舎棟の補強工事が完了。  
年度末には大社幼稚園の園舎の改築工事が完了。
- (3) 平成8年度  
上ヶ原小・上ヶ原南小・甲東小・香櫨園小・上ヶ原中・甲陵中・苦楽園中及び西宮高校の改築復旧工事、段上小・西宮高校の補強工事及びその他の補修復旧工事並びに設備復旧工事を実施。
- (4) 平成9年度  
上ヶ原南小・上ヶ原中・西宮高校の運動場補修等復旧工事、甲陵中屋外整備工事及び西宮高校運動場整備工事を最後に平成9年8月末に全ての災害復旧工事が完了。

- (5) 平成10年度  
4月 マリナパークシティの中に、西宮浜小・西宮浜中学校を開校。

## 2．心のケア

- (1) 教育復興担当教員  
被災した児童生徒に対する心のケアや防災教育の充実を図るなど、教育復興を積極的に推進している。
- (2) 学校精神保健コンサルテーション  
心のケアを必要とする子どもへの対応のあり方について、精神科医等の専門家が学校に出向き、指導や援助を実施している。
- (3) スクールカウンセラー  
震災後の心の問題、不登校、暴力行為、いじめ等に悩む子どもたちの心の相談等に応じるほか、教職員や保護者への助言にあたるため、文部科学省が「心の専門家」であるスクールカウンセラーを全国の小中高等学校に派遣し、心のケアのあり方について調査研究を行っている。

## 3．防災教育、ボランティア教育の実施

- (1) 市内の小・中・高等学校・養護学校では、年間1～5回避難訓練を実施。  
その内容としては、火災・地震及び東南海・南海地震を想定した津波。  
また、全小学校の半数では、児童の引渡し訓練を実施。
- (2) 市教育委員会や兵庫県教育委員会作成の「学校防災マニュアル」に基づき、各学校園では防災計画を作成。  
全小・中学校の半数では、避難所運営をも含めた学校独自の災害対応マニュアルを作成。
- (3) 日本国内はもとより世界各地の災害に対して、各校では児童会や生徒会が中心となって募金活動に取り組んでいる。
- (4) 慰霊碑の清掃作業や地域の清掃等特徴的なボランティア活動も継続して実施。

## 第3節 文化・スポーツの振興

### 1．社会教育施設の復旧

- (1) 平成6年度  
全ての施設について危険回避の応急復旧工事を行うとともに、一部の施設について補修復旧工事を行った。(公民館17館、社会体育施設6館、その他の教育施設6施設)
- (2) 平成7年度  
年度末には全ての災害復旧工事を完了した。  
(公民館19館、社会体育施設7館、その他の教育施設10施設)

### 2．文化施設の整備(市民会館の復旧)

市民会館は、自衛隊の出動や遺骨の引き取り場所となったほか、市の災害復旧関係事務所に利用され、会議室の一部は平成7年6月30日まで使用された。復旧工事は平成8年3月完了。半数以上の会議室が、平成8年4月6日から平成9年10月31日まで第7仮設庁舎として利用された。

### 3．文化財の復旧・修理

- (1) 全壊した指定文化財は指定解除  
岡太神社本殿(西宮市指定)と旧辰馬喜十郎内蔵・店(西宮市・兵庫県指定)
- (2) 損傷した国指定文化財5件、県指定文化財3件、市指定文化財8件については修理を行った。
- (3) 指定文化財の修理は、平成10年度に完了。

#### 4. 文化・スポーツ活動の振興

- (1) 追悼と励ましの集い～ハンドベル演奏・合唱・落語～(H8.1.21)
- (2) 震災復興ユニセフカップ西宮国際ハーフマラソン
- (3) 阪神淡路大震災関連資料展
- (4) 頑張ろうコンサート(H7.5.5)
- (5) ひびけ歌声 友情コンサート(H8.4.21)
- (6) 元気を出して歌おう会(H7.6.3)
- (7) 第九シンフォニーを歌うつどい(H7.8.20)
- (8) ピッコロ劇団被災地激励公演「学校ウサギをつかまえる」(H7.11.3)
- (9) 阪神淡路大震災1.17追悼コンサート
- (10) 西宮邦楽コンサート
- (11) 「悲しみをこえて～祈りと喜びと」1・17市民のつどい(H8.1.17)

### 第4節 コミュニケーション環境づくり

#### 1. パソコン通信「情報倉庫にしのみや」のインターネットへの接続と利用

- (1) 平成元年 パソコン通信「情報倉庫にしのみや」を開設、平成9年3月にはホームページを開設した。
- (2) 平成10年度には、全国初のインターネットと地図情報システムを活用したWebGIS「地図案内サービス(道知る兵衛)」の開発・稼働。
- (3) 平成11年度には、「西宮市議会会議録検索システム」を稼働、「西宮市例規集検索システム」なども開設。  
その後も、ホームページ「高齢者あんしんネット西宮」や「西宮市選挙開票管理システム」を開発。
- (4) 平成15年度には従来の基幹系行政情報システムと地域公共ネットワークを活用した地域情報システム及び教育情報システムが連携した「西宮市総合行政情報システム」が完成。

#### 2. CATVの機能拡張

- (1) CATVの活用について、市では平成9年度に番組送出用機器を市広報課へ移設し、本庁舎内から直接スーパーインポーズや生放送での災害等緊急情報を提供できるシステムを整備。
- (2) 平成8年度に市南部エリアへのケーブル敷設が完了、また平成15年度には北部地域への敷設が完了し、行政チャンネルは、ほぼ市全域で視聴できるようになった。
- (3) (株)ケーブルビジョン西宮(平成4年開局、現在(株)ベイ・コミュニケーションズ)では、平成11年9月にインターネット接続事業を開始。

#### 3. コミュニティFMの開局に対し、行政情報の提供など必要な支援を実施

- (1) 平成10年3月にコミュニティ放送局「さくらFM」が開局。  
市と局の間で緊急時における災害情報放送協定を締結し、これまでに集中豪雨時の避難勧告等を実施。

## 第1節 環境との共生

## 1. 環境型都市づくりの促進

平成9年8月末 東部総合処理センターを閉鎖

平成9年9月1日 西部総合処理センターを稼働

このセンターでは、ごみの適正処理、資源回収とともに、エネルギー活用の推進を図るため、6,000キロワットの蒸気タービン発電機で発電を行い、場内での使用電力を賄い、総発電量の約半分にあたる余剰電力を電力会社に売却している。



西部総合処理センター

平成11年5月1日 粗大ごみ展示・活用施設（通称：リサイクルプラザ）をオープン。

平成10～12年度 西部工場では、ダイオキシン対策として、排ガス処理設備の改修工事を行った。

## 2. 環境学習、環境意識の啓発

市は、平成15年12月、「市民」・「事業者」・「行政」の参画・協働により全国初の「環境学習都市宣言」を行った。環境学習都市宣言の5つの行動憲章「学びあい」、「参画・協働」、「循環」、「共生」、「ネットワーク」に基づき、各主体が家庭、地域、職場などにおける自主的な環境学習を通じ持続可能なまちづくりを推進する。

## 第2節 うるおいのある都市景観の形成

## 1. 被災した都市景観形成建築物など景観資源の修復

本市の「都市景観形成助成事業」による修復保全への財政的支援のほか、阪神・淡路大震災復興基金の「景観ルネサンス・まちなみ保全事業」及び「歴史的建造物修理費助成事業」を活用し、本市が指定している都市景観形成建築物のほか、歴史的建築的価値の高い建築物が修復保全されるよう10施設に対し財政的支援を行った。

## 2. 景観デザイン誘導による街並み景観の形成

阪神・淡路大震災復興基金を積極的に活用し、宮水・酒蔵地帯において従来の特徴あるまちなみの再生を図った。

## 第1節 市街地の面的復興整備

## 1. 土地区画整理事業

## (1) 森具震災復興土地区画整理事業

面積	10.5ha	
施行者	西宮市	
施行年度	H6～13	
公共施設	鳴尾御影西線、大浜老松線、森具線、森具公園	
経過	都市計画決定	平成7年3月17日
	事業認可	平成8年2月28日
	仮換地指定	平成8年11月30日
	工事着手	平成9年1月17日
	換地処分公告	平成13年10月26日



森具震災復興土地区画整理事業

## (2) 西宮北口駅北東震災復興土地区画整理事業

面積	31.2ha	
施行者	西宮市	
施行年度	H6～17	
公共施設	北口線、武庫川広田線、車庫北線、高木2号線、高木公園	
経過	都市計画決定	平成7年3月17日
	事業認可	平成8年11月8日
	仮換地指定	平成9年10月31日
	工事着手	平成9年2月
進捗状況	物件移転	96%
	工事関係	90%

## (3) 西宮北口駅南土地区画整理事業

面積	9.2ha	
施行者	西宮市	
施行年度	H4～16(19までに変更予定)	
公共施設	球場前線、北口駅前線(駅前広場含む)、北口線、津門川左岸線、高松公園	
経過	都市計画決定	平成4年7月3日
	事業認可	平成5年1月25日
	仮換地指定	平成6年6月3日
	工事着手	平成7年9月
進捗状況	物件移転	93%
	工事関係	54%



## (4) 段上特定土地区画整理事業

面積	40.3ha	
施行者	西宮市	
施行年度	H6～17	
公共施設	甲子園段上線、北段上線、段上公園外3カ所	
経過	都市計画決定	平成6年11月4日
	事業認可	平成7年11月10日
	仮換地指定	平成9年2月3日
	工事着手	平成8年7月17日
進捗状況	物件移転	99%
	工事関係	98%

## (5) 甲東瓦木第一特定土地区画整理事業

本事業は昭和63年度に仮換地指定を行い工事に着手し、平成5年度に概成したが、被災したため、構造物の補修工事、再測量を行った。

面積	33.4ha	
施行者	西宮市	
施行年度	S62～H12	
公共施設	甲東瓦木1号・2号線、武庫川広田線、あらかきの森公園外5カ所	
経過	都市計画決定	昭和42年11月14日
	事業認可	昭和62年9月1日
	仮換地指定	昭和62年12月
	工事着手	昭和63年1月
	換地処分公告	平成10年10月30日

## 2. 市街地再開発事業

### (1) 西宮北口駅南西第一地区第一種市街地再開発事業

面積	3.3ha	
施行者	市街地再開発組合	
施行年度	H7～13	
施設建築物	超高層のA棟（地下1階、地上31階、426戸）は組合施行 中高層のB棟（地下1階、地上17階、202戸）は兵庫県住宅供給公社（特定優良賃貸住宅） C棟（地下1階、地上14階、130戸）は市が整備（市営住宅） 駐車場	
公共施設	球場前線、両度緑地	
経過	都市計画決定 組合設立の認可 権利変換計画の認可 建築工事に着手 完 成 再開発組合が解散	平成7年12月27日 平成8年9月17日 平成9年1月28日 同年7月 A棟は平成12年10月末 B棟は平成11年6月末 C棟は平成11年2月末 平成13年12月4日

### (2) 西宮北口駅南地区10街区第一種市街地再開発事業

面積	0.45ha	公益的施設	延床面積
施行者	市街地再開発組合	中央公民館	2,400m <sup>2</sup>
施行年度	H7～12	プレラホール	1,600m <sup>2</sup>
施設建築物	住宅・店舗・事務所・公益的施設・駐車場	男女共同参画センター	1,400m <sup>2</sup>
経過	都市計画決定 組合設立の認可 権利変換計画の認可 建築工事着手 建物竣工 再開発組合が解散	平成7年4月28日 平成8年3月22日 平成9年12月17日 同年12月27日 平成12年8月末 平成13年8月10日	

(3) 西宮北口駅北東地区震災復興第二種市街地再開発事業

面積	3.3ha	
施行者	都市基盤整備公団	
施行年度	H6～14	
施設建築物	住宅・店舗・業務・公益的施設・駐車場	
公共施設	北口線、車庫北線、北東駅前線、北口町1号線、駅前広場	
経過	都市計画決定	平成7年3月17日
	事業計画の認可	平成8年5月7日
	管理処分計画の認可	平成9年3月6日
	工事着手	平成10年3月
	建築工事完了公告	平成13年4月2日
	街路工事完了公告	平成15年3月31日

公益的施設		延床面積
東棟	北口図書館	3,390m <sup>2</sup>
	大学交流センター	1,430m <sup>2</sup>
	市民ギャラリー	1,570m <sup>2</sup>
西棟	保健福祉センター	2,020m <sup>2</sup>
	消費者センター	660m <sup>2</sup>
棟	北口地区市民センター	230m <sup>2</sup>



(4) 阪神西宮駅南第一地区第一種市街地再開発事業

面積	0.5ha	
施行者	市街地再開発組合	
施行年度	H9～16	
施設建築物	住宅・店舗・駐車場	
経過	都市計画決定	平成10年3月3日
	組合設立	平成11年3月26日
	建築工事着工	平成13年8月
	竣工	平成15年11月



(5) 六湛寺東地区第一種市街地再開発事業

面積	1.45ha	
施行者	市街地再開発組合	
施行年度	H4～11	
施設建築物	住宅・店舗・事務所・駐車場	
公共施設	用海線	
経過	都市計画決定	平成4年7月3日
	組合設立の認可	平成5年11月1日
	権利変換計画の認可	平成6年10月14日
	建築工事着手	平成7年9月26日
	竣工	平成10年3月30日
	組合の解散	平成11年8月

公益的施設	
駐車場	14,885m <sup>2</sup> 443台



### 3. 密集住宅市街地整備促進事業及び住宅地区改良事業

(1) J R 西宮駅北地区（密集住宅市街地整備促進事業・住宅地区改良事業）

- 道路の新設、現行道路の拡幅、緑地公園の整備など公共施設を充実するとともに、348戸の住宅を建設。

また、阪神・淡路大震災復興基金の利子補給制度が密集住宅市街地整備促進事業地域へも適用となり、自力再建も促進することとなった。

密集住宅市街地整備促進事業（平成7年8月22日に大臣承認）

住宅地区改良事業（平成7年9月14日に地区指定）

事業計画の認可（同年10月2日）

平成13年度で、建設用地・道路用地・公園用地等を合わせた取得面積が、23,234.46㎡と、整備もそれぞれ100%となり、事業は完了。

住宅建設

名 称	構造・階数	戸 数	完成年度	備 考
神明1号館	R C 5階建	30戸	平成8年度	駐車場設置台数11台
神明2号館	S R C 9,10階建	152戸	平成10年度	駐車場設置台数54台の内43台完成 集会所95㎡ 防火水槽100 t
神明3号館	R C 5階建	30戸	平成9年度	駐車場設置台数11台
中殿町住宅	S R C 9,10階建	69戸	平成11年度	駐車場設置台数21台 集会所94㎡ 防火水槽40 t
津田町住宅	R C 6,7階建	67戸	平成11年度	駐車場設置台数27台 集会所99㎡ 備蓄倉庫51㎡

(2) 森具地区（密集住宅市街地整備促進事業）

密集住宅市街地整備促進事業（平成7年12月20日 大臣承認）

従前居住者用賃貸住宅（コミュニティ住宅66戸）と地区集会所を建設。

弓場町住宅 1号棟	構造規模 完了	R C 5階建 平成9年9月	1 D K 24戸、3 D K 12戸	計 36戸
弓場町住宅 2号棟	構造規模 完了	R C 5階建 平成11年2月	2 D K 15戸、3 D K 15戸	計 30戸
森具集会所	構造規模 完了	R C 平屋建 平成11年2月	約100㎡	

### 4. 住宅市街地総合整備事業

(1) 西宮北口駅北東地区

住宅市街地総合整備事業（平成7年3月17日 大臣承認）

従前居住者用賃貸住宅（255戸）を建設。

整備計画

高畑町住宅	構造規模 完了	R C 10階建 平成10年2月	1 D K 20戸、2 D K 80戸、3 D K 100戸	計 200戸
薬師町住宅	構造規模 完了	R C 5階建 平成10年2月	1 D K 40戸、2 D K 15戸	計 55戸

## 第2節 道路交通のネットワーク化等

### 1. 国道176号の拡幅整備の促進

事業区間 西宮市山口町から宝塚市栄町間 延長10.56km

計画幅員21～24mの4車線

昭和60年4月から事業着手。山口町地区、JR西宮名塩駅前部、新生瀬大橋～宝塚市栄町間など計4.4kmが供用開始引き続き名塩道路の早期整備に向けて要望中。

### 2. 山麓バイパスの整備

兵庫県の復興計画の中で格子型高規格道路網（6×6軸）として位置づけ宝塚市境から本市南部市街地の山麓を通り、神戸市東部を結ぶ山麓線の整備に向けた取り組みを県に要望。

### 3. 南北高規格道路の整備（西宮北有料道路の南伸事業）

甲寿橋交差点の立体化を図る西宮北有料道路の2期事業

平成12年度から事業着手され、平成16年3月に供用開始。

### 4. 阪神高速北神戸線の整備促進

有馬口出入路から西宮山口ジャンクションまでの5.3kmが平成15年4月に供用開始され、全線開通した。

### 5. 臨海埋立地のアクセス整備

湾岸側道の全線4車線化と大阪・神戸への延伸を促進、阪神高速道路湾岸線の六甲アイランド以西の早期事業化及び浜甲子園線南伸について要望。

芦屋浜から神戸市深江浜間の湾岸側道を平成16年度の完成を目途に建設中。

### 6. 鳴尾御影西線

事業区間 森具区画整理界～芦屋市境 延長305m 幅員15m

阪神本線～建石線 延長178m 幅員15m

駅前線～阪神本線 延長46m 幅員12m

平成12年3月末に森具区画整理界～芦屋市境の工事が完成し、平成14年7月末に阪神本線～建石線の工事が完成した。また、平成16年3月末に駅前線～阪神本線の工事が完成し、事業が完了した。

### 7. 建石線（県道）

事業区間 国道2号～南郷町 延長797m 幅員20m

南郷町～北名次町 延長658m 幅員20m

北名次町～神原 延長186m 幅員20m

平成16年3月末時点で、国道2号～南郷町では用地買収率100%、南郷町～北名次町では約99%、北名次町～神原では約94%であり、延長約600mの区間で工事が完成した。

現在、JR神戸線交差部等で工事が進められている。

### 8. 山手線

事業区間 神園町～新甲陽町 延長810m、幅員17～18m

事業着手に向けて各種調査を行うとともに、地元との協議に努めている。

## 9. 山手幹線

事業区間 尼崎市境～甲子園口北町 延長414m 幅員22～34m  
国道171号～夙川 延長933m 幅員22m  
大浜老松線～芦屋市境 延長603m 幅員22m

平成11年8月末に国道171号～建石線（県道大沢西宮線）間の工事が完成した。

平成14年5月末に武庫川橋梁（山手大橋）が完成し、尼崎市境～甲子園口北町間の事業が完成した。また平成15年7月に、建石線～夙川の工事が完成し、これまでの整備済み区間を含めて、尼崎市境の武庫川から阪急夙川駅西側の大浜老松線までが開通した。

現在、平成18年度末の全線開通を目指し、大浜老松線～芦屋市境の用地買収等を進めている。この区間の平成16年3月末時点の用地買収率は約87%である。

## 10. 甲子園段上線

事業区間 段上土地区画整理事業界～仁川口橋 延長241m 幅員16.5～17m

平成14年3月末に工事が完成し、事業が完了した。

## 11. 今津西線

事業区間 国道171号～岡田山 延長847m、幅員16m

平成8年度から国道171号以北の未整備区間の工事に取り組み、平成10年3月末に工事が完成し、事業が完了した。

## 12. 西福河原線

事業区間 山手幹線～国道171号 延長634m、幅員15m

平成16年3月末時点の用地買収率は73.0%で、延長125mの区間で工事が完了した。残る区間も用地買収を完了した区間から順次工事に着手する予定。

## 13. 日常の生活道路や災害時における避難路として整備

- (1) 市民生活に直結し、日常の生活道路や災害時における避難路として利用される区画道路については、土地区画整理事業等の中で整備を進めている。
- (2) 震災後の住宅再建にあわせて4m未満の道路の拡幅整備を行っている。
- (3) 平成7年度から平成15年度までの施行件数268路線、施行延長5,134m。

## 14. 県事業による阪神本線（甲子園～武庫川）連続立体交差事業の推進

事業区間 甲子園駅から武庫川までの区間 約1.9km

兵庫県を事業主体として鉄道の高架化を推進する。

平成15年3月7日	都市計画決定
同年9月17日	事業認可を得て事業用地の測量と支障となる建物等の調査を実施。
平成16年度	用地補償交渉を開始
平成20年度	仮線工事等を予定

## 第3節 港湾の整備

### 1. 防潮堤、西宮大橋等港湾機能の早期回復

平成9年度までに全て完了。特に当初復旧工事に2年が必要といわれた西宮大橋は、震災から11カ月を経た平成7年12月に暫定的に供用開始され、平成8年5月には耐震補強をして完全復旧した。



復旧した西宮大橋

### 2. 西宮浜埋立地、甲子園埋立地での耐震強化岸壁の整備

鳴尾浜で効果を発揮した耐震岸壁が西宮浜及び甲子園浜で重点的に整備された。

### 3. 都市開発用地等の確保（ガレキの有効活用による鳴尾地区船溜りの埋立て）

卸売市場の移転用地として県企業庁によって進められてきた鳴尾船溜りの埋立工事が平成9年11月に竣工した。平成13年に食品関連会社を取得し、平成14年から営業を開始した。

### 4. 西宮沖地区埋立計画の促進

広域防災拠点は、県が阪神間各市エリアを対象として西宮沖地区に設置を計画しているもので、食糧や資機材の備蓄、広域からの救護・応援要員並びに緊急物資・復旧物資の集積拠点として機能する。また、ヘリポート等の整備も計画している。なお、県は広域防災拠点を整備するまでの間、災害時の物資等の広域輸送拠点として甲子園浜海浜公園を位置づけしている。

## 第4節 水と緑のまちづくり

### 1. 緑地軸の形成

市の中央部を流れる御手洗川、東川を防災緑地軸として防災拠点ネットワークの中心とし、緑地軸上に防災拠点となる西宮中央運動公園と津門中央公園を配置して、災害に強い防災ラインとする計画である。

平成8～10年度に津門中央公園を整備したほか、情報拠点（市役所・警察署など）周辺の整備として平成10年度に六湛寺公園、用海線（国道2号～阪神電鉄本線）を、平成11年度に神明公園・神明緑地を整備し、平成12年度には中須佐公園の拡張を行った。

平成13年度には山口春道公園の整備、平成14年度には六湛寺公園の拡張整備、山口樋ノ谷公園の整備のほか、高木公園の整備に着手し、平成15年度には高木公園が完成している。また、同年度に生瀬東町公園、上大市4丁目公園の整備を行っている。

### 2. 地域防災公園の整備

平時には市民の憩いの場となり、災害時には市民の一時避難場所として利用できる防災公園等として、津門中央公園の整備を行った。

昭和21年に都市計画決定（平成10年3月末都市計画決定面積4.4ha）されている。平成8年度に酒蔵通りと43号線との間の用地買収（24,862.4m<sup>2</sup>）を行うとともに、南部地域の地域防災拠点として、避難所等に輸送する物資の集配拠点や一時避難の場として耐震性貯水槽（200t）やソーラー発電設備を備えた公園として整備を行った。また、河川散策路として、平成9年度は酒蔵通り以南の東川と津門川沿いを、平成10年度は国道43号と酒蔵通り間の津門川沿いの整備を行った。今後は、防災センター機能を有する公園センターの整備を図る。

### 3. コミュニティ防災公園の整備

震災時の一時的避難地や初期消火活動基地を住民の身近に配置し、安全な避難やきめ細かな救援活動を可能とするためコミュニティ防災公園の整備を図る。西田公園(0.09ha)、六湛寺公園(0.46ha)、森具公園(0.53ha)、高木公園(1.0ha)の整備を行った。

### 4. 震災復興記念公園(メモリアルパーク)の建設

震災の教訓を風化させることなく後世に伝えるとともに、震災犠牲者の慰霊の場として、奥畑に公園と追悼之碑を整備した。犠牲者1,146人の遺族に文書照会し、刻名希望のあった1,081人を追悼の碑に刻名している。公園面積は4,932㎡(水道局用地の買収2,424.0㎡、借地2,508.0㎡)、芝生広場、多目的広場、板石舗装、藤棚、便所、植栽があるほか、犠牲者追悼之碑(高さ約3m、長さ約8m)と碑文、震災記録、震災陶板写真が設置されている。平成10年1月17日(土)、阪神・淡路大震災犠牲者追悼之碑の除幕及び追悼式を執り行なった。

### 5. 地域と防災公園を結ぶ避難路の緑化

災害時の避難路となる幹線道路沿いに、路線ごとに特色ある樹種を選定し、植樹している。

### 6. 市・市民・事業者が役割を分担して進める都市緑化

- (1) 生垣助成事業
- (2) 宅地内緑化助成
- (3) 寄贈樹木の配布
- (4) 花と緑のまちづくり事業

### 7. 自然緑地の保全

六甲山系をはじめとする山間部の自然緑地については、国立公園区域、風致地区、近郊緑地保全区域、「都市緑地保全法」による緑地保全地区として引き続き保全に努めるほか、これら緑地の指定拡大について検討を行う。

特に、市街地に隣接する山麓一帯の自然緑地については砂防事業と合わせて緑地の保全と育成を図る六甲山系グリーンベルト整備事業を促進する。これまで、苦楽園と生瀬地区において「防砂の施設」「緑地保全地区」の都市計画決定しており、一部の地域を除き用地買収済である。

一団の緑地でレクリエーションなどの活用が可能な場所については「都市緑地保全法」に基づく市民緑地制度による保全を図ることとしており、仁川ピクニックセンターの約32haについて、平成12年3月に土地所有者と市民緑地契約を締結し、市民に公開している。

### 8. 生産緑地の適正な管理

阪神・淡路大震災により、農地の有する避難地機能や延焼遮断機能等の緑地機能が再認識され、防災の観点から緑地計画を見直す必要が生じたことから、平成7年12月5日、生産緑地の追加を主な内容とする都市計画の変更を行った。平成16年3月末現在、396地区、77.39haが指定されている。

## 第5節 河川・下水道

### 1. 下水道施設の整備

災害などの非常時に下水処理施設が相互に機能を補完できるネットワーク化を図るため、連絡管路の建設を行った。

平成7～8年に枝川浄化センターと甲子園浜浄化センターとの連携を図るため甲子園中継ポンプ場から西宮幹線への接続を行い、平成9年から平成12年には枝川浄化センターと鳴尾浜浄化センターとを連絡する管路の整備を行った。

## 第6節 水道

### 1. 水道、ガス等の施設の耐震化、耐震継ぎ手への切り換え

#### (1) 水道

平成7年6月 水道施設耐震化指針を策定。

平成8年3月 水道施設耐震化基本計画を策定。

平成8年度から水道施設の耐震化工事を実施中。

## 第 1 節 行財政改善等の取り組み

## 1. 取り組みの経緯

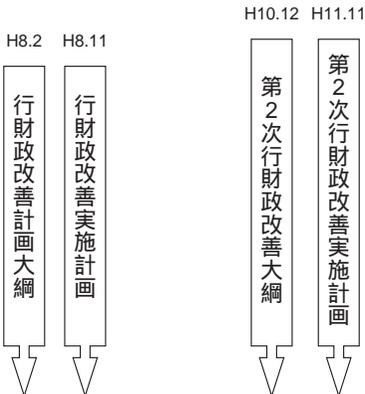
本市は、震災からの一日も早い市民生活の再建と都市の復興に向け、復興事業を着実かつ早期に推進していくため、厳しい財政状況のもとで緊急対応として、平成8年度から平成10年度までの3カ年にわたり、第1次の行財政改善の取り組みを行い約123億円の効果を得た。

これにより当面の財政危機を回避することができたが、長引く景気の低迷などによる市税収入の伸び悩み、震災復興事業などに係る膨大な起債の償還が長期にわたって続くことなどから、平成11年度以降も大幅な財源不足が見込まれ、このまま推移すると赤字再建団体に陥ることが危惧されたため、引き続きより一層の行財政改善の取り組みが必要となった。

このため、その取り組みの指針として、平成10年12月に「第2次西宮市行財政改善大綱」を策定するとともに、平成11年11月に平成11年度から平成15年度までの5カ年を取り組み期間とする「第2次西宮市行財政改善実施計画」を策定し、市の組織を挙げて行財政改善の取り組みを行い、約271億円の効果を得た。

しかし、平成16年2月に作成した行財政収支計算では、平成17年から20年までの4カ年間で約321億円の財源不足が生じることが予測されるため、第3次行財政改善を実施することにした。合わせて人、物、金、情報といった限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行っていくため、本市の行財政運営の仕組みそのものを見直す行財政改革を推進することになっている。

年度	H6 (1994)	H7 (1995)	H8 (1996)	H9 (1997)	H10 (1998)	H11 (1999)	H12 (2000)	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21~ (2009)
----	--------------	--------------	--------------	--------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	----------------



行政経営改革基本計画 (H16~H20)

\*新しい行政運営の仕組みをつくる構造改革

### 行政経営改革

行政経営型マネジメントの確立  
参画と協働によるまちづくりの推進

経営資源の最適配分 (ヒト・モノ・カネ・情報)

- 行政評価システム
- 目標管理システム
- 人事システム
- 予算システム
- 資産管理システム

仕組み改革

財源対策

行財政改善 (H8~H10)

第2次行財政改善 (H11~H15)

当面の財源対策

- ・実施計画事業の繰り延べ、事業費の圧縮
- ・物件費、人件費等の内部管理経費の削減
- ・遊休市有地の売却
- ・事業、施策の見直し

新しい行政経営体制の構築

市民満足度の向上

限られた経営資源を最大限に活用し、市民満足度の高い行政運営を行う

財政の健全化

効果額 123億円

- 人事・組織の見直し (職員数・給与の抑制など) 9億円
- 事業・施策の見直し (小学校の統合など) 6億円
- 財政の効果的・効率的運営 (物件費等の節減、使用料・手数料の改定など) 84億円
- その他 (公営企業の経営改善など) 24億円

効果額 271億円

- 人事・組織の見直し (職員数・給与の抑制など) 100億円
- 事業・施策の見直し (使用料・手数料の改定、市税・国保の前納報奨金廃止、民間委託の推進など) 27億円
- 財政の効果的・効率的運営 (物件費等の節減、遊休市有地の売却など) 127億円
- その他 (外郭団体の運営改善など) 17億円

正規職員数の推移

(単位 人)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
職員定数	4,214		4,224	4,182			4,031	
職員数	4,112	4,071	4,050	4,111	4,102	3,992	3,907	3,831

各年4月1日現在で定数外を除く、H8・9は災害派遣職員を含む

## 第2節 国、県への要望

平成7年4月以降、現在まで政府等関係機関に対する震災復興にかかる要望は32回を数えており、市議会と連携して要望したものが5回、近隣被災市と共同によるものが8回、西宮市単独要望が19回である。他に、阪神広域行政圏協議会が2回の要望を行っている。

要望事項の大きな柱は、(1)抜本的な住宅対策 (2)被災者の生活再建支援策 (3)被災自治体への財政支援措置の3項目を重点に、個別・具体的な事項について要望してきた。その経緯は次のとおりである。

要望年月日	要望主体	要望先機関等
H7 .2 .2	西宮市長	内閣総理大臣
H7 .2 .2	西宮市長	兵庫県知事
H7 .2 .12	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H7 .2 .16	西宮市長	現地対策本部長・兵庫県知事
H7 .2 .18	西宮市長	厚生大臣・建設大臣
H7 .3 .27	西宮市長	建設大臣・自治大臣
H7 .4 .7	西宮市長・議長	衆議院議長・政府閣僚・地元国会議員
H7 .4 .13	西宮市長	与党災害復興プロジェクトチーム
H7 .5 .12	西宮・芦屋・宝塚市長	兵庫県知事
H7 .5 .18	西宮・芦屋・宝塚市長	地震担当大臣・関係閣僚
H7 .7 .18	西宮市長	大蔵・自治・建設大臣
H7 .7 .27	西宮市長他被災5市長	総理大臣・関係閣僚
H7 .8 .17	西宮市長	兵庫県知事
H7 .8 .22	阪神広域行政圏協議会会長	建設・自治・厚生・国土庁長官他
H7 .9 .13	西宮市長・議長	国土庁長官
H7 .11 .17	阪神広域行政圏協議会会長	兵庫県知事
H7 .11 .29	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生大臣
H7 .12 .16	西宮市長	政府・与党合同調査団
H8 .2 .13	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官
H8 .2 .18	西宮市長・議長	内閣総理大臣
H8 .2 .20	西宮市長・議長	衆議院議長・大蔵・建設・厚生大臣他
H8 .5 .20	西宮・芦屋・宝塚市長	自治・建設・厚生・国土庁長官他
H8 .5 .31	西宮市長	社民党全国連合震災復興調査団
H8 .6 .12	西宮市長	衆議院震災対策特別委員会
H8 .7 .18	西宮市長	自民党震災復興調査団
H8 .7 .29	西宮市長	衆議院議長
H8 .8 .30	西宮市長	兵庫県知事
H8 .9 .5	西宮市長	環境庁長官
H8 .10 .12	西宮・芦屋・宝塚市長	建設・厚生・大蔵・中小企業庁長官他
H8 .11 .28	西宮市長	内閣官房長官・国土庁長官
H9 .3 .10	西宮市長	自治大臣
H9 .6 .10	西宮市長	自治大臣
H9 .8 .5	西宮・芦屋・宝塚市長	自治大臣・大蔵大臣
H9 .11 .28	西宮市長・議長	自治・大蔵・建設・厚生・官房長官

要望内容は、震災直後は倒壊家屋処理事業、道路等公共施設復旧事業、応急仮設住宅の大量建設など応急復旧的なものが主であった。しかし、平成7年夏ごろからは災害公営住宅の建設など住宅関連や震災に伴う地方財政対策が多くなった。

平成8年度に入ると住宅困窮者に対する住宅対策、応急仮設住宅から恒久住宅へのスムーズな転居のための対策や被災者の生活支援、そして震災復興事業にかかる地方財政支援措置の外、保健、医療、福祉対策の充実、産業の振興、防災体制の整備など要望の範囲は拡大した。

平成9年度では震災復旧復興事業に対する財政支援が主となり応急仮設住宅から恒久住宅への移行のための支援も引続き要望した。また、被災者の生活再建支援のための公的支援（個人補償）の実現についても粘り強く要望した。このような数多くの幅の広い要望を行った結果、倒壊家屋処理事業では初めて国庫補助対象になり、道路等公共施設の復旧事業での国庫補助率嵩上げも実現した。が、市債償還期間の大幅な延長、特別交付税等による特例的な財政支援については、期待したほどの成果は上っていない。

一方、公的支援制度については、ようやく平成10年5月被災者生活再建支援法として実現することとなった。

## 第Ⅳ部

# 「平成15年度西宮市市民意識調査より」

調査票（抜粋） .....	95
調査結果（抜粋） .....	97

# 明日のまちづくりにあなたの声を 平成15年度 西宮市市民意識調査(抜粋)

市民のみなさまには、日頃から市政に対してご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

この市民意識調査は、みなさまの声を明日の西宮のまちづくりに反映させるため毎年行っている重要な調査です。今回の調査では、「西宮のまちづくりと環境」、「介護保険」、「西宮市の取組み」について率直なご意見をおうかがいし、今後の市政の参考とさせていただきます。

なお、この調査では、市内在住の20歳以上の市民のみなさまの中から無作為に3,500人の方々を選ばせていただいております。調査結果は、統計的に処理されますので、あなたの回答が公表されることはありません。また調査結果の概要は後日、「西宮市政ニュース」等を通じてご報告させていただきます。

ご多忙のところ、まことに恐縮ですが、調査の趣旨をご理解の上、9月30日(火)までにご回答いただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

平成15年(2003年)9月 西宮市長 山田 知

質問ごとに、お願いしている方法に従って、あてはまる数字に  をつけたり、具体的内容をわく内に記入して、お答えください。

調査についてのお問い合わせは 市民相談課 ☎(0798)35 3101へお願いします。

問1 【お住まいのコミュニティ】お送りした封筒の、あなたのお名前の右下に印刷されている番号(コミュニティ番号)と地域名(コミュニティ名)をご記入ください。

(例：1 香櫨園)

コミュニティ番号                      コミュニティ名

--	--

問2 あなたの性別

- 1 男                      2 女

問3 あなたの年齢(9月1日現在でお答えください)

- 1 20~29歳    2 30~39歳    3 40~49歳  
4 50~59歳    5 60~69歳    6 70歳以上

問4 あなたの職業

- 1 給与生活者(勤めている)  
2 自営業  
3 有業主婦(臨時社員・職員、パートなど)  
4 専業主婦  
5 無職、学生、その他

問5 現在、同居されているご家族の人数(あなたを含めて)

- 1 1人    2 2人    3 3人  
4 4人    5 5人    6 6人以上

問6 現在、同居されているご家族の世帯構成

- 1 単身  
2 夫婦のみ  
3 夫婦とその未婚の子ども  
4 父親または母親とその未婚の子ども  
5 息子夫婦または娘夫婦と同居  
6 その他〔                      〕

問7 あなたのお住まいについてお尋ねします。

あなたのお住まいの種別

- 1 持ち家(一戸建て、長屋建て)  
2 持ち家(マンションなどの集合住宅)  
3 公営・公社・公団などの賃貸住宅  
4 民間の賃貸住宅・マンション、間借り  
5 給与住宅(社宅・寮など)  
6 その他〔                      〕

西宮市には、いつ頃から住んでおられますか。

- 1 3年未満(平成13年以降から)  
2 3~5年前(平成10年~平成12年)  
3 6~9年前(平成6年~平成9年)  
4 10~19年前(昭和59年~平成5年)  
5 20年以上前(昭和58年以前から)

現在の場所には、いつ頃から住んでおられますか。

- 1 3年未満(平成13年以降から)  
2 3~5年前(平成10年~平成12年)  
3 6~9年前(平成6年~平成9年)  
4 10~19年前(昭和59年~平成5年)  
5 20年以上前(昭和58年以前から)

## 西宮のまちづくりと環境について

問8 あなたのご家庭の暮らし向きは、「世間なみ」と比べて、どのようですか。

- 1 かなり上
- 2 少し上
- 3 世間なみ
- 4 少し下
- 5 かなり下



問9 あなたは、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災によって仮住まい(避難所などへの一時的避難も含む)を経験されましたか。あてはまるものをお選びください。

- 1 西宮市内で仮住まいを経験した
- 2 西宮市外で仮住まいを経験した
- 3 仮住まいは経験していない

問10 震災から約8年が経ちますが、今後も大きな地震が起こる可能性が高いといわれています。大規模な災害の発生に対して、あなたが不安に思われることはどのようなことですか。次の中から、特にあてはまるものを3つまでお選びください。(は3つまで)

- 1 避難訓練などの自主防災活動
- 2 災害時の救急医療体制
- 3 災害時の情報通信体制
- 4 食料や飲料水、毛布などの緊急物資の準備
- 5 避難経路や避難場所
- 6 高齢者や障害のある人、病人に対する支援体制
- 7 消防や人命救助体制
- 8 病院や学校など公共施設の耐震性
- 9 緊急時の代替交通手段
- 10 水道・下水・電気・ガスなどの耐震性
- 11 危険箇所に関する情報
- 12 地すべり対策など土砂防災対策
- 13 職員の派遣など災害時の市町村協力体制
- 14 災害時の市とボランティアの協力体制
- 15 津波防災対策
- 16 その他 ( )

問11 あなたが西宮市にこれまで住んでおられる理由、または、転入される際に重視されたことはどのようなことですか。次の中から特にあてはまるものを3つまでお選びください。(は3つまで)

- 1 西宮市に住みなれている
- 2 西宮市に家族・親戚がいる
- 3 大阪と神戸の中間にあり、通勤や通学に便利である
- 4 大学などが多く、教育環境がよい
- 5 文化・スポーツ施設が充実し、活動が活発である
- 6 子育てしやすい印象がある
- 7 「西宮市」という名前に良いイメージがある
- 8 商業施設が充実しており、日頃の買い物に便利である
- 9 西宮市の住宅価格が手ごろであった
- 10 自然が豊かである
- 11 まちなみがきれいである
- 12 まちに活気がある
- 13 高級住宅街のイメージがあり、おしゃれな感じである
- 14 社宅・寮・官舎が西宮市にあった
- 15 西宮市が好きだから

問12 あなたが、今後西宮市に特に力を入れてほしいと思われるものはどのようなことですか。次の中から特にあてはまるものを3つまでお選びください。(は3つまで)

- 1 市街地や道路交通網の整備
- 2 調和のとれた、まちなみの形成
- 3 自然環境の保全、都市緑化の推進
- 4 ごみ減量化や資源リサイクル、公害対策などの推進
- 5 少子高齢化対策を含む福祉対策の推進
- 6 健康管理対策と保健医療サービスの充実
- 7 防災、防犯、交通安全対策
- 8 集会所の整備など地域活動への支援
- 9 市民が進めるまちづくり計画への支援
- 10 青少年の健全な育成
- 11 生涯学習の推進も含めた教育の充実
- 12 文化やスポーツの振興
- 13 産業の振興
- 14 電子自治体構想の推進
- 15 情報の公開・提供を推進、行政の透明化



# 西宮のまちづくりと環境について

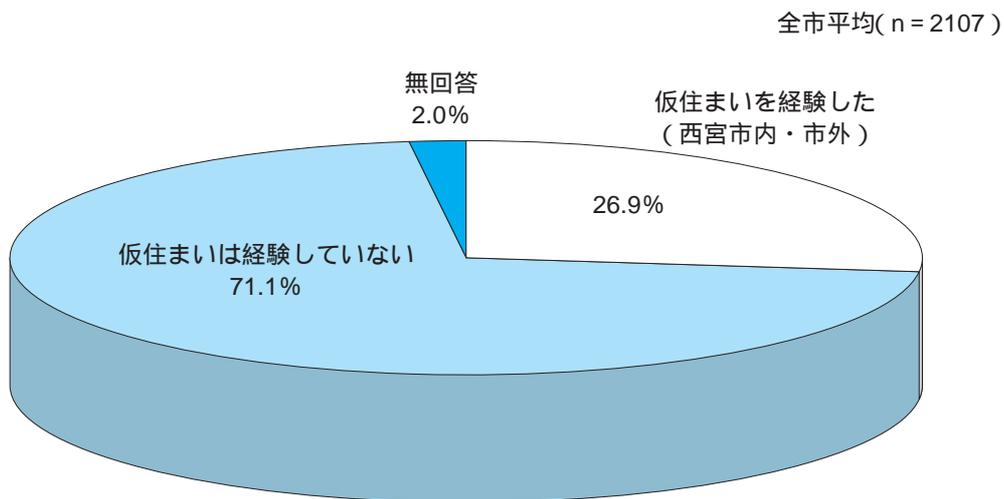
## 1. 震災時の仮住まい経験

問9 あなたは、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災によって仮住まい（避難所などへの一時的避難も含む）を経験されましたか。あてはまるものをお選びください。

**西宮市内と市外を合わせ、26.9%が「仮住まいを経験した」ことがある。**

阪神・淡路大震災による仮住まい経験の有無は、15.9%が「西宮市外で経験した」ことがあり、12.1%が「西宮市内で経験した」ことがある。また1.1%の人が、西宮市内・市外の両地で経験したことがあるため、市内・市外合わせて、仮住まいを経験したことがあるのは26.9%である。震災から8年以上が経過した現在、「仮住まいは経験していない」人が全体の約7割を占めている。

図. 震災時の仮住まい経験（全市平均）



**被災の程度を反映し、仮住まい経験率はコミュニティ間に差がある。**

被災の程度を反映してか、全体平均と比べて仮住まい経験率が高いのは、大社（市内・市外合わせて46.4%）、広田（同45.6%）、甲東1（同45.5%）、平木（同45.0%）、浜脇（同41.7%）、夙川（同40.0%）、甲東2（同37.2%）である。これらのコミュニティで、特に平木、広田、大社、夙川は「市外での仮住まい経験」がとりわけ高くなっている。

**表．震災時の仮住まい経験（コミュニティ別）**

全市平均より回答率が、20%以上高い、20%未満～10%以上高い＝、10%以上低い＝

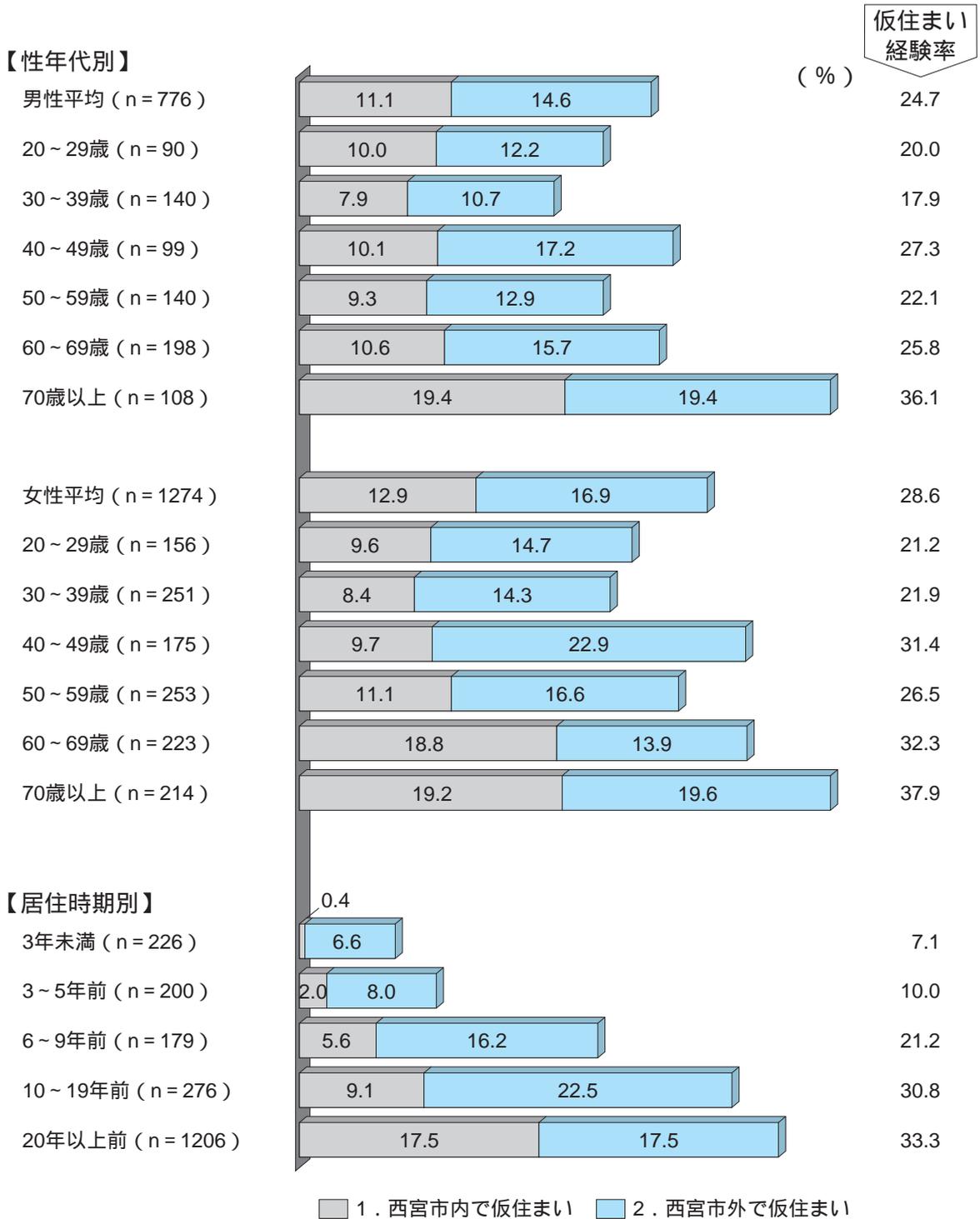
	回答者数	仮住まいを経験した			仮住まいは経験していない	無回答
			西宮市内	西宮市外		
全市平均	2,107	26.9%	12.1%	15.9%	71.1%	2.0%
香櫨園	54	24.1	7.4	16.7	74.1	1.9
浜脇	120	41.7	25.0	16.7	55.8	2.5
用海	43	16.3	7.0	9.3	81.4	2.3
津門	73	21.9	12.3	9.6	75.3	2.7
春風	66	24.2	13.6	12.1	74.2	1.5
今津	62	19.4	6.5	12.9	79.0	1.6
夙川	40	40.0	10.0	32.5	57.5	2.5
越木岩	85	30.6	10.6	20.0	69.4	
苦楽園	26	26.9		26.9	69.2	3.8
安井	57	29.8	15.8	15.8	66.7	3.5
大社	56	46.4	14.3	33.9	53.6	
大神原	42	35.7	14.3	28.6	64.3	
甲陽	65	27.7	12.3	15.4	67.7	4.6
芦原	13	30.8	23.1	7.7	69.2	
平木	20	45.0	5.0	40.0	55.0	
広田	68	45.6	14.7	35.3	51.5	2.9
上ヶ原	87	33.3	14.9	21.8	62.1	4.6
甲東1	66	45.5	22.7	25.8	53.0	1.5
甲東2	121	37.2	19.0	19.8	60.3	2.5
北口	99	35.4	18.2	19.2	62.6	2.0
瓦木	107	24.3	14.0	12.1	73.8	1.9
甲子園口	48	33.3	6.3	27.1	66.7	
鳴尾1	137	12.4	7.3	5.1	87.6	
鳴尾2	169	13.0	5.9	7.1	83.4	3.6
鳴尾3	90	16.7	4.4	12.2	83.3	
名塩	76	7.9	2.6	5.3	92.1	
生瀬	44	18.2	2.3	15.9	79.5	2.3
山口	71	5.6	4.2	2.8	94.4	

**高年代ほど、また西宮市内での居住年数が長いほど仮住まい経験率が高い。**

男女間で大きな開きはないが、年代別では70歳以上の層が、それ以下の年代と比べて仮住まい経験率が高い。70歳以上の西宮市内・市外合わせた仮住まい経験率は、男性36.1%、女性37.9%である。

また、西宮市内での居住時期別では、居住年数が長い層ほど仮住まい経験率が高い傾向が見られ、20年以上前の層は33.3%(市内、市外とも17.5%)、10~19年前の層では30.8%(市内：9.1%、市外：22.5%)である。

**図．西宮市内・市外での仮住まい経験（性年代別 / 西宮市内の居住時期別）**



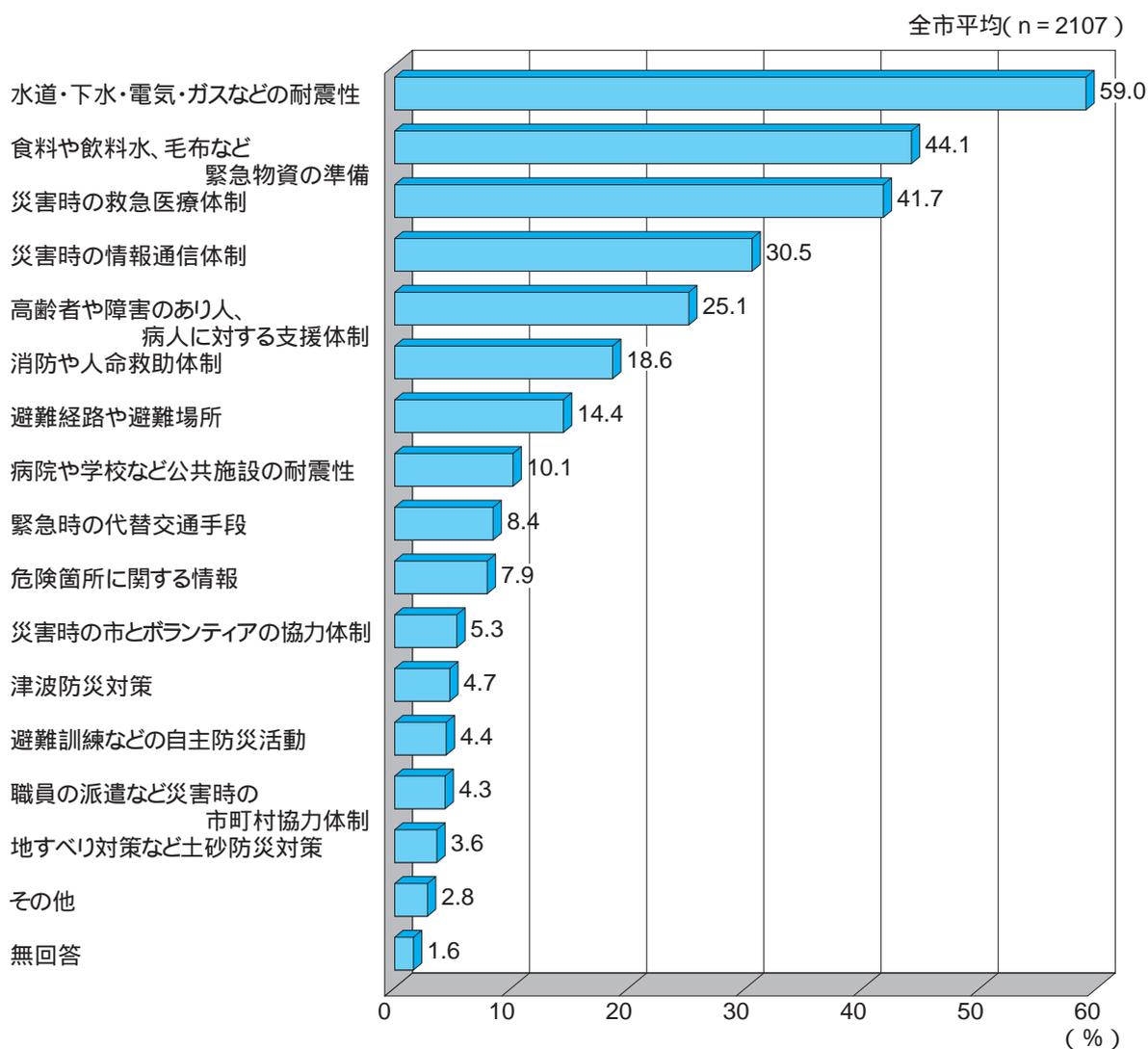
## 2. 災害発生に対して不安に思うこと

問10 震災から約8年経ちますが、今後も大きな地震が起こる可能性が高いといわれています。大規模な災害の発生に対して、あなたが不安に思われることはどのようなことですか。次の中から、特にあてはまるものを3つまでお選び下さい。( は3つまで)

### 「水道・下水・電気・ガスなどの耐震性」を筆頭に、ライフライン関係が圧倒的。

災害発生に対して不安に思うことは(3つまでの複数回答)「水道・下水・電気・ガスなどの耐震性」が59.0%と突出して多い。ついで、やはりライフラインに関係する「食料や飲料水、毛布など緊急物資の準備」が44.1%、以下「災害時の救急医療体制」41.7%、「災害時の情報通信体制」30.5%と続く。他には、「高齢者や障害のある人、病人に対する支援体制」(25.1%)、「消防や人命救助体制」(18.6%)、「避難経路や避難場所」(14.4%)といった項目が10~20%台で並び、以上の7項目にほぼ集約される形となっている。

図. 災害発生に対して不安に思うこと(全市平均)

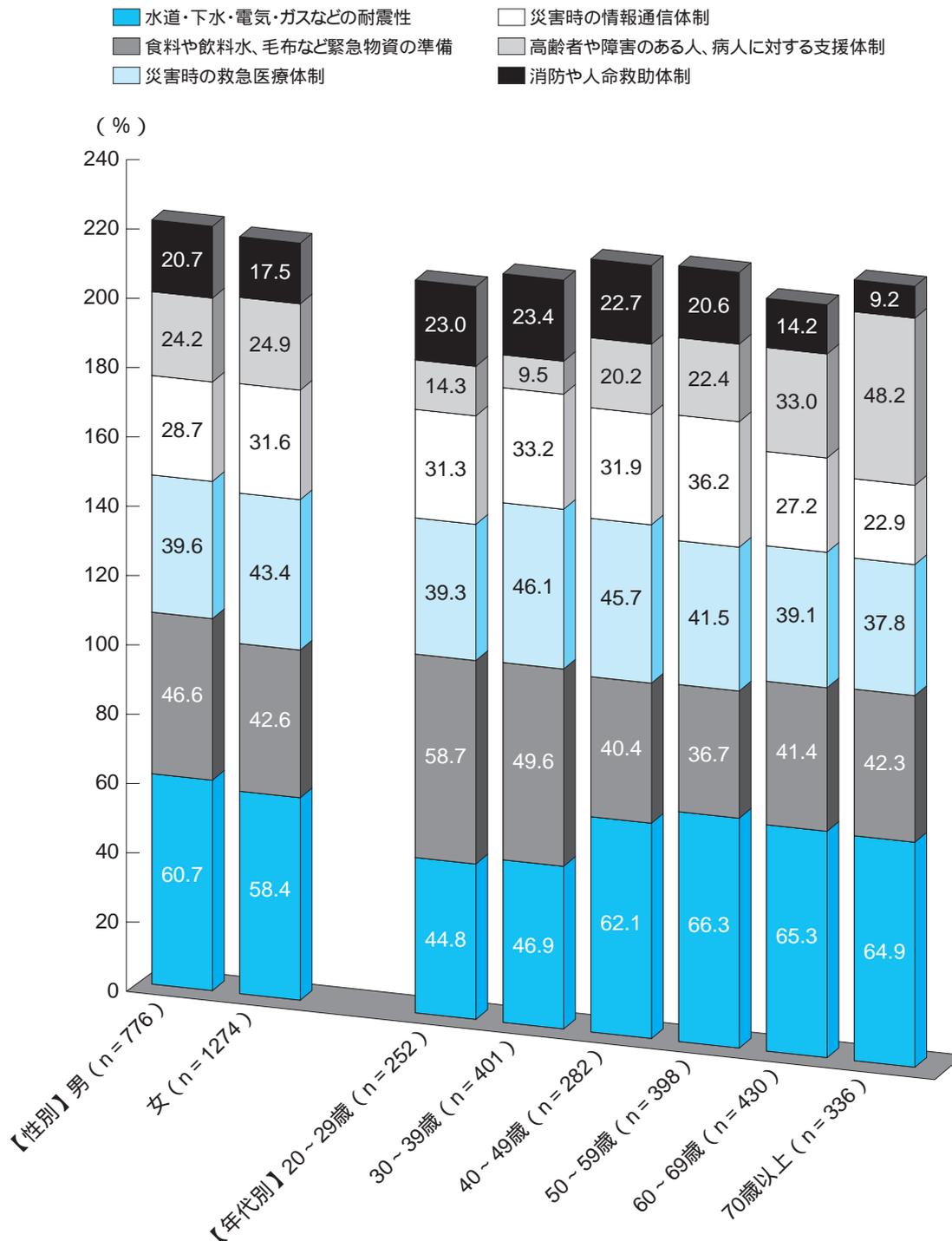


**70歳以上の層は、「高齢者や障害のある人、病人に対する支援体制」をとりわけ不安に感じている。**

60代以下の年代層では、「水道などの耐震性」、「緊急物資の準備」、「救急医療体制」が不安に思うことの上位3項目に挙げられているが、70歳以上の層に限っては「高齢者や...に対する支援体制」が48.2%で、不安に思うことの第2位に挙がっている。それ以下の年代に比べ、より切実に意識されているといえる。

また、仮住まい経験がない人に比べ、仮住まい経験者も、「高齢者...に対する支援体制」への不安が多い傾向が見られるが、これは上述の70歳以上をはじめとする高年代層に仮住まい経験者が多いことが影響している。

**図．災害発生に対して不安に思うこと（上位6項目に関する性別／年代別）**



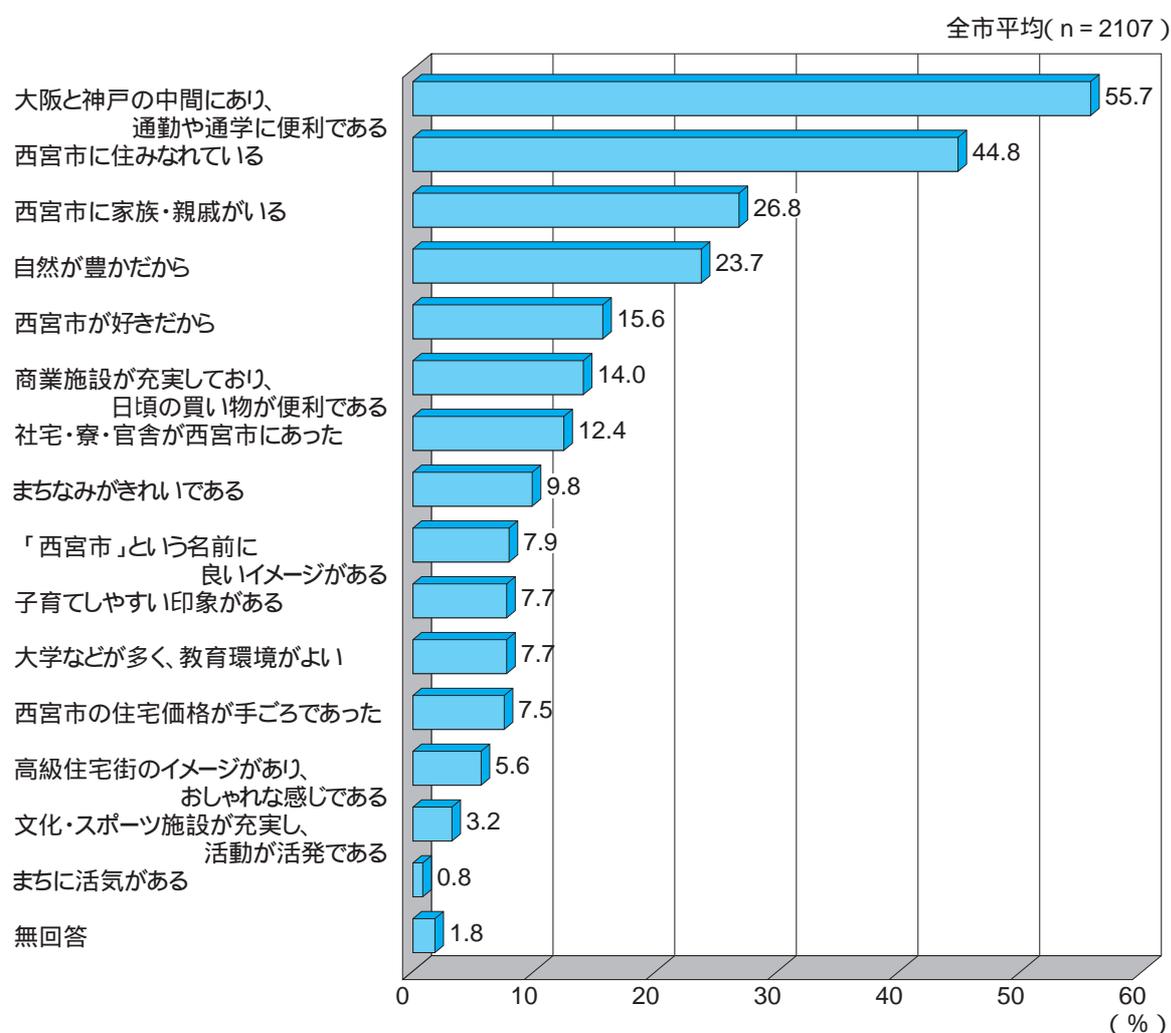
### 3. 西宮市への居住・転入理由

問11 あなたが西宮市にこれまで住んでおられる理由、または、転入される際に重視されたことはどのようなことですか。次の中から特にあてはまるものを3つまでお選びください。(は3つまで)

**「大阪と神戸の中間にあり、通勤や通学に便利である」という位置的利便性、そして豊かな自然が西宮市の魅力。**

西宮市に住んでいる、また転入してきた理由(3つまでの複数回答)のトップは、「...通勤や通学に便利である」が55.7%と過半数で最も多い。以下、「西宮市に住みなれている」(44.8%)、「西宮市に家族・親戚がいる」(26.8%)といった具体的な魅力ではないが、愛着や身近さを表す理由が2、3番目に挙げられる。ついで「自然が豊かである」(23.7%)と続き、他には「西宮市が好きだから」(15.6%)、「商業施設が充実しており、日頃の買い物が便利である」(14.0%)、「社宅・寮・官舎が西宮市にあった」(12.4%)といった理由も比較的多い。

図. 西宮市への居住・転入理由(全市平均)



**コミュニティ別では、場所や環境を反映して、魅力ポイントは分かれる。**

コミュニティ別に見た場合、市全体では最も多い「...通勤や通学に便利である」をはじめ、「自然が豊かである」や「...日頃の買い物が便利である」などは、当然ながら地域の場所や環境によって差が見られる。

「...通勤や通学に便利である」が特に多いコミュニティは、平木（80.0%）、夙川（77.5%）、安井（70.2%）、瓦木（69.2%）、香櫨園（68.5%）といった駅周辺コミュニティである。また、「自然が豊かである」が特に多いコミュニティは、名塩（69.7%）、生瀬（68.2%）、苦楽園（65.4%）、山口（49.3%）、香櫨園（46.3%）などである。

**表．西宮市への居住・転入理由（上位4項目に関するコミュニティ別）**

全市平均より回答率が、20%以上高い＝、20%未満～10%以上高い＝  
20%以上低い＝、20%未満～10%以上低い＝

	回答者数	「大阪と神戸の中間にあり、通勤や通学に便利である」	「西宮市に住みなれている」	「西宮市に家族・親戚がいる」	「自然が豊かである」
全市平均	2,107	55.7%	44.8%	26.8%	23.7%
香櫨園	54	68.5	31.5	20.4	46.3
浜脇	120	54.2	45.8	20.0	21.7
用海	43	53.5	58.1	32.6	11.6
津門	73	54.8	57.5	41.1	8.2
春風	66	62.1	56.1	28.8	6.1
今津	62	54.8	56.5	32.3	9.7
夙川	40	77.5	37.5	15.0	25.0
越木岩	85	51.8	40.0	27.1	40.0
苦楽園	26	42.3	38.5	19.2	65.4
安井	57	70.2	47.4	26.3	17.5
大社	56	60.7	50.0	17.9	32.1
大神原	42	50.0	40.5	35.7	35.7
甲陽	65	60.0	43.1	21.5	44.6
芦原	13	46.2	69.2	53.8	
平木	20	80.0	25.0	20.0	5.0
広田	68	66.2	47.1	27.9	20.6
上ヶ原	87	41.4	42.5	28.7	33.3
甲東1	66	66.7	37.9	30.3	19.7
甲東2	121	54.5	39.7	21.5	29.8
北口	99	62.6	43.4	25.3	13.1
瓦木	107	69.2	43.0	27.1	11.2
甲子園口	48	62.5	52.1	25.0	14.6
鳴尾1	137	62.0	46.7	27.0	8.0
鳴尾2	169	65.0	46.2	29.0	10.7
鳴尾3	90	61.1	44.4	34.4	10.0
名塩	76	44.7	21.1	18.4	69.7
生瀬	44	40.9	29.5	15.9	68.2
山口	71	15.5	46.5	23.9	49.3

**西宮の居住年数が長くなると居住理由として、「住みなれている」とともに、「西宮市が好きだから」も多くなる。**

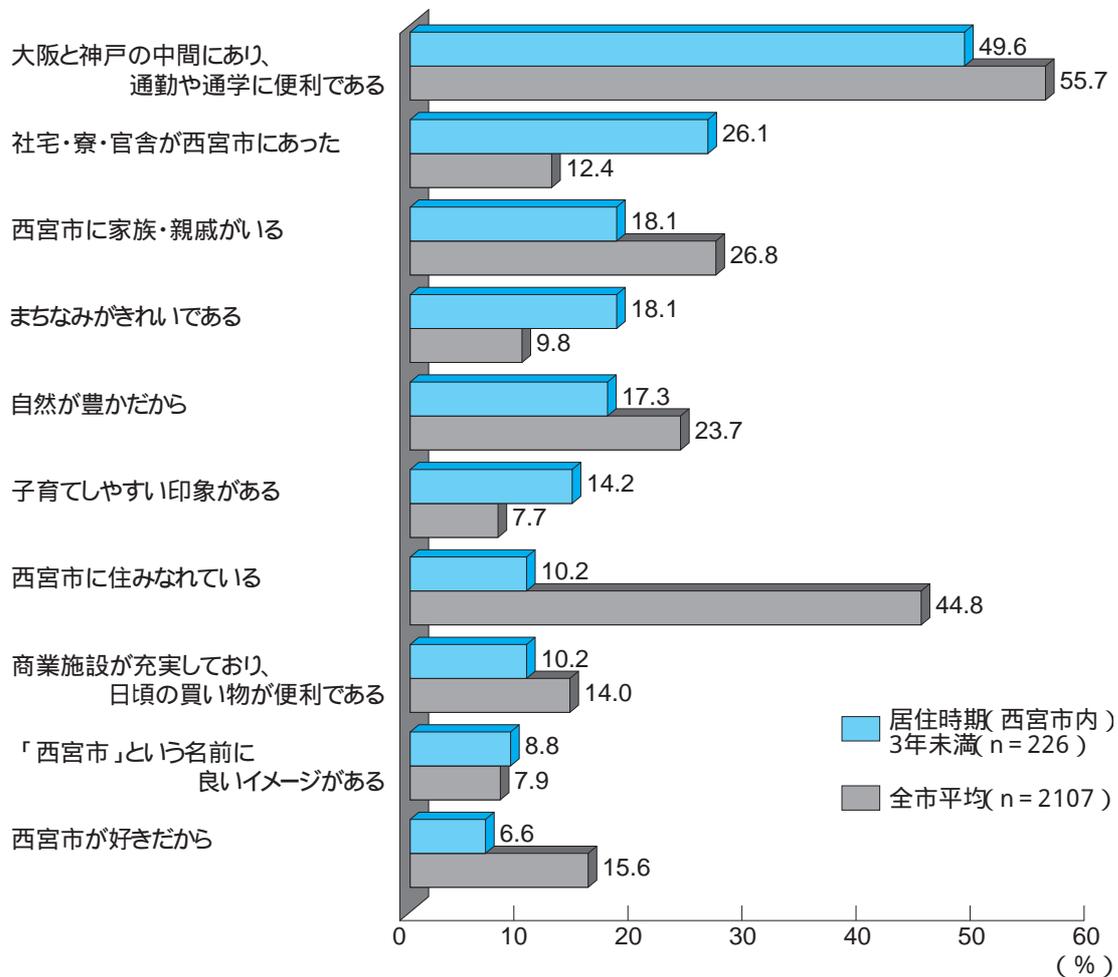
居住時期別（西宮市内）では、「西宮市に住みなれている」という理由は、当然ながら居住年数が長い層ほど多くなる傾向がある。また、「西宮市が好きだから」という理由も、同様に居住年数が長い層ほど多くなる。

**西宮市への転入理由は、「通勤・通学に便利」という位置的利便性が最大のポイント。**

西宮市内での居住時期が3年未満といった転入して間もない層を見てみると、「...通勤や通学に便利である」が49.6%で、他項目に対し圧倒的であり、西宮市への転入の大きな理由・魅力ポイントとなっている。

また、「まちなみがきれいである」18.1%(全市平均9.8%)や、「子育てしやすい印象がある」14.2%(全市平均7.7%)は、全市平均と比較して多く、転入時の重視ポイントとして市外から見た西宮のイメージともいえる。

**図．居住時期3年未満層の西宮市への居住・転入理由（上位10項目）**



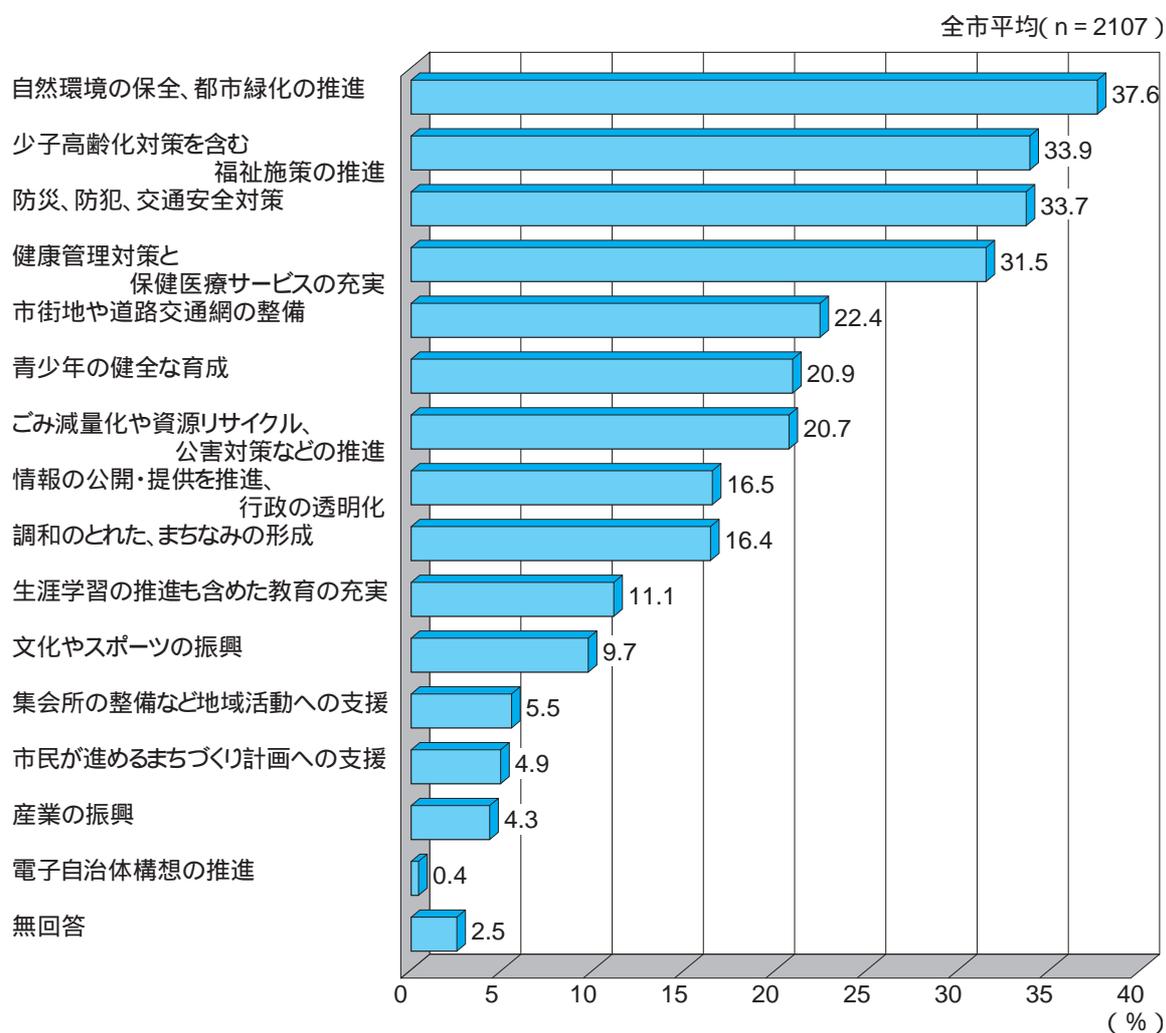
## 4. 西宮市に望む今後の施策

問12 あなたが、今後西宮市に特に力を入れてほしいと思われるものはどのようなことですか。  
次の中から特にあてはまるものを3つまでお選びください。( は3つまで)

### 「自然環境の保全」「福祉」「防災・防犯・交通安全」「医療サービス」が3割台で上位に並ぶ。

西宮市に望む今後の施策としては(3つまでの複数回答)「自然環境の保全、都市緑化の推進」が37.6%と最も多く、以下「少子高齢化対策を含む福祉施策の推進」(33.9%)「防災、防犯、交通安全対策」(33.7%)「健康管理対策と保健医療サービスの充実」(31.5%)が、ほぼ同程度で並んでいる。全体的に際立って要望の多いものは見られず、逆に回答が少なかったものとしては、「電子自治体構想の推進」が0.4%で、まだまだ関心や浸透の低さがうかがえる。

図. 西宮市に望む今後の施策(全市平均)



**コミュニティ別では、地域によって西宮市に対する今後の要望が異なる。**

コミュニティ別では、地域の環境などによって回答率にばらつきがある。特に、平木（55.0%）や香櫨園（53.7%）において「防災、防犯、交通安全対策」（全市平均33.7%）が多く、山口で「市街地や道路交通網の整備」が42.3%（全市平均22.4%）で多いのが目立つ。

**表．西宮市に望む今後の施策（上位5項目に関するコミュニティ別）**

全市平均より回答率が、20%以上高い＝、20%未満～10%以上高い＝  
20%以上低い＝、20%未満～10%以上低い＝

	回答者数	「自然環境の 保全、都市緑 化の推進」	「少子高齢化対 策を含む福祉 施策の推進」	「防災、防犯、 交通安全対 策」	「健康管理対策 と保健医療サ ービスの充実」	「市街地や道 路交通網の整 備」
全市平均	2,107	37.6%	33.9%	33.7%	31.5%	22.4%
香櫨園	54	48.1	29.6	53.7	22.2	24.1
浜脇	120	40.0	40.8	28.3	37.5	24.2
用海	43	37.2	41.9	23.3	25.6	16.3
津門	73	24.7	45.2	28.8	37.0	20.5
春風	66	40.9	33.3	27.3	31.8	19.7
今津	62	37.1	22.6	43.5	38.7	14.5
夙川	40	45.0	27.5	42.5	22.5	30.0
越木岩	85	49.4	30.6	31.8	32.9	17.6
苦楽園	26	53.8	42.3	38.5	30.8	23.1
安井	57	29.8	36.8	35.1	36.8	24.6
大社	56	44.6	44.6	37.5	23.2	19.6
神原	42	40.5	38.1	40.5	26.2	14.3
甲陽	65	52.3	27.7	38.5	24.6	20.0
芦原	13	15.4	53.8	38.5	38.5	38.5
平木	20	30.0	50.0	55.0	20.0	5.0
広田	68	36.8	30.9	33.8	35.3	25.0
上ヶ原	87	42.5	25.3	40.2	27.6	20.7
甲東1	66	33.3	36.4	28.8	40.9	24.2
甲東2	121	44.6	30.6	38.8	24.0	24.0
北口	99	39.4	31.3	34.3	30.3	23.2
平木	107	32.7	27.1	38.3	31.8	16.8
甲子園口	48	43.8	33.3	29.2	43.8	20.8
鳴尾1	137	37.2	29.9	34.3	29.2	21.2
鳴尾2	169	33.7	34.9	30.8	29.6	18.3
鳴尾3	90	38.9	45.6	31.1	35.6	17.8
名塩	76	26.3	35.5	26.3	40.8	36.8
生瀬	44	38.6	36.4	25.0	31.8	27.3
山口	71	19.7	31.0	31.0	29.6	42.3

阪神・淡路大震災  
震災復興10年・西宮からの発信

安全・安心の実現に向けて

平成17年（2005年）3月発行

編集：西宮市総合企画局企画総括室政策推進グループ

〒662 8567 西宮市六湛寺町10 3

TEL 0798（35）3476